令和７年第２回

高山村議会３月定例会会議録

令和７年３月４日　開会

令和７年３月21日　閉会

（18日間）

高山村議会事務局

令和７年第２回高山村議会

３ 月 定 例 会 会 期 日 程

会　期	月　日	曜日	開 議 時 間	摘　　要	備　　考
第１日	３月４日	火	午前10時	本会議（開会） ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・議案上程 ・説明・質疑・討論・採決 ・委員会付託	
第２日	５日	水		休会（議案調査）	
第３日	６日	木	午前10時	本会議（一般質問）	・全協
第４日	７日	金	午前10時	本会議（一般質問）	
第５日	８日	土		休会（議案調査）	
第６日	９日	日		〃	
第７日	10日	月	午前９時	予算決算常任委員会　（総務課）	（第１会議室２階）
			午後１時	〃　（住民税務課）	
第８日	11日	火	午前９時	〃　（産業振興課）	〃
			午後１時30分	〃　（議会事務局、監査委員事務局）	
第９日	12日	水	午前９時	〃　（教育委員会、人権推進室）	〃
			午後１時	〃　（建設水道課、定住支援室）	
第10日	13日	木	午前９時	〃　（健康福祉課）	〃
			午後	※予備	・総文福産建常任委員会
第11日	14日	金	午前10時	予算決算常任委員会（総括質疑）	（議場） ・議会運営委員会
第12日	15日	土		休会	
第13日	16日	日		〃	
第14日	17日	月	午前10時	福祉産建常任委員会	（第１会議室２階） ・全協
			午前10時20分	総務文教常任委員会	
第15日	18日	火		休会（議案調整）	小学校卒業式

					（９：00）
第16日	19日	水		〃	中学校卒業式 （８：30）
第17日	20日	祝		〃	
第18日	21日	金	午後１時30分	本会議（閉会） ・委員長報告 ・質疑・討論・採決	保育園卒園式 （９：00） ・全協

令和７年第２回高山村議会３月定例会会議録（第１号）

令和７年３月４日（火曜日）

高山村告示第２号

令和７年３月４日、高山村議会３月定例会を高山村役場に招集する。

令和７年２月５日

高山村長　藤　沢　敏　和

議　事　日　程

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期の決定

日程第３　諸般の報告

日程第４　同意第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第５　議案第２号　高山村子育て応援基金条例

日程第６　議案第３号　高山村犯罪被害者等支援条例

日程第７　議案第４号　高山村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

日程第８　議案第５号　職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例

日程第９　議案第６号　議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第10　議案第７号　特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第11　議案第８号　特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第12　議案第９号　一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

日程第13　議案第10号　高山村福祉医療費特別給付金条例の一部を改正する条例

日程第14　議案第11号　高山村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第15　議案第12号　森林スポーツ公園温泉条例の一部を改正する条例

日程第16　議案第13号　高山村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

日程第17　議案第14号　非常勤消防団員退職報償金条例の一部を改正する条例

日程第18　議案第15号　高山村高齢者交流センター松の湯荘指定管理者の指定期間の変更について

日程第19　議案第16号　辺地に係る総合整備計画について

日程第20　議案第17号　高山村道路線の変更について

日程第21　議案第18号　高山村道路線の廃止について
日程第22　議案第19号　令和６年度高山村一般会計補正予算（第６号）
日程第23　議案第20号　令和６年度高山村国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
日程第24　議案第21号　令和６年度高山村診療所特別会計補正予算（第１号）
日程第25　議案第22号　令和６年度高山村介護保険特別会計補正予算（第２号）
日程第26　議案第23号　令和６年度高山村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
日程第27　議案第24号　令和６年度高山村温泉開発事業特別会計補正予算（第３号）
日程第28　議案第25号　令和６年度高山村上水道事業会計補正予算（第３号）
日程第29　議案第26号　令和６年度高山村下水道事業会計補正予算（第３号）
日程第30　議案第27号　令和７年度高山村一般会計予算
日程第31　議案第28号　令和７年度高山村国民健康保険特別会計予算
日程第32　議案第29号　令和７年度高山村診療所特別会計予算
日程第33　議案第30号　令和７年度高山村介護保険特別会計予算
日程第34　議案第31号　令和７年度高山村後期高齢者医療特別会計予算
日程第35　議案第32号　令和７年度高山村温泉開発事業特別会計予算
日程第36　議案第33号　令和７年度高山村上水道事業会計予算
日程第37　議案第34号　令和７年度高山村下水道事業会計予算
日程第38　発議第１号　高山村議会基本条例
日程第39　発議第２号　高山村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

本日の会議に付議した事件

１　会議録署名議員の指名
２　会期の決定
３　諸般の報告
４　同意第１号
５　議案第２号～議案第34号
６　発議第１号・発議第２号

出　席　議　員（12名）

１番　久保田　雄　吉　議員	２番　勝　山　正　弘　議員
３番　滝　澤　　聖　議員	４番　梨　本　　進　議員
５番　沖　島　祥　介　議員	６番　髙　井　央　葉　議員
７番　柴　田　弘　男　議員	８番　湯　本　辰　雄　議員

９番　松　本　　茂　議員	10番　山　嵜　秀　治　議員
11番　黒　岩　清　道　議員	12番　西　原　澄　夫　議員

欠　席　議　員（なし）

説明のため出席した者

村　　長	藤　沢　敏　和	副　村　長	小　林　信　彦
教　育　長	澁　谷　茂　夫	総　務　課　長	山　﨑　久　志
住民税務課長（会計管理者）	島　田　　誠	健康福祉課長	黒　岩　　慎
産業振興課長	山　嵜　隆　広	建設水道課長（定住支援室長）	山　嵜　賢　一
教育次長（人権推進室長）	堀　　一　生		

事務局出席職員

事務局長	宮　川　洋　一	書　　記	槇　田　和　子

午前10時05分　　開　会

○議　長（西原澄夫議員）

ただいまから令和７年第２回高山村議会３月定例会を開会します。

議会招集の挨拶があります。

――――――藤沢村長。

○村　長（藤沢敏和）

改めて、おはようございます。高山村議会３月定例会の開会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、令和７年第２回高山村議会３月定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には大変お忙しいところを御参集いただき、ここに開会できますことに対しまして、厚く御礼申し上げます。

日頃は、村政発展のために多大な御尽力を賜っておりますことに、深く敬意と感謝を申し上げます。

さて、今年の冬は特に２月に入りましてからは、相次いで強い寒気が日本列島を覆い、日本海側を中心にふだん積雪のない地域でも記録的な大雪となるなど、寒波による影響が長期化し、各地で雪による事故や被害等が多く発生をいたしました。一方、本村におきましては雪による被害報告はございませんが、２月以降は平年に比べて降雪量が多く非常に厳しい寒さが続いておりましたが、

ようやく先週あたりから徐々に寒さが和らいでまいりました。しかしながら、今冬の厳しい寒波や今後の遅霜など異常気象による農作物等への影響が大変心配されますが、今年こそは平穏な災害のないよい年でありますよう念願するものでございます。

ロシアのウクライナ侵攻から３年余りが経過し、ウクライナは国土の約２割を占領され、両軍とも数十万人規模の死傷者を出す激戦で、第二次大戦後の欧州で最悪規模の戦争になったと言われております。そうした中で先月28日、世界が注目する中、トランプ米大統領とウクライナのゼレンスキー大統領との会談が行われ、報道陣の前で激しい口論を繰り広げる異例の展開となり、会談は決裂してしまいましたが、これ以上犠牲者を生まないためにも一刻も早い関係の修復を望むものであります。

今月１日から７日まで春の全国火災予防運動が実施されていますが、現在も延焼が続いている岩手県大船渡市の大規模山林火災は、昨日時点で2,100ha以上が焼失したと言われ、平成以降の山火事で国内最大規模と言われております。また、このところ高気圧に覆われて気温が上昇したことにより、各地で下草火災が相次いでおり死傷者が出ておりますので、農作業等をする際は気象情報等を確認の上、くれぐれも安全に行動していただくようお願い申し上げます。

最近の景気動向を見ますと、景気は一部に足踏みが残るものの緩やかに回復しているとした上で、先行きについては雇用、所得環境が改善する下で各種政策の効果もあって緩やかな回復が期待されると言われております。そのような中で依然物価高騰が続いており、４月以降も既に値上げを予定している品目もあることから、消費者にとってはまだまだ厳しい状況が続くものと思われますが、今後、実質賃金の伸びがプラスに転じ推移していくかどうかに注視するとともに、一日も早い景気回復を願うものであります。

今定例会に提案いたしました議案は、同意案件１件を始め条例案、当初予算案など、全部で34件でございます。

十分御審議をいただき、議決を賜りますようお願い申し上げまして、議会招集の御挨拶といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議　長（西原澄夫議員）

これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配りました印刷物のとおりです。

日程第１　会議録署名議員の指名

○議　長（西原澄夫議員）

日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、11番　黒岩清道議員、１番久保田雄吉議

員及び２番　勝山正弘議員を指名します。

日程第２　会期の決定

○議　長（西原澄夫議員）

日程第２　会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から３月21日までの18日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議　長（西原澄夫議員）

異議なしと認めます。

会期は、本日から３月21日までの18日間に決定しました。

日程第３　諸般の報告

○議　長（西原澄夫議員）

日程第３　諸般の報告を行います。

それぞれの委員長から、前定例会から今定例会までの間に行った所管事務の調査についての報告があり、別紙のとおりお手元に配りましたので報告します。

監査委員からは、１月及び２月分の執行した出納検査について報告があり、別紙のとおりお手元に配りましたので報告します。

前定例会会議後に、議員の派遣を議長において別紙のとおり決定しておりますので報告します。

広報担当職員による写真撮影を会議規則第102条によって許可しましたので報告します。

これで諸般の報告を終わります。

日程第４　同意第１号

～

日程第37　議案第34号

○議　長（西原澄夫議員）

日程第４　同意第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてから日程第37　議案第34号　令和７年度高山村下水道事業会計予算までの34件を一括議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

――――――藤沢村長。

○村　長（藤沢敏和）

令和７年度一般会計予算案を始めとする各議案の御審議をいただくにあたり、私の村政運営に向けての所信の一端と、主要施策の概要を申し上げ、議員各位並びに村民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げる次第であります。

昨年11月に就任以来、私の基本理念であります「村民の幸せに結びつく村政」及び「高山村の輝く未来に繋がる村政」の２点を評価軸として「チームワーク」、「スピード感」、そして「対話」を大切に様々な施策や課題に取り組んでまいりました。

政府は、昨年11月22日に、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を決定し、持続的な賃上げと所得向上施策や物価高から国民生活を守るための施策など、経済対策となる３本の柱を掲げ、新たなステージに向けて取組が進められております。

一方、本村におきましては、これまで活力ある村政運営を行うとともに、村民の憩いの場となる公民館改修工事の早期完成に向けた取組のほか、「日本で最も美しい村」連合への加盟や、全村がユネスコエコパークに登録された村として、自然と人とが共生する村づくりを一層進め、「失ったら二度と取り戻せない」美しい自然景観や農村景観、そして文化を守るとともに、未来へ引き継ぐ取組を行ってまいりました。

また、防災拠点の機能強化やゼロカーボンの実現に向けて、高山中学校に再エネ設備を整備したほか、高山分署の指令車を更新し、安全・安心な村づくりを推進してまいりました。

また、国の交付金等を活用して、65歳以上の高齢者世帯等への燃料券の配布をはじめ、低所得世帯や子育て世帯への給付金の支給などにより、真に村民の皆様に寄り添った行政運営に努めてまいりました。

このため、令和７年度の村政運営に当たりましては、２年近くにわたり村民の皆様と共に検討し、策定してまいりました「第六次高山村総合計画後期基本計画」に基づき、「第三期高山村総合戦略」を策定し、未来に向けた展望の持てる村づくりに努めてまいる所存であります。

また、自然災害などあらゆる災害に強い「安全・安心な村づくり」を最重要課題に位置づけるとともに、子育て支援策の充実による「幸せな村」をはじめ、村民の皆様が誇れる、そして訪れるお客様に満足していただける「誰からも愛される村」、さらには安定した果樹産業や村内の商工業事業者等への支援を強化した「各産業が充実した村」、また、お客様でにぎわう「活力ある元気な村」を村民の皆様に見える形で積極的に取り組んでまいりますので、今後ともなお一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以下、主な施策につきましては順次その概要を申し上げます。

まず初めに、「活力とにぎわいのある産業のむら」について申し上げます。

本村の基幹産業であります農業は、「高山村産りんご」としてブランド化されておりますが、農業従事者の高齢化や担い手の減少などにより、樹園地の面積が減少し、生産量の確保が課題となっております。

このような状況を踏まえ、農業委員会やＪＡなどと連携を図り、農地中間管理機構事業等を活用し、認定農業者や認定新規就農者など、経営の規模拡大を目指す担い手農家への農地集積を図るとともに、「りんご」、「ぶどう」、「ワイン用ぶどう」等の苗木の更新や棚資材の購入等に対する支援を拡充するほか、遊休荒廃農地を再生するための補助金を増額し、生産量と優良農地の確保に努めてまいります。

また、新規就農を目指す皆様を村外から積極的に受け入れるため、就農相談会の開催をはじめ、農業体験の実施に加えて、新規就農者の農業技術や営農初期の農機具整備等への支援など、経費の負担軽減を図りながら新規就農者の確保に努めてまいります。

さらに、熊やイノシシなどの有害獣から農作物や人命を守るため、地域の皆様による恒久電気柵等の維持管理が負担となってきておりますことから、電気柵遠隔通電監視システムを試験導入するほか、電気柵周辺の緩衝帯整備事業等を進め、地域の皆様の負担軽減を図りながら適正な維持管理に努めてまいります。

将来を見据えた魅力ある農業の基盤づくりにつきましては、果樹栽培に適した自然条件など、地域の特性を活かした営農を確立するため、農道・水路等の農業生産基盤の充実に努めるほか、村民の皆様から御要望の強い生産・販売等施設の整備に向けて、関係機関と調整を図ってまいります。

林業振興では、台風等による倒木を原因とした停電を防ぐため、森林環境譲与税を財源に、県道沿いの支障木等を伐採するとともに、私有林の間伐を促進するため、その費用の一部を助成するほか、人による踏査が困難な区域においてドローンを活用した森林現況調査を実施し、今後の森林整備や災害防止対策に活かしてまいります。

商工業の振興につきましては、物価高騰等による影響を受けた商工・観光事業者等を支援するため、引き続きプレミアム付商品券発行事業を支援するとともに、県の「中小企業振興資金」等の融資に伴う利子補給や、信用保証協会保証料の負担などを支援してまいります。

観光振興につきましては、スケールの噴出や湯量減少のほか、揚湯管の老朽化に対応し、安定的な温泉の供給を実施するため、蕨温泉の新たな源泉掘削に着手するほか、県道から雷滝に至る遊歩道に設置してある転落防止柵をロープから擬木製品に改修し、観光客などの皆様の安全対策の向上を図ってまいります。

また、テレビ番組の制作や鉄道会社と連携した観光ＰＲ活動を実施するなど、本村の知名度アップを図ってまいります。

次に、「笑顔あふれる健康・福祉のむら」について申し上げます。

少子化問題は、社会経済の根幹を揺るがしかねない喫緊の課題であります。子どもは、社会の希

望であり、地域の宝であります。

村の将来を担う子どもを安心して産み、育てることのできる環境を整備し、子どもたちが健やかに育つことのできる社会の実現を目指して、引き続き、結婚から妊娠、出産、子育て、教育に至るまでのライフステージに応じた総合的な少子化対策のほか、子育て支援センターにおける相談体制の充実に努めてまいります。

また、結婚を希望する若者などに対し、婚活支援として出会いの機会につながる情報提供を行うため、「長野県婚活支援センター」と結婚相談事業を実施するほか、村の社会福祉協議会や商工会と連携し、婚活イベントを開催するなど、出会いの場の確保に努めてまいります。

さらに、結婚を機に村内に定住する方には、結婚祝金を支給するほか、住宅建設や賃貸料、引っ越し費用を補助するなど、結婚に伴う経済的な負担軽減を図るとともに、定住対策による人口の流出防止と村外からの移住対策を促進してまいります。

子育て支援につきましては、出産祝金やおむつ購入費の助成拡充、不妊治療費を助成するほか、子育て応援交付金事業の実施や、新たに子育てに関する情報をプッシュ型で提供できるアプリを導入するなど、子育て世帯の経済的な負担軽減を図ってまいります。

さらに、家庭で保育を行っている保護者が都合により保育できない場合は、保護者に代わって登録した「保育提供者」が保育を行う「ファミリーサポートセンター」の充実に努め、子育て世帯を支援してまいります。

保育園につきましては、多様化する保育ニーズに的確に対応するため、たかやま保育園の受入れ体制やＩＣＴを活用した保育園運営などの取組のほか、３歳未満児の発達段階に応じてきめ細かな安全で安心な離乳食の提供を継続するとともに、新たに冬期間における３歳児以上の主食を温かく提供できるよう、保温庫を導入いたします。

また、村独自で３歳から５歳児までの副食費と病後児保育等の利用料を引き続き全額公費負担し、子育て世帯の経済的な負担軽減を図ってまいります。

高齢者施策につきましては、民生児童委員を始め、地域の皆様と連携を図りながら、独り暮らし高齢者等に対する見守り活動を行い、配食サービスや独り暮らし高齢者宅に設置する緊急通報装置を活用した安否確認等を継続実施することで、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくための生活支援サービスを提供するとともに、高齢者のごみ出しを支援する「高山村ふれあい収集事業」などによって、高齢者の皆様が安心して暮らせる地域づくりに取り組んでまいります。

障がい者施策につきましては、障がいをお持ちの方が社会や地域で自立してあらゆる活動に参画していただけるよう社会福祉協議会や須高地域総合支援センター等の関係機関と連携を図るとともに、須高三市町村で共同設置する「須高地域成年後見支援センター」を拠点とする相談体制の充実や利用促進を図り、障がい者の権利擁護の確保に努めてまいります。

健康づくり・医療につきましては、定期的な健康診査や各種検診等の受診を勧奨し、疾病の早期

発見、早期治療を促進するとともに、高血圧予防教室や健康ポイント事業を通して一人ひとりに合った相談・指導の充実を図る中で、医療費の抑制、健康増進事業に努めてまいります。

また、高山診療所をはじめ、他の医療機関や近隣自治体と連携し、安心して医療を受けることができる診療体制の充実を図ってまいります。

次に、「豊かな自然と共生する安全・快適なむら」について申し上げます。

「高山村景観条例」をはじめ、「日本で最も美しい村」連合や「志賀高原ユネスコエコパーク」の理念に沿って、豊かな自然環境の保全に努めるとともに、「エネルギーの地産地消」や「温室効果ガスの大幅削減」、「気候変動などへの対応」の取組を展開し、「気候エネルギー自治」の確立に努めてまいります。

生活基盤の根幹であります道路交通網の整備につきましては、幹線道路網整備計画や橋梁長寿命化修繕計画に沿って、引き続き、安全性を重視した生活道路の確保に努めてまいります。

特に村道などの走行性及び安全性の維持・向上を確保するため、起債など有利な財源を活用し、劣化や損傷している緊急性の高い道路舗装の改修を積極的に行い、安全に安心して利用できる生活道路の整備を図ってまいります。

移住・定住の促進につきましては、新たに若い世代の経済的負担軽減を目的に、奨学金返還者に対する補助を行うほか、45歳以下の若者が親との同居を機に住宅の購入等に係る費用を助成し、人口増加と世代間の支え合いを推進してまいります。

また、増加傾向にある空き家対策につきましては、空き家バンクの登録を推し進めるほか、空き家の購入等に係る費用の助成や個別相談会、移住者交流会を開催するなど、個々の問題や意向把握に努め、空き家の適正管理と利活用を促進してまいります。

公園の整備及び充実につきましては、ＹＯＵ游ランドをはじめ、福祉公園など、施設や遊具に係る安全点検や適正な維持管理に努め、公園を利用される皆様に満足していただける環境整備を図ってまいります。

上下水道につきましては、水道水の安定供給と下水道の適正処理のため、施設の計画的な整備により、長寿命化を図ってまいります。

また、令和６年度から公営企業会計へ移行した下水道事業とともに、上水道事業の経営の健全化を図るため、中長期的な財政面や経営方針を定めた経営戦略の策定を進めてまいります。

治山・治水対策につきましては、防災・減災対策として、引き続き、駒場地区の排水対策工事を継続し、大雨等による被害の拡大防止に努めてまいります。

安心で快適に暮らせるための公共交通の確保につきましては、令和５年度に策定した「第二期地域公共交通計画」に基づき、令和６年度に策定した「高山村地域公共交通利便増進実施計画」に沿って、本年10月から試行的に新たな公共交通体系の運行を図ってまいります。

村民生活の安全・安心の確保につきましては、今なお地震や大雨による土砂災害、火山噴火など

の大規模な自然災害が全国各地で発生しておりますことから、今後の集中豪雨や地震等による自然災害に備えるとともに、自主防災会などと実践的な防災訓練等を通して、引き続き、危機管理・防災意識の醸成に努めてまいります。

また、地域における消防力の向上と地域の安全・安心を守る消防団員の活動を支援するため、老朽化した小型動力ポンプをはじめ、ホースや器具庫等も順次更新し、消防・防災体制の強化を図ってまいります。

次に、「一人ひとりが輝く教育、文化・スポーツのむら」について申し上げます。

村では、教育委員会との相互連携を図り、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき設置した「総合教育会議」や「教育大綱」に沿って、教育行政の推進に努めてまいります。

保育園・学校教育につきましては、子どもたちが生きる力を身につけ、個性や創造性を伸ばしながら次代を担う人材として成長できるよう、保育園から中学校まで一貫した教育体系の整備充実により、学力の向上を図るとともに、保育園、学校、家庭、地域が一体となって「信州型自然保育」の充実に努め、園児の健やかな成長や保護者の皆様に寄り添った安心できる保育所運営に努めてまいります。

小学校では、３・４年生の社会科等の「副読本」を活用し、村のすばらしい自然や文化・産業などの学習を深め、ふるさと高山村に愛着を持ってもらうことができるよう努めてまいります。

一方、中学校では、引き続き、社会や数学の学習支援員を配置し、生徒の学力の向上を図るとともに、心の悩みを抱えた生徒の相談や不登校ぎみな生徒を支援するための支援員を配置するなど、基本的な生活習慣や学習習慣の向上に取り組んでまいります。

また、部活動の地域移行につきましては、県が示す土・日・休日の部活動を令和８年度末までにスムーズに移行できるよう、スポーツ少年団や関係団体の皆様の御意見等をお聞きしながら、子どもたちの活動の場を支援してまいります。

また、教育現場において効果的なＩＣＴの活用が図られるようデジタル教科書や学習用教材を活用するなど、様々な情報を適正に選択していける人材の育成に向けた学校教育を積極的に推進してまいります。

さらに、小中学校入学前の支度金として入学応援給付金を支給するほか、テスト経費、総合的な学習の時間等に係るバスの運行経費や緊急連絡システムの経費などを引き続き公費負担してまいります。

学校給食費につきましては、令和６年度から実施しております全額無償化を継続し、保護者の経済的な負担軽減を図るとともに、学校給食の質の確保と充実に努めてまいります。

一方、高校生に対しましては、奨学金の貸与を始め、村内の定期路線バスの利用者を対象に、定期券購入費の７割を助成し、保護者の経済的な負担軽減を図るとともに、バス利用の促進を図ってまいります。

生涯学習・文化の向上・スポーツの推進につきましては、村民の皆様一人ひとりが心豊かに生きがいを持って生活を送っていただける環境づくりが極めて重要であると思っております。

このため、老朽化が進む公民館につきましては、学びの場・憩いの場として、現代の生活スタイルを取り入れたホールや図書室機能の充実を図るため、令和８年４月の開所に向けて、早期の完成を目指してまいります。

また、文化財の保護や地域の伝統芸能などの継承、スポーツ少年団や部活動の地域移行など小中学生との関わりなど、少子高齢化の影響により地域において新たな課題が見えておりますことから、必要な活動が次の世代に引き継がれるよう支援してまいります。

また、新年度は、隔年で実施しております「体育祭」の開催年に当たることから、地域の連帯感の高揚を図り、人とのつながりを再認識していただくため、内容等を工夫しながら開催をしてまいります。

次に、「ともに創る参画と協働のむら」について申し上げます。

村民の皆様と共に策定いたしました「第六次高山村総合計画」に基づき、その将来像であります「ずっと住みたい　また訪れたい　いいね信州高山」の村づくりに向けて全力を傾注してまいりますとともに、後期５か年計画に沿って施策を進めてまいります。

また、国が定めた「第二期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、令和７年度を初年度とする「第三期高山村総合戦略」に沿って、関係人口の創出や拡大、子育て支援や、定住・移住促進事業等の施策を通じて、人口減少の抑制に努めてまいります。

加えて、国が示す「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に沿って、行政サービスのオンライン化等を進め、業務の効率化を図るとともに、住民サービスの向上に努めてまいります。

一方、行財政運営につきましては、地方交付税などが不透明で増額が見込めない中、「自律して持続可能な魅力ある村づくり」を実現するため、村税などの収納率の向上や住民との協働による村づくりを一層推進しながら、積極的に行財政改革を進めてまいります。

また、本村の特産品等を返礼品とする「ふるさと納税」につきましては、品目の拡大等を図り、高山村をさらに応援していただける取組を進めてまいります。

最後に、村政運営にあたりまして、村民の皆様との協働による村づくりを推進するため、「ブロック行政懇談会」や「出前いろり端会議」、「気軽に村長室」や「きらめきポスト」等を通じて、村民の皆様の御意見等をお聞きするとともに、広報紙や行政無線、ホームページなど、広報・広聴の充実に努めてまいります。

村民の皆様におかれましては、可能な範囲で村づくりに参画していただきますよう、御理解と御協力をお願い申し上げます。

今後とも、本村発展のために職員と共に一層の情熱を傾け、村民の皆様のための村政運営に努めてまいる所存であります。

議員各位をはじめ、村民の皆様のなお一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げまして、村政の運営方針といたします。

なお、御提案いたしました議案のうち、条例等につきましては副村長から、予算につきましては総務課長から、それぞれ御説明申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――小林副村長。

○副村長（小林信彦）

同意第１号から議案第18号までの18件について一括して御説明を申し上げます。

同意第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて申し上げます。

本案は、人権擁護委員であります「山際秀一さん」の任期が来る６月30日に満了となりますが、引き続き、人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

議案第２号　高山村子育て応援基金条例について申し上げます。

本案は、未来を担う子どもたちの健やかな成長を願い、村民が安心して子どもを産み、育てる環境づくりに安定的に取り組むため、新たに子育て応援基金条例を制定するものであります。

議案第３号　高山村犯罪被害者等支援条例について申し上げます。

本案は、犯罪被害者等基本法の規定に基づき、地方公共団体の責務として、犯罪等の被害者及びその家族が孤立することなく地域で安心して暮らし続けていけるよう、必要とする施策を総合的かつ計画的に推進するため、関係機関と連携した支援が必要なことから、条例を制定するものであります。

議案第４号　高山村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」が公布され、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正に伴い、規定を整備する必要が生じたため、条例の一部を改正するものであります。

議案第５号　職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、令和６年８月８日の人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」における「仕事と生活の両立支援の拡充」に係る項目が示され、時間外勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大等により、規定を整備するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第６号　議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、令和６年８月８日の人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に準じて、特別職の国家公務員の期末手当の支給月数が改定されたことから、本村においても同様に、議会の議員の期末手当を年間0.05月分引き上げるとともに、令和６年10月23日付で、高山村特別職報酬等審議会長から議員報酬の額の引上げに関する答申を受け、その答申内容を尊重し、令和７年４月１日から議員報酬の額を改定するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第７号　特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案についても、令和６年10月23日付で、高山村特別職報酬等審議会長から、日額で定める委員の報酬額に関する引上げの答申を受け、その答申内容を尊重し、これまでの日額6,200円を6,500円に引き上げるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第８号　特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案も、議案第６号と同様に、人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に準じ、特別職の国家公務員の期末手当の支給月数が改定されたことから、本村においても、常勤の特別職の職員の期末手当を年間0.05月分引き上げるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第９号　一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、令和６年８月８日の人事院勧告に準じて、一般職の職員の給料月額を平均で2.76％引き上げるとともに、期末手当及び勤勉手当をそれぞれ年間0.05月分引き上げるほか、任期付職員の給料月額などの引上げや会計年度任用職員の支給に係る規定の見直しなどのため、条例の一部を改正するものであります。

議案第10号　高山村福祉医療費特別給付金条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、18歳以下の乳幼児等に係る医療費を、令和７年４月１日から無償化し、子育てに係る経済的負担の軽減を図るため、条例の一部を改正するものであります。

議案第11号　高山村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、「栄養士法」が改正され、管理栄養士養成施設卒業者については、栄養士免許を取得せず、管理栄養士になることが可能となったことから、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部が改正されたことに伴い、この基準を参酌し、条例の一部を改正するものであります。

議案第12号　森林スポーツ公園温泉条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、物価高騰等の影響により、森林スポーツ公園の温泉使用料を月額５万円から６万円に引き上げるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第13号　高山村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令」が公布

され、非常勤消防団員等及び消防作業従事者の損害補償に係る補償基礎額が引き上げられることに伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第14号　非常勤消防団員退職報償金条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令」の一部が改正され、消防団員退職報償金の勤務年数区分に、新たに「35年以上」が追加されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第15号　高山村高齢者交流センター松の湯荘指定管理者の指定期間の変更について申し上げます。

本案は、指定管理者制度により維持管理を高山村社会福祉協議会に委託している松の湯荘の指定期間が令和８年３月31日に満了することになりますが、施設の老朽化が著しいことから施設利用を中止するとともに、指定期間を令和７年３月31日に変更したいため、地方自治法の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

議案第16号　辺地に係る総合整備計画について申し上げます。

本案は、奥山田地区の辺地に係る総合整備計画を変更したいので、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

議案第17号　高山村道路線の変更について申し上げます。

本案は、村道三郷21号線の橋梁の撤去によるルート変更などに伴い、村道路線を変更するため、道路法の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

議案第18号　高山村道路線の廃止について申し上げます。

本案は、村道松原12号線の売却に伴い、村道路線を廃止するため、道路法の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

以上、条例案等18件について一括して御説明申し上げましたが、十分御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案説明といたします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――山﨑総務課長。

○総務課長（山﨑久志）

議案第19号から議案第34号までの16件について一括して御説明を申し上げます。

議案第19号　令和６年度高山村一般会計補正予算（第６号）について申し上げます。

この補正予算は、歳入歳出それぞれ１億5,533万5,000円を減額し、当初予算からの累計額を53億4,036万円とするものであります。

補正の主なものは、歳出では、総務費の総務管理費で、人事院勧告に準じて、給与改定や人事異動に伴う一般職職員及び会計年度任用職員の人件費を追加する一方、事業費の精査により、公共施

設再エネ設備整備事業のほか、ふるさと創生基金積立金の減額など、１億2,581万8,000円を減額。

選挙費では、高山村長選挙及び衆議院議員総選挙一般経費など748万4,000円を減額。

民生費では、社会福祉費で、支線交通運行委託料などを追加する一方、障害者自立支援給付費の減額など993万5,000円減額。

衛生費では、保健衛生費で、新型コロナウイルスワクチン接種者の減少に係る予防接種委託料を減額する一方、老朽化に伴うＹＯＵ游ランドのウオーキングプールろ過ポンプの取替え修繕の追加などにより1,235万1,000円追加。

農林水産業費では、農業費で、事業費の精査により、新規就農者支援補助金や果樹振興事業補助金の減額など589万9,000円減額。

商工費では、スパ・ワインセンター内エアコン設置工事請負費を追加する一方、事業費の精査により、商工業指導事業補助金やにぎわいの場創出事業に係る工事請負費の減額など2,381万4,000円減額。

土木費では、道路橋梁費で、除雪委託料を追加する一方、事業費の精査により、急傾斜地崩壊対策事業工事負担金や村道改良工事請負費の減額など3,711万5,000円減額。

消防費では、消防費で、人事院勧告に伴う給与改定分の追加により広域消防事務委託料など873万1,000円追加。

教育費では、教育総務費で、人事異動に伴う一般職職員人件費の減額など894万円減額、給食施設費で、人件費や耐用年数を経過している食器の更新など820万円を追加し、歳入では、地方交付税の普通交付税で１億927万2,000円追加。

国庫支出金で、事業費の確定に伴い、障害者自立支援給付費負担金や児童手当負担金のほか、二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金や道路更新防災等対策事業費補助金など6,668万8,000円減額。

県支出金で、障害者自立支援給付費負担金や児童手当負担金、衆議院議員選挙費委託金など1,341万8,000円の減額。

財産収入で、ふるさと創生基金利子など938万5,000円追加。

寄附金で、ふるさと納税寄附金6,100万円の減額。

繰入金で、ふるさと創生基金繰入金4,100万円の減額。

村債で、防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債や緊急自然災害防止対策事業債、観光施設整備事業債や村道改良事業債など8,959万6,000円を減額し、歳入超過となる4,271万円を予備費に追加し、収支均衡予算といたしました。

なお、教育費の公民館一般経費のほか５事業につきましては、その事業の全部または一部を翌年度に繰り越して実施することといたしました。

議案第20号　令和６年度高山村国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について申し上げます。

この補正予算は、歳入歳出それぞれ5,444万5,000円を減額し、当初予算からの累計額を８億

7,755万7,000円とするものであります。

補正の主なものは、歳出では、保険給付費の療養諸費で4,913万1,000円を減額し、歳入では、国民健康保険税で467万円追加、県支出金の県補助金で5,651万7,000円減額、繰入金の基金繰入金で702万3,000円減額、諸収入の雑入で435万4,000円を追加し、歳入超過となる429万7,000円を予備費に追加して収支均衡予算といたしました。

議案第21号　令和６年度高山村診療所特別会計補正予算（第１号）について申し上げます。

この補正予算は、歳入歳出それぞれ16万3,000円を追加し、当初予算からの累計額を7,717万6,000円とするものであります。

補正の主なものは、歳出では、総務費の施設管理費で126万7,000円を減額する一方、医業費で143万円追加。

歳入では、診療収入の外来収入で362万1,000円を減額する一方、繰越金で378万4,000円を追加いたしました。

議案第22号　令和６年度高山村介護保険特別会計補正予算（第２号）について申し上げます。

この補正予算は、歳入歳出それぞれ1,040万4,000円を減額し、当初予算からの累計額を７億9,857万4,000円とするものであります。

補正の主なものは、歳出では、保険給付費の介護サービス等諸費で、居宅介護サービス等給付費を減額する一方、施設介護サービス給付費や地域密着型介護サービス給付費の追加により790万円追加、特定入所者サービス等費で750万円を減額し、歳入では、介護保険料で564万1,000円を追加、国庫支出金の国庫補助金で2,251万9,000円減額し、歳入不足となる1,491万1,000円を予備費から減額いたしました。

議案第23号　令和６年度高山村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について申し上げます。

この補正予算は、歳入歳出それぞれ973万8,000円を追加し、当初予算からの累計額を１億2,239万7,000円とするものであります。

補正の主なものは、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金で920万9,000円を追加し、歳入では、後期高齢者医療保険料970万6,000円を追加し、歳入超過となる52万9,000円を予備費に追加して収支均衡予算といたしました。

議案第24号　令和６年度高山村温泉開発事業特別会計補正予算（第３号）について申し上げます。

この補正予算は、歳入歳出それぞれ226万2,000円を追加し、当初予算からの累計額を6,368万8,000円とするものであります。

補正の主なものは、歳出では、温泉給湯事業費で、奥山田温泉給湯事業の電気料を精査により減額する一方、山田温泉給湯事業の工事請負費や奥山田温泉給湯事業の施設整備基金積立金の追加など306万7,000円を追加し、歳入では、温泉使用料218万円を追加し、歳入不足となる45万6,000円を

予備費から減額いたしました。

議案第25号　令和６年度高山村上水道事業会計補正予算（第３号）について申し上げます。

この補正予算は、水道事業費用の営業費用では232万4,000円を追加し、累計額を１億1,368万9,000円とし、資本的収入では、一般会計繰入金など35万8,000円を追加し、累計額を1,547万9,000円とする一方、資本的支出では、建設改良費で消火栓更新工事請負費35万8,000円を追加し、累計額を4,514万円とするものであります。

議案第26号　令和６年度高山村下水道事業会計補正予算（第３号）について申し上げます。

この補正予算は、下水道事業収益の営業収益で10万円を追加し、累計額を１億491万5,000円、営業外収益で9,131万円を追加し、累計額を１億3,250万4,000円とする一方、下水道事業費用の営業費用では9,190万7,000円を追加し、累計額を２億1,983万4,000円とし、下水道事業資本的収入では、企業債で630万円を減額し、累計額を1,880万円、補助金で37万4,000円を減額し、累計額を1,212万6,000円とする一方、下水道事業資本的支出では、建設改良費の千曲川流域下水道維持管理費負担金の減額などに伴い4,250万6,000円を減額し、累計額を6,117万円とするものであります。

次に、議案第27号　令和７年度高山村一般会計予算について申し上げます。

この会計の予算総額は51億5,000万円で、前年度の当初予算と比較して13.3％の増であります。

歳入の主なものは、村税では、個人住民税で、給与及び事業所得の増加を見込み、所得割の増収などを考慮して前年度並みの７億2,754万5,000円といたしました。

地方譲与税では、森林環境譲与税の増額を見込み2.8％増の6,011万3,000円を計上いたしました。

地方消費税交付金では、前年度同額の１億5,200万円といたしました。

地方特例交付金では、個人住民税の定額減税分の国の補塡が終了するため、92.6％減の240万円を計上いたしました。

地方交付税につきましては、地方財政見通し等を踏まえ、1.5％増の18億7,100万円といたしました。

使用料及び手数料では、村営住宅使用料などの前年度実績等を勘案し、0.5％増の7,346万4,000円といたしました。

国庫支出金では、新たにデジタル基盤改革支援補助金などが増額となる一方、二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金に係る国庫補助金などが減額となったことに伴い、9.7％減の３億7,733万9,000円といたしました。

県支出金では、農道水路等長寿命化・防災減災事業補助金や参議院議員総選挙委託金などが増額となったことに伴い、12.2％増の２億4,915万5,000円といたしました。

寄附金では、ふるさと納税寄附金の前年度実績等を勘案し、28.8％減の7,400万1,000円といたしました。

繰入金では、一茶ゆかりの里離れ家茅葺屋根ふき替え工事のための「社会教育施設整備基金繰入

金」の増などにより、30.7%増の３億9,025万3,000円といたしました。

諸収入では、消防団員の編成替えに伴う消防団員退職報償金収入の増などに伴い、3.8%増の１億2,680万6,000円といたしました。

村債では、高山中学校体育館空調設備工事に係る「緊急防災・減災事業債」や減災を目的とした河川・排水路改修のための「緊急自然災害防止対策事業債」、蕨温泉の源泉掘削に係る「辺地対策事業債」などに伴い、133%増の９億3,510万円といたしました。

次に、歳出につきましては、各款ごとに主なものを申し上げます。

まず、総務費におきましては、総務管理費の一般管理費で、宿直業務の民間警備会社への代行業務や公共施設の図面・設計図書などをデータ化するための公文書電子化など、委託料に1,821万1,000円計上。

文書広報費では、「広報たかやま」や行事カレンダーなど、印刷製本費に860万円計上。

財政管理費では、地方公会計財務４表作成に係る地方公会計業務委託料に170万5,000円計上。

財産管理費では、高山村公・共有林管理協議会負担金に160万7,000円を計上。

公共施設改良費では、災害時の防災拠点施設及び指定避難所となる高山中学校体育館空調設備整備工事に２億7,000万円を計上いたしました。

企画費では、信州高山食の祭典の開催委託料に450万円、太陽光発電や住宅用蓄電池システム等設置に係る地球にやさしい住宅用エネルギー設備等設置費補助金300万円、高山村ふるさと景観育成寄附金事業に3,397万6,000円を計上。

情報化推進費では、全国システムの標準化対応などに係る委託料に9,530万7,000円計上。

諸費では、自治区施設整備等補助金に600万円計上。

基金費では、ふるさと納税寄附金を積み立てるため、ふるさと創生基金積立金に7,000万円、村営住宅等の適正な管理等を図っていくため、高山村営住宅等基金積立金に845万1,000円、新たに子育て応援基金積立金に1,000万円を計上。

徴税費の賦課徴収費では、税業務全般に係るリームスシステム使用料や個人住民税システム使用料など、電算使用料に1,819万8,000円計上。

戸籍住民基本台帳費では、コンビニ交付システム保守料や全国システムの標準化対応などに係る電算委託料に2,349万7,000円、戸籍システム使用保守委託料として629万2,000円を計上。

選挙費では、参議院議員通常選挙一般経費に1,390万1,000円、任期満了に伴う村議会議員一般選挙一般経費に1,506万1,000円を計上いたしました。

統計調査費では、国勢調査など指定統計調査実施に係る統計調査一般経費に363万円計上。

民生費におきましては、社会福祉費の社会福祉総務費で、須高地域成年後見支援センター業務委託料377万9,000円、社会福祉協議会助成金1,785万4,000円、定住促進結婚祝金に100万円、介護保険特別会計繰出金１億1,674万7,000円計上。

高齢者福祉費では、高齢者等公共交通ＩＣカード利用者負担金146万3,000円、老人福祉施設措置費919万7,000円、寝たきり高齢者等家庭介護手当495万円、シニアクラブの加入者促進を支援するため、シニアクラブ育成事業に121万円計上。

障害者福祉費では、障害者医療費特別給付金2,035万8,000円、重度心身障害者家庭介護手当144万円、人工透析等患者見舞金175万円、障害者自立支援給付費２億2,321万4,000円、地域生活支援事業給付費に156万7,000円計上。

社会福祉施設費では、高齢者福祉センターの指定管理料680万円、ふれあい号奥山田牧線及び支線交通運行委託料や地域間幹線系統路線運行補助金など、公共交通事業に6,453万円計上。

地域包括支援センター費では、介護予防サービス計画作成委託料に322万8,000円計上。

保健福祉費では、後期高齢者医療広域連合医療給付費負担金に8,220万円、国民健康保険特別会計繰出金に4,707万8,000円、後期高齢者医療特別会計繰出金に2,864万9,000円を計上いたしました。

児童福祉費の児童福祉総務費では、高校３年生相当の18歳までの医療費負担を軽減する乳幼児等医療費特別給付金に1,800万円、新たに子育て世帯ショートステイ事業委託料として９万8,000円計上。

児童手当費では、児童手当に１億2,535万6,000円、４歳未満の乳幼児に対しおむつ購入費を助成する乳幼児おむつ購入助成金に385万円、出産祝金140万円、３歳未満児の乳幼児を日中家庭で育児する保護者の皆さんを対象に村内で利用できる商品券を支給する家庭育児給付金に100万円計上。

保育所運営費では、村外の保育所へ通園する園児の保育所運営費委託料338万8,000円、私立幼稚園等へ通園する園児の幼保無償化に伴い、子育てのための施設等利用給付交付金に177万6,000円計上。

児童福祉施設費では、給食材料費に952万8,000円、児童クラブ事業に1,270万9,000円計上。

子育て支援センター費では、子育て支援センター事業238万1,000円計上。

災害救助費では、災害備蓄品など災害救助一般経費に205万円を計上。

人権推進費では、部落解放協調団体活動補助金104万円、男女共同参画社会づくり計画見直しに係る委員報酬やいきいきフォーラムの開催など、男女共同参画推進事業に64万6,000円を計上いたしました。

衛生費におきましては、保健衛生費の保健衛生総務費で、地域医療福祉ネットワーク推進事業負担金97万1,000円、保健補導委員会補助金に30万円、難病患者等見舞金に42万円を計上。

予防費では、肺がん検診などのほか、後期高齢者の基本健康診査など、健康診査事業に2,054万8,000円、乳幼児の定期予防接種、高齢者のインフルエンザやコロナウイルス予防接種など、感染症予防事業に2,528万3,000円、水中運動などヘルスアップ事業に31万2,000円計上。

母子衛生費では、妊婦一般健康診査委託料287万4,000円、妊娠期から出産・子育て世帯への相談支援の充実と経済的支援を行う「出産・子育て応援交付金」として210万円計上。

公園費では、雪と光の祭典補助金200万円、福祉公園事業でマレットゴルフコース案内図看板修繕などの修繕費に60万円計上。

診療所費では、診療所特別会計繰出金に2,999万5,000円計上。

環境衛生費では、高山村ふれあい収集事業委託料51万5,000円、長野広域連合負担金1,675万円、須高行政事務組合負担金1,655万1,000円、狂犬病予防事業に53万4,000円、防犯対策事業に49万4,000円計上。

浄化槽費では、合併処理浄化槽設置補助金47万4,000円を計上いたしました。

清掃費の清掃総務費で、廃棄物収集所設置補助金に280万円計上。

塵芥処理費では、一般廃棄物収集委託料に2,161万6,000円、一般廃棄物処理委託料に1,225万円、可燃ごみ処理費負担金に992万7,000円を計上いたしました。

上水道費の上水道施設費では、上水道事業会計繰出金に1,437万3,000円を計上いたしました。

労働費におきましては、労働諸費で、ＵＩＪターン就業・創業移住支援事業補助金に100万円、協調融資預託金に500万円を計上いたしました。

農林水産業費におきましては、農業費の農業振興費で、優良農地の保全を図るため、日本型直接支払制度多面的機能支払事業に1,415万円4,000円、有害鳥獣駆除対策の強化を図るため、鳥獣被害防止用機器の購入や電気柵維持管理交付金など「自ら守ろう農作物」推進事業に978万1,000円、日本型直接支払制度中山間地域等直接支払事業に3,019万7,000円、新規就農者への支援など担い手育成事業に702万2,000円、最先端農業実証実験などＩＣＴを活用したスマート農業促進事業に564万8,000円、新規就農を目指す皆さんを対象に農作業体験の受入れを行う就農促進事業に83万6,000円、農作業支援等を行う地域営農支援事業に455万8,000円を計上。

畜産業費では、山田牧場放牧推進事業補助金や公共牧場利用促進事業補助金など、畜産業一般経費に525万6,000円計上。

園芸振興費では、りんご、ぶどう及びワインぶどうの苗木等購入に係る補助金や農家の収入減少を補塡する収入保険への加入補助金など、園芸振興事業に761万3,000円、遊休荒廃農地対策事業に220万円計上。

農地費では、水路改修工事など農業水路等維持管理事業に6,201万8,000円、下水道事業会計繰出金に3,318万円計上。

地力増進施設費では、汚水処理槽の機器修繕や部品交換、老朽化した建設機械の購入など地力増進施設事業に2,189万7,000円を計上いたしました。

林業費の地籍調査費では、中山４区の地籍調査など、地籍調査事業に1,993万9,000円計上。

林業振興費では、ドローンによる山間部の森林及び地形等の調査委託料880万円、村有林の下草刈りや作業道開設など森林造成事業委託料1,205万1,000円、恒久電気柵の緩衝帯整備委託料550万円、松くい虫の森林病害虫防除対策事業に1,482万8,000円、森林研究・整備機構受託事業委託料に

1,336万円計上。

林道費では、維持管理工事請負費など、林道維持管理事業に549万7,000円を計上いたしました。

商工費におきましては、商工業振興費で、県信用保証協会保証料200万円、高山まつり補助金500万円、村内経済活性化のため商工会の「プレミアム付き」商品券発行事業に2,000万円、創業を目指す起業家への創業支援事業補助金150万円、金融機関預託金3,000万円計上。

観光費では、雷滝遊歩道の安全対策工事請負費2,200万円、観光協会補助金379万円、桜まつり補助金400万円、奥山田温泉の維持管理費等の支援として温泉開発事業特別会計繰出金2,270万円、蕨温泉ふれあいの湯の源泉掘削工事請負費のほか、施設管理委託料や公衆浴場清掃委託料など、蕨温泉ふれあいの湯事業に３億7,869万7,000円、山田温泉大湯事業に1,422万7,000円、信州高山アンチエイジングの里スパ・ワインセンター事業に604万7,000円を計上し、消費者行政推進費では、消費生活センター広域連携負担金や迷惑電話防止機器購入補助金など、消費者行政推進一般経費に38万1,000円を計上いたしました。

土木費におきましては、土木管理費の土木総務費で、県の急傾斜地崩壊対策事業工事負担金に330万円計上。

道路橋梁費の道路橋梁総務費では、道路台帳整備委託料144万1,000円、防犯街路灯設置工事請負費559万7,000円を計上。

道路維持費では、安全・安心な道路交通の確保を図るため、道路修繕事業に6,121万2,000円、冬期間における良好な道路環境を維持するため、除雪事業に3,638万1,000円、協働の村づくりを進める道路おてんま支援事業に171万4,000円計上。

道路新設改良費では、村道駒場５号線外排水対策工事や村道原大崖線舗装修繕工事など、道路新設改良事業に１億7,307万円を計上いたしました。

下水道費では、下水道事業会計繰出金に6,659万2,000円計上。

住宅費では、村営住宅の長寿命化修繕計画に基づき、給湯器を更新するなどの修繕に155万6,000円、就農おためし住宅事業に99万4,000円、住宅耐震補強工事補助金やブロック塀除却事業補助金など住宅耐震化事業に410万円、空き家活用推進事業助成金など空き家対策事業に734万6,000円、移住者支援等に関する地域おこし協力隊１名の人件費320万円を計上。

定住推進費では、景観形成事業補助金82万7,000円、移住・定住を推進する若者住宅建設促進事業助成金に355万円を計上いたしました。

消防費におきましては、常備消防費で、広域消防事務委託料や消防防災航空隊負担金で、常備消防一般経費に１億9,236万円計上。

非常備消防費では、消防団員の報酬や出動報償費のほか、分団交付金など非常備消防一般経費に3,613万円計上。

消防施設費では、消防用備品購入費など消防施設一般経費に675万3,000円、防火水槽を修繕する

消防施設等整備事業に539万円を計上。

災害対策費では、高山村地域防災計画策定委託料や地区防災計画策定支援業務委託料のほか、長野県衛星系防災行政無線設備の県下一斉更新に伴う県防災無線保守管理負担金など、災害対策一般経費に3,732万7,000円を計上いたしました。

教育費におきましては、教育総務費の教育委員会費で、中学校外国語授業のためのＡＬＴを配置するなど、語学指導等を行う外国青年招致事業に505万9,000円を計上。

事務局費では、奨学金返還支援事業に100万円を計上いたしました。

小学校費の学校管理費では、ＧＩＧＡスクール構想に基づき、ＩＣＴ授業支援員を配置するためのＩＣＴ業務委託料や、電子黒板、プロジェクター及びパソコンなどの機器リース料、小学校入学応援給付金など、小学校管理一般経費に4,754万1,000円計上、きめ細やかな学習のための学習支援員など、会計年度任用職員人件費に2,715万9,000円を計上。

教育振興費では、定期テスト及び総合テスト購入代として消耗品費や遠距離通学児童のための自動車借上料など、小学校教育振興一般経費に360万5,000円、一般教材備品や図書購入で小学校教育振興備品購入事業に90万円を計上いたしました。

中学校費の学校管理費では、小学校費と同様に、ＧＩＧＡスクール構想に基づき、ＩＣＴ授業支援員を配置するためのＩＣＴ業務委託料などのほか、電子黒板、プロジェクター及びパソコンなどの機器リース料や中学校入学応援給付金など、中学校管理一般経費に4,399万1,000円計上、きめ細やかな学習のための学習支援員や障がいを持つ子どものための看護師、不登校支援員、部活動指導員の配置など、会計年度任用職員人件費に2,477万4,000円計上。

教育振興費では、小学校費と同様に、定期テストの購入費や印刷製本費のほか、遠距離通学生徒のための自動車借上料など、中学校教育振興一般経費に283万5,000円、吹奏楽部で使用するバリトンサクソフォンなどの一般教材備品や図書の購入など、中学校教育振興備品購入事業に183万4,000円を計上いたしました。

社会教育費の公民館費では、文化協会補助金など、公民館一般経費に436万3,000円、分館長協力報償費や分館活動補助金など広報・普及活動事業に587万7,000円、二十歳のつどいや青少年健全育成推進大会など、生涯学習推進事業に344万1,000円計上。

文化財保護費では、歴史民俗資料館総合警備委託料など、歴史民俗資料館経費に118万4,000円、一茶館の施設の維持管理費や離れ家茅葺屋根ふき替え工事請負など、一茶ゆかりの里一般経費に2,112万1,000円、一茶ゆかりの里俳句大会や個人コレクション展など、一茶ゆかりの里企画展経費に170万9,000円計上。

人権教育推進費では、住民意識に関するアンケートの実施に係る経費や人権教育指導員の配置など655万2,000円計上。

保健体育費の保健体育総務費では、体育協会や総合型スポーツクラブへの活動の支援など、保健

体育総務一般経費に704万5,000円、隔年で開催の村民体育祭経費に259万3,000円を計上。

体育施設費では、須高広域プール負担金など、体育施設一般経費で1,227万1,000円計上。

給食施設費では、施設の維持管理に伴う給食施設一般経費に1,962万1,000円、安全安心な地元食材を活用したおいしい給食を提供するため、給食材料費に2,973万7,000円を計上。

高等学校費では、高校生定期券補助金355万8,000円を計上いたしました。

次に、議案第28号　令和７年度高山村国民健康保険特別会計予算について申し上げます。

この会計の予算総額は８億3,921万円で、前年度当初予算比5.9％の減であります。

歳出の主なものは、保険給付費で６億720万2,000円、国民健康保険事業費納付金で２億227万5,000円を計上し、歳入では、国民健康保険税、県支出金及び繰入金など、所要額を計上いたしました。

議案第29号　令和７年度高山村診療所特別会計予算について申し上げます。

この会計の予算総額は7,721万3,000円で、前年度当初予算比0.3％の増であります。

歳出の主なものは、総務費で5,559万1,000円、医業費で1,261万7,000円を計上し、歳入では、診療収入、繰入金など、所要額を計上いたしました。

議案第30号　令和７年度高山村介護保険特別会計予算について申し上げます。

この会計の予算総額は８億2,639万1,000円で、前年度当初予算比5.7％の増であります。

歳出の主なものは、居宅介護サービス等給付費など保険給付費で７億8,561万円、地域支援事業費で2,953万2,000円を計上し、歳入では、保険料、国庫支出金及び支払基金交付金、県支出金、繰入金など、所要額を計上いたしました。

議案第31号　令和７年度高山村後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

この会計の予算総額は１億2,544万2,000円で、前年度当初予算比11.3％の増であります。

歳出の主なものは、総務費で168万3,000円、後期高齢者医療広域連合納付金で１億2,365万7,000円を計上し、歳入では、後期高齢者医療保険料及び繰入金など、所要額を計上いたしました。

議案第32号　令和７年度高山村温泉開発事業特別会計予算について申し上げます。

この会計の予算総額は6,845万2,000円で、前年度当初予算比32.5％の増であります。

歳出の主なものは、山田温泉給湯事業では分湯枡流量計設置工事を、奥山田温泉給湯事業では送湯管修繕工事など、温泉給湯事業費で6,754万5,000円を計上し、歳入では、使用料及び手数料、繰入金など、所要額を計上いたしました。

議案第33号　令和７年度高山村上水道事業会計予算について申し上げます。

この業務の予定量は、給水戸数で2,750戸、年間総給水量は78万4,750㎥、１日平均給水量は2,150㎥であります。

収益的収入及び収益的支出の予定額は、水道事業収益で１億3,182万4,000円で、水道事業費用は１億2,936万9,000円であります。

また、資本的収入は5,939万9,000円、資本的支出は１億79万4,000円で、主なものは、資本的支出において紫減圧弁更新工事などの建設改良費で5,852万7,000円を計上いたしました。

議案第34号　令和７年度高山村下水道事業会計予算について申し上げます。

この業務の予定量は、特定環境保全公共下水道事業の接続戸数で1,500戸、年間総処理水量は36万7,000㎥、農業集落排水事業の接続戸数は750戸、年間総処理水量は20万2000㎥であります。

収益的収入及び収益的支出の予定額は、下水道事業収益で２億4,391万5,000円で、下水道事業費用は２億4,195万7,000円であります。

また、資本的収入は３億200万3,000円、資本的支出は３億3,307万2,000円で、主なものは、資本的支出において駒場・牧地区管渠整備事業工事請負費や千曲川流域下水道負担金などの建設改良費で２億2,342万1,000円を計上いたしました。

以上、16件について一括して申し上げましたが、十分に御審議をいただき、議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案説明といたします。

○議　長（西原澄夫議員）

しばらく休憩します。

会議は午前11時45分に再開します。

午前11時34分　　休　憩

午前11時45分　　再　開

○議　長（西原澄夫議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから同意第１号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、採決したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議　長（西原澄夫議員）

異議なしと認めます。

同意第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、討論を省略し、採決することに決定しました。

これから同意第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は同意することに賛成の方は、起立願います。

（起立11人）

○議　長（西原澄夫議員）

起立全員です。

本案は同意することに決定しました。

これから議案第２号から議案第14号までの13件について一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第２号から議案第14号までの13件については、お手元に配りました議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議　長（西原澄夫議員）

異議なしと認めます。

議案第２号から議案第14号までの13件については、議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託することに決定しました。

議　案　付　託　表

議　　案		付託委員会
議案第２号	高山村子育て応援基金条例	総務文教常任委員会
議案第３号	高山村犯罪被害者等支援条例	
議案第４号	高山村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	
議案第５号	職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例	
議案第６号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	
議案第７号	特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	
議案第８号	特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正	

	する条例	
議案第９号	一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	
議案第11号	高山村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	
議案第13号	高山村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	
議案第14号	非常勤消防団員退職報償金条例の一部を改正する条例	
議案第10号	高山村福祉医療費特別給付金条例の一部を改正する条例	福祉産建常任委員会
議案第12号	森林スポーツ公園温泉条例の一部を改正する条例	

○議　長（西原澄夫議員）

お諮りします。

ただいま所管の常任委員会に付託しました議案第２号から議案第14号までの13件については、会議規則第45条第１項の規定によって、３月17日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議　長（西原澄夫議員）

異議なしと認めます。

議案第２号から議案第14号までの13件については、３月17日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

お諮りします。

議案第15号から議案第18号については、後日審議としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議　長（西原澄夫議員）

異議なしと認めます。

議案第15号から議案第18号については、後日審議することに決定しました。

これから議案第19号から議案第34号までの16件について一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第19号から議案第34号までの16件については、お手元に配りました議案付託表のとおり予算決算常任委員会に付託することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議　長（西原澄夫議員）

異議なしと認めます。

議案第19号から議案第34号までの16件については、議案付託表のとおり予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

議　案　付　託　表

議　案		付託委員会
議案第19号	令和６年度高山村一般会計補正予算（第６号）	予算決算常任委員会
議案第20号	令和６年度高山村国民健康保険特別会計補正予算（第３号）	
議案第21号	令和６年度高山村診療所特別会計補正予算（第１号）	
議案第22号	令和６年度高山村介護保険特別会計補正予算（第２号）	
議案第23号	令和６年度高山村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）	
議案第24号	令和６年度高山村温泉開発事業特別会計補正予算（第３号）	
議案第25号	令和６年度高山村上水道事業会計補正予算（第３号）	
議案第26号	令和６年度高山村下水道事業会計補正予算（第３号）	
議案第27号	令和７年度高山村一般会計予算	
議案第28号	令和７年度高山村国民健康保険特別会計予算	
議案第29号	令和７年度高山村診療所特別会計予算	
議案第30号	令和７年度高山村介護保険特別会計予算	
議案第31号	令和７年度高山村後期高齢者医療特別会計予算	
議案第32号	令和７年度高山村温泉開発事業特別会計予算	
議案第33号	令和７年度高山村上水道事業会計予算	
議案第34号	令和７年度高山村下水道事業会計予算	

○議　長（西原澄夫議員）

お諮りします。

予算決算常任委員会に付託しました議案第19号から議案第34号までの16件については、会議規則第45条第１項の規定によって、３月14日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議　長（西原澄夫議員）

異議なしと認めます。

議案第19号から議案第34号までの16件については、３月14日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

日程第38　発議第１号

○議　長（西原澄夫議員）

日程第38　発議第１号　高山村議会基本条例を議題とします。

本案についての趣旨説明を求めます。

――――――10番　山嵜秀治議員。

○10番（山嵜秀治議員）

ただいま議題となっています発議第１号　議会基本条例について趣旨説明を申し上げます。

議会基本条例を最初に制定したのは北海道栗山町で、平成18年５月に施行されております。全国では2023年10月１日の時点で1,012自治体で制定されており、施行自治体の割合は55.6％となっています。道府県が32自治体、市区町村が980団体となっています。近隣自治体では、小布施町、飯綱町、信濃町、飯山市、長野市などで制定をされております。本村議会では、平成29年から議員の成り手不足解消に取り組むために議会活性化委員会を設置し、議会改革に取り組んできました。その中で議会や議員の基本的な在り方を明確にする必要性を確認してきたところです。

議会基本条例制定に向けて昨年７月19日に佐久穂町議会を視察し、条例の中身あるいは制定の進め方などを研修、そして９月議会において議長を除く議員全員で議会基本条例策定特別委員会を設置いたしました。特別委員会におきましては、佐久穂町の議会基本条例を基本的に参照し、３グループで協議、検討し、案をつくっていただきました。この間の議員各位の御尽力に感謝申し上げます。

今年の１月には、パブリックコメント募集のため「広報たかやま」にチラシを折り込み、２月７日まで意見の募集を行わせていただき、11件の意見、感想をお寄せいただきました。パブリックコメントをお寄せいただいた皆さんに感謝申し上げます。

こうした経緯を経て、本日ここに議会基本条例を提案させていただいております。

本条例は、その目的を第１条で、村民に信頼され、活力ある議会とするために必要な基本理念を明確にし、議会及び議員の活動原則とその他議会に関する基本的事項を定める。村民に開かれた議会を目指し、豊かで住みよい未来に向けた村づくりと村民の福祉の増進に寄与するとしています。

議会基本条例を制定し、本条例の目的達成のために全議員が積極的に活動されることをお願いい

たします。そして、本条例に全議員の賛同をお願いをいたしまして、趣旨説明とさせていただきます。

○議　長（西原澄夫議員）

これから発議第１号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから発議第１号　高山村議会基本条例を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（起立11人）

○議　長（西原澄夫議員）

起立全員です。

本案は、原案のとおり決定されました。

日程第39　発議第２号

○議　長（西原澄夫議員）

日程第39　発議第２号　高山村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

――――――５番　沖島祥介議員。

○５番（沖島祥介議員）

ただいま議題となっております発議第２号　高山村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の趣旨説明をさせていただきます。

令和６年６月７日に、国において情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する

法律が施行され、この中で行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されました。これを受け、令和６年11月18日に、全国町村議会議長会から町村議会の個人情報の保護に関する条例（例）の一部を改正する必要が生じることから、そのための改正例が町村に示されました。

また、令和６年12月６日に、国において情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令が公布され、令和７年４月１日から施行することとなりました。これに伴い、高山村議会の個人情報の保護に関する条例について所要の改正を行うものであります。

議員各位におかれましては、適切な御判断の上、賛同されますようお願い申し上げて、趣旨説明とさせていただきます。

○議　長（西原澄夫議員）

これから発議第２号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから発議第２号　高山村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（起立11人）

○議　長（西原澄夫議員）

起立全員です。

本案は、原案のとおり決定されました。

○議　長（西原澄夫議員）

以上で本日の日程は全て終了しました。

明日３月５日は休会とします。

来る６日は午前10時から本会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

午前11時58分　　散　会

地方自治法第123条第２項の規定により署名する。

令和７年３月４日

高山村議会議長　　西　原　澄　夫

署　名　議　員　　黒　岩　清　道

署　名　議　員　　久保田　雄　吉

署　名　議　員　　勝　山　正　弘

令和７年第２回高山村議会３月定例会一般質問目次

令和７年３月６日（木曜日）

８番　湯本辰雄議員　……35
国民健康保険について
保育事業について
補聴器購入に助成を

２番　勝山正弘議員　……45
介護サービスの提供体制の立て直しはできるのか
県営中山間地域農業農村総合整備事業の次期県営事業の導入断念について

５番　沖島祥介議員　……52
昨年、大晦日におきたケーブルテレビ光回線トラブルについて
高山村観光大使の創設について
高齢者福祉センターのお風呂の入浴時間について

９番　松本　茂議員　……62
人口対策について

３番　滝澤　聖議員　……67
高山村内の上水道の保全状況と漏水事故発生時の対応について

令和７年第２回高山村議会３月定例会会議録（第２号）

令和７年３月６日（木曜日）

議　事　日　程

日程第１　一般質問

本日の会議に付議した事件

１　一般質問

質　問　し　た　者

８番　湯　本　辰　雄　議員	２番　勝　山　正　弘　議員
５番　沖　島　祥　介　議員	９番　松　本　　茂　議員
３番　滝　澤　　聖　議員	

出　席　議　員（12名）

１番　久保田　雄　吉　議員	２番　勝　山　正　弘　議員
３番　滝　澤　　聖　議員	４番　梨　本　　進　議員
５番　沖　島　祥　介　議員	６番　髙　井　央　葉　議員
７番　柴　田　弘　男　議員	８番　湯　本　辰　雄　議員
９番　松　本　　茂　議員	10番　山　嵜　秀　治　議員
11番　黒　岩　清　道　議員	12番　西　原　澄　夫　議員

欠　席　議　員（なし）

説明のため出席した者

村長	藤沢敏和	副村長	小林信彦
教育長	澁谷茂夫	総務課長	山﨑久志
住民税務課長（会計管理者）	島田　誠	健康福祉課長	黒岩　慎
産業振興課長	山嵜隆広	建設水道課長（定住支援室長）	山嵜賢一
教育次長（人権推進室長）	堀　一生		

事務局出席職員

事 務 局 長　宮 川 洋 一　　書　　記　槇 田 和 子

午前10時00分　開　議

○議　長（西原澄夫議員）

おはようございます。これから本日の会議を開きます。

なお、本日の日程はお手元に配付しました印刷物のとおりです。

諸般の報告

○議　長（西原澄夫議員）

日程に先立ち、諸般の報告を行います。

テレビ中継のほかに、質問者のカメラ撮影を許可しましたので、報告します。

これで諸般の報告を終わります。

日程第１　一般質問

○議　長（西原澄夫議員）

日程第１、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

――――８番　湯本辰雄議員。

○８番（湯本辰雄議員）

おはようございます。それでは、通告に従いまして質問いたします。

初めに、国民健康保険について質問いたします。

国民健康保険は国民の健康で生活するための国民皆保険制度の一角であり、大変重要な制度であります。ところが、全国の国民健康保険は加入世帯の４割が年金生活者などの無職、３割が非正規労働者で、低所得者が多く加入する医療保険であります。

ところが、平均保険料が４人家族の場合、同じ年収のサラリーマンの健康保険料の２倍になっております。これは、国保に対する国庫負担の抑制と国保加入者の貧困化、高齢化、重症化が進む中で起こってしまいました。国保の構造的な問題である高過ぎる保険料の引き下げを解決するには、公費を投入するしかありません。

現在、国保財政への公費負担は国と都道府県で4.6兆円です。これを１兆円増やせば国保税も協会健保並みにすることができます。そこで、全国知事会、全国市長会など、地方団体は公費投入、国庫負担を増やして国保税を引き下げることを国に要望し続けております。

さて、2018年度から国保の都道府県化がスタートしています。その狙いは、市町村が一般会計から国保会計に繰り入れて行っている自治体独自の保険税軽減策をやめさせ、国民の負担を増加させることを狙ったものです。そのため、標準保険料率あるいは保険者努力支援制度など、公費投入をやりにくくする仕組みを導入しています。

しかし、現憲法の下、国保が都道府県化されても地方自治の本旨である自治体の条例制定権が定められているので、自治体独自の公費繰入れを続けることは可能であります。

さて、国保料の中で、子どもの数が多いほど負担が増加する均等割があります。これは、子ども１人が増えるごとに保険料が増加しています。まるで人頭税と言え、とりわけ子育て支援には逆行しております。令和４年４月から就学前の子どもに限り均等割の一部が軽減されましたが、制度の害悪の解消には程遠いものといえます。

次に、本村の国保税の収納割合は均等割と平等割の応益負担が39%、所得割の応能負担が61%と説明されてきました。ところが、令和12年を目指し県下統一基準として、応益負担を51%、応能負担を49%にするとされております。

そこで、村独自の施策として２点についてお聞きします。

１つ、子どもには所得は生じません。そのため、子どもに係る均等割は子育て支援策として廃止を求めます。

２つ、本村の今後の国保税の応益負担と応能負担割合について、私は現在の収納割合負担は良としますので、この負担割合は変更されないよう求めます。答弁をお願いします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――島田住民税務課長。

○住民税務課長（会計管理者）（島田　誠）

おはようございます。国民健康保険についてお答えいたします。

国民健康保険は国民皆保険制度の礎となる制度であり、地域医療の確保や地域住民の健康保持・増進に大変重要な役割を果たしております。

しかしながら、近年の急速な高齢化の進行や医療の高度化、高額薬剤の保険適用などに伴う医療費の増大に加えて、年金を主たる収入源とする高齢の被保険者の加入割合の増加などで、財政運営は大変厳しい状況となっております。

こうしたことを背景に、平成27年５月の国民健康保険法の改正により、平成30年４月からは都道府県も市町村と同様に保険者に位置づけられ、県が財政運営の責任主体となって安定的な財政運営や、効率的な事業の確保等に中心的な役割を担うこととなりました。

そこでまず初めに、所得がない子どもにかかる均等割の廃止についてのお尋ねでございますが、子育て世代の経済的負担軽減を図るため、令和４年４月からは国、県及び市町村の公費負担によって未就学児の均等割を半額軽減する措置が講じられているところであります。

しかしながら、国民健康保険税は基本、全ての世帯員が等しく保険給付を受けるため、所得の有無にかかわらず御負担いただくものでありまして、この軽減に関しましても公平性を確保した上で全国一律で実施しておりますことから、議員御提言の所得のない子どもに対する均等割を村単独で廃止することは難しいものと考えております。

次に、本村の応能負担と応益負担割合は当面変更しないよう求めるとの御提言でございますが、国民健康保険税は所得割額である応能割と、平等割額と均等割額からなる応益割によって課税されております。このため、県においては財政運営の責任主体として、令和３年３月に長野県国民健康保険運営方針等を策定し、比較的小規模保険者が多い県内市町村の医療費水準の格差是正や、保険料水準の統一を図ることなどによって、持続可能な医療保険制度の構築を目指すこととしております。

さらに、県では地域の実情を踏まえて、令和９年度までに県下10広域からなる二次医療圏域を単位として、保険料納付金の算定基準となる医療費指数を統一し、その後、令和12年度までに全県での当該指数の統一を図った上で、将来的には負担割合の標準税率を応能割49に対し、応益割51に設定する旨の方針が示されております。

そこで、現在本村におきましては、令和６年度の本算定後の応能分と応益分の割合は61対39となっており、応能分の所得割の課税額がかなり高い比率ではございますが、昨年12月23日に高山村国民健康保険運営協議会からいただいた答申を尊重し、低所得者への配慮も含め、新年度は負担割合を据え置くことといたしました。

なお、本村も県で示された標準保険料率を目指す方針に沿う必要がありますことから、今後は応益分の均等割や平等割の課税額を引き上げなければならず、被保険者の多い世帯への負担増などの影響も勘案し、全体のバランスを考慮するとともに、激変緩和などの措置も視野に入れながら慎重に対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――湯本辰雄議員。

○８番（湯本辰雄議員）

それでは、再質問いたします。

ただいまの、先ほどの質問においてですが、１つは子どもの均等割の廃止はできないということと、もう１つは応能負担、応益負担の割合については今後順次、県のほうを目指すということなんですが、激変緩和をしながら、検討考慮しながらやるというようなことなんですが、ぜひ２番目の応能負担、応益負担、これについてはそれこそ、先ほど言いましたが、平等割だと子どもさんの関

係とか、そういうただただ人間がそこに住んでいるだけでの負担、これはやはり所得とは関係ありませんので、できるだけ傾向しないような形でお願いしたいと思います。

次に、先ほどのもう１つの子どもの均等割の関係です。未就学児は、先ほどの答弁にもありましたが半額負担、小学生以上は全額という形になっております。18歳までは全額負担という形になりますね。本村の国保加入者のうち、未就学児は25人ほど、小学生以上は90人というふうに聞いております。

ですから、当然、中には軽減をお受けになっているお子さんもいらっしゃるとは思うんですが、合わせても115人という数字になります。ですので、全員廃止しておりましても200万円、財源としてみると200万円からその程度ということでは言えるんではないかというふうに私は思います。

ですので、当然、国保財政全体から見れば、大変赤字、苦しい中でありますので、国保負担を増やせということは、ぜひ国のほうにも当然求めていただくとともに、やはり今後は子どもさんのこの200万から250万程度の財源ということについて言えば、基金の活用だとか、一般会計からの繰入れとか、このあたりをぜひ活用していただいて、ぜひ進めていただくように、ぜひ改めて求めたいと思います。

先日の小布施での町村議会研修会がありました。それで消滅可能自治体ということについて詳しく説明していただきましたが、その中でやはり本村、私としては本村においても、ある程度の危機感というのも持つことも大事ではないかというふうに改めて思った次第です。

子育て施策の１つとして、やはりこの均等割の軽減、ぜひ進めていただくよう、改めてお願いしたいと思います。お願いします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――島田住民税務課長。

○住民税務課長（会計管理者）（島田　誠）

湯本議員の再質問についてお答えをいたします。

湯本議員のほうからは、均等割に関する予算的に200万円から250万円というふうなのがありましたけれども、このあたりはまた計算をしなければいけないかと思いますが、どちらにいたしましても、国民健康保険は先ほど申しましたとおり、基本、全ての世帯員が等しく保険給付を受けるもので、所得の有無にかかわらず御負担いただくものという趣旨でこちらのほうは課税させていただいておりますので、当面、こちらのほうは独自の廃止ということは、やはり重ねて考えておりませんので御理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――湯本辰雄議員。

○８番（湯本辰雄議員）

国保会計全体について、やはりこれは基本的には国の制度という形になりますけれども、ぜひ村

としても先ほど言いましたように、子ども子育て、やはり人口が減少といいますが、お子さんの数も減っているという中で、改めていろいろな面で含めて検討していただきたいというふうに思います。

では、次の質問に移ります。

保育事業についてお聞きします。２月28日の信毎によりますと、2024年の出生数は外国人を含め全国で72万988人、９年連続で過去最少を更新したと伝えております。この新聞では、少子化には様々な状況があるが、子育ての不安軽減が急務とし、最後に子育てしにくい社会は人口減の加速を招き、働き手不足という形で跳ね返る。官民が一丸となって打開策を模索し、実践し続ける姿勢が必要だとしております。

さて、内閣府から出ている令和３年度の子育てに関する当事者の意識調査の報告書によると、夫婦の平均理想の子どもの数の推移というのがありました。それでは2000年までは2.6人程度でほぼ横ばいだったわけですが、2000年代になって緩やかに低下してきているとしております。そして、理想の子ども数を持たない理由として、複数回答ですが、子育てにお金がかかるという理由が約50％、高年齢では産みたくないが40％、これ以上の育児の心理的・肉体的負担に耐え切れないというのが23％となっていると報告しております。

次に、日本やフランス、ドイツ、スウェーデンの人たちへのアンケートがありました。自分の国は子どもを産み育てやすい国だと思うかという問いに、フランスとドイツは約82％の人、スウェーデンでは97％が「そう思う」と答えています。

ところが、日本は「そうは思わない」という人が61.1％と、他国に比べ、産み育てやすいと思わないと回答した割合が多数を占めたというふうに報告しております。

このような中で、本村の出生数は令和５年度は21人、令和６年度は、２月時点ですが、20人というふうに聞きました。

さて、たかやま保育園では０歳児から５歳児まで、およそ100人が利用しております。子どもは未来の主人公であり、社会の希望であり、誰もが子どもたちの健やかな成長を願い、安心して子育てをできる社会の実現を望んでおります。

その子どもの健やかな成長のために、栄養バランスの取れた温かくおいしい給食を提供することは大切なことと思います。本村の小中学生の給食は、毎日給食センターから届けられますが、保育園児の昼食は３歳未満児には主食、副食ともにそろった給食となっておりますが、３歳児以上の子は家から御飯を持参で、副食が支給されます。毎日忙しく働く父母の中には、無理をされて御飯などを用意されている方もあるのではないでしょうか。

将来の村を背負って立ってもらう園児のためにも、全員が同じように安全で豊かな、温かな給食ができるようにすることこそ必要ではないかと考えます。従来は、通常の部屋に置かれた御飯を工夫をいただきながらも、あまり温かくない御飯を食べているのではないかと思います。

そこで質問いたします。私は、早期に御飯持参を中止して、できれば地産地消の食材により自園方式による給食を支給されるよう改善を求めたいと思います。よろしくお願いします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――堀教育次長。

○教育次長（人権推進室長）（堀　一生）

保育事業についてお答えいたします。

令和７年１月１日時点で、たかやま保育園には３歳未満児が36人、３歳以上児は85人の合計121人が在籍しております。そこで、議員お話しのとおり、３歳未満児には御飯などの主食とおかずとなる副食を保育園で調理し、提供しております。一方、３歳以上児の副食は、保育園で調理したものを提供しておりますが、主食は各家庭から持参していただいております。この対応につきましては、近隣の須坂市や小布施町の保育園でも同様の対応となっております。

そこで、保育園での自炊による主食を提供することについてでありますが、これまで議会の一般質問や委員会におきましても同様の御提言をいただき、検討させていただく旨の答弁をさせていただいたところでございます。

そのようなことから、教育委員会では他の自治体での取組状況等を調査、研究してまいりましたが、多くの自治体は本村と同様の扱いをしていることや、現在の保育園は建設当時から自炊による主食の提供を予定していないことから、必要な施設や設備が整備されていない状況でございます。

また、３歳以上児は一人ひとりの食べる量が異なり、盛り付けなどに時間がかかることから、人手が必要になること、さらには給食センターで主食の御飯を取り扱った場合、学校の長期休暇中の対応や配達の人手など、課題も多くあります。

一方、お子さんが家庭から持ってきている主食の中には、食べやすくするため、おにぎりのように小さく丸めた御飯や、御飯だけでは苦手なお子さんにはふりかけがかけてあるなど、お子さんへの愛情や配慮が伺えるものもございます。さらには、お子さんの残飯の量を見て、体調をうかがうこともできますことから、主食については、これまでどおり持参していくことが大切であると考えております。

したがいまして、冬期間など寒い時期につきましては、お子さんに温かい御飯が提供できるよう、新年度予算において保温庫４台を購入させていただくための予算を計上させていただいておりますので、御審議いただくとともに、御理解いただきますようお願い申し上げます。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――湯本辰雄議員。

○８番（湯本辰雄議員）

それでは、再質問いたします。

以前から、るる述べられているということで、そういう御答弁になるのかなというふうに思いな

がらも、改めて質問したいと思いますが、飯山市が今年の４月、これからですね、市立の公立保育園でも自園方式によって給食を行うというふうに聞きました。これには、飯山市内で取れる米だとか食材、これをできるだけ地産地消ということで行うというふうに聞きました。

保育園の数は複数、当然あるわけですが、それらも行うということであります。当然、飯山市内のほかの公立保育園ではなくて、私立の幼稚園などは以前から給食を行っていたり、また須坂市内の幼稚園でも給食を行っているところがあります。人数的にそれらの幼稚園なども、たかやま保育園ほどの規模はないかもしれませんけれども、そのように行っているところもあるということであります。

そうすると、やはり私自身、先ほど答弁でありました、今までは寒い冬があった、これからは保温庫を使って温かいお弁当を支給できる、するよという話は、今ありましたけれども、やはりそういう問題なのかということもちょっと思います。やはり、例えば今現在、御自宅からふりかけをかけた御飯とか主食のものをお持ちになって、お子さんに食べさせてあげるというそういう御家庭もあったり、いろいろそういう工夫もされている御家庭もあるとは思うんですが、やはり温かい、一年中温かい御飯、もう１つはみんなが同じという言い方はおかしいですが、ある程度、隣の子も同じようなのを食べて、そうするとお子さんとの、隣同士の対話とか仲間づくりみたいなことも、またそれはそれでできるのではないかというふうにも思います。

ですので、やはり、もう１つは先ほどの言いました、今現在、まだ保温庫を使っていない園児のお弁当というのは、通常は教室といいますか、保育室に置いてあるというふうに我々は思ったりもするわけですが、そうすると冷たいときは冷たい御飯かというような形にもなりかねないというふうに思いますので、やはり自園で、保育園で作ってもらった給食、ぜひ食べさせるような形を、ぜひ前向きに御検討いただきたいということを改めてお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――堀教育次長。

○教育次長（人権推進室長）（堀　一生）

再質問にお答えをさせていただきます。

自園での年間を通じた自炊をというお話しだったかと思います。先ほどの答弁と重複する部分もございますけれども、やっぱり一人ひとり食べる量が異なり、盛り付けに時間がかかるということから、人手が必要になるということもあります。さらに、お子さんが家庭から持ってきていただいているお弁当には、非常に愛情、配慮があるというようなことから、やっぱりお持ちいただくというものが大切じゃないかというふうに考えております。

それと、保育園での食育の関係になるかと思うんですけれども、保育所の保育指針では、保育所での食育とは家庭や地域社会と連携を図り、保護者の協力の下、保育士、調理員、栄養士などの全

職員がその有する専門性を生かしながら共に進めることが大変重要であるという指針が示されております。

したがいまして、御飯を用意していただくことは保護者の協力の下の１つというふうに考えておりますことから、今後も主食の、持ってきていただきたいというふうに考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――湯本辰雄議員。

○８番（湯本辰雄議員）

以前からというよりも、これからやはりお子さんが元気に育っていくという中で、今、食育の指針というのもご報告いただきましたけれども、当然各ご家庭、親御さんと協調しながら進めるというのは当たり前のことだというふうに思うんですが、やはりそうはいっても、村独自の村としての指導的役割というものもあるのではないかというふうに思いますので、ぜひ私としては改めて、給食の用意をしていただくようなことをお願いしたいと思います。

以上で、そちらのほうの質問を終わりにしまして、次に進みます。

次に、補聴器の購入についての助成ということをお聞きしたいと思います。

団塊の世代の高齢化が進み、ますます高齢者人口が増加しております。村民の命と暮らしを守ることについてお聞きしたいと思います。

毎日の生活の中で、耳が聞こえづらくなってくる、難聴者の生きがいづくりや、その生活を守り社会参加の促進を支援することは非常に重要なことと思います。その中で、加齢性難聴になって、補聴器を購入される方もおいでになります。以前の質問で、補聴器購入への助成金制度の創設を求めましたけれども、そのときの答弁では、難聴による障がい者認定の創設がなければ、助成金の制度は今のところないという答弁がありました。

しかし、障がい者認定されるまでには一定の時間がかかります。そこで質問いたします。

障がい者認定が、障がい者としての認定が受けられるまでの時間的な制約があったり、また難聴の進行の程度によって認定を受けられなかった方も含めて、補聴器を購入された方に補聴器購入助成金の給付制度の創設を求めたいと思います。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――黒岩健康福祉課長。

○健康福祉課長（黒岩　慎）

補聴器購入の助成についてお答えいたします。

今回の質問につきましては、令和６年３月定例会において、湯本議員から同様の御質問をいただき答弁を申し上げましたので、その後の状況等についてお答えいたします。

議員お話しのとおり、聴力の低下が進みますと周りの人との意思疎通が困難となるなど、日常生活に与える影響は大きく、例えば外出や対人関係がおっくうになることで、対話等のコミュニケーションが不足し、それが要因となり抑うつ状態となったり、認知症へとつながっていく傾向にあると言われております。

そこで、加齢性難聴者が補聴器を購入された場合の助成金の給付についてでありますが、補聴器の購入にあっては、聴覚障害６級以上の身体障害者手帳をお持ちの方、いわゆる聴覚障がい者の方は専門医の意見書に基づき装着の必要性が認められた場合、個々の聴力の状況に合わせた機器を給付する、障害者総合支援法に基づく国の補装具費支給制度があり、購入費に対し、原則１割負担の給付を受けることが可能となります。

本村では、本年２月末時点で14名の方が聴覚障害を理由に身体障害者手帳を所持され、うち８名の方は補装具費支給制度における補聴器の給付を受けており、残る６名の方は障害者手帳を取得する以前に補聴器を購入された方や、施設へ入所されたことにより制度を利用されたかどうかは不明であります。

このため、補聴器の購入にあっては、医学的な判定に基づき自身の聴覚状況に合った器具を装着することが望ましいとされておりますことから、村といたしましては今後も国の補装具費支給制度を紹介するなど、聴覚障害者に寄り添った対応に努めてまいります。

なお、聴覚障害程度が軽度であるために身体障害者手帳の対象とならない方に対する助成制度につきましては、長野県内77市町村のうち、28％に当たる22自治体で導入しており、３割に満たない状況でございます。

したがいまして、身体障害者手帳の対象とならない加齢性難聴者に対する助成については、引き続き対象者の要件を整理するとともに、近隣自治体の状況等を考査する中で、慎重に対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――湯本辰雄議員。

○８番（湯本辰雄議員）

それでは、再質問いたします。

現在、加齢性難聴の皆さんへの補聴器の購入への助成金の制度、これは先ほどの答弁でも22市町村、そのような数字をおっしゃられましたが、南端と長野県も含めて全国でも広がっているというふうに聞いております。

現在、事業を行っております飯山市では中等度難聴者補聴器購入助成事業として、障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度の対象外となっている人に対して、軽度・中等度難聴の方に対して補聴器購入費用の一部を助成するとしております。例えば、この対象者は市内に住所があって18歳以上の方、聴覚障害の身体障害者手帳の交付を受けていないこと、耳鼻咽喉科の専門医によって補

聴器の装用が必要であると診断された方、補装具費支給制度で市から登録を受けた補聴器具販売業者から補聴器を購入することなど、また、市税を滞納していないことなどが一応条件として、上限３万円で費用の２分の１を支給するということにしておられます。

また、飯綱町では令和３年から事業化をしております。初めは、非課税世帯として限定して行われたんですが、令和４年度に本人が非課税ということに対象を広げてきたということで、そうしましたら、最初の年は１件だけの申込みがあったわけですが、令和４年度は６件、令和５年度は申請が６件で、受理も６件があったということで、少しずつ条件も広げていく中でそのような申請があるというふうに聞きました。

先ほど言われましたが、県下の自治体では昨年度までが24市町村というふうに、私のほうは聞いておりますが、今年の４月以降、２つの自治体が始められるようですし、現在検討中としているのが松本や長野など４自治体があるというふうに聞きました。このように、全国のところでも、例えば東京都内の区なども行っているようですし、そのような全国的にも広がっております。

ですので、改めて高山村の高齢化人口もますます増えていく中で、ぜひ事業化を進めていただきたいと思いますが、改めて答弁をお願いします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――黒岩健康福祉課長。

○健康福祉課長（黒岩　慎）

ただいまの再質問についてお答えさせていただきます。

議員お話しのとおり、身体障害者手帳の対象とならない方への助成につきましては、助成制度を制定している自治体、その状況を見ますと、先ほどお話にもありましたが、対象者の要件としましてはその世帯の課税状況によることですとか、専門医による補聴器の装用が必要であるとの診断を受けている方、また専門の販売員から購入しているなど、それらが主な要件となっておりますが、補助額としましては補聴器の購入費の２分の１であったり３分の１であったり、またその補助金の上限額が３万円、５万円、10万円など、自治体によって補助要件、これらにばらつきがあるということから、この補助それぞれ自治体で取り込んでおります補助の状況に関して、また引き続き調査をさせていただく中で、慎重に検討をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――湯本辰雄議員。

○８番（湯本辰雄議員）

いろんな各自治体、それこそ様々な条件といいますか、状況の中で事業を進められているというふうなことは承知しております。

ですが、高山村も、先ほど言いましたが、高齢者人口が増えていくということになりますので、

ぜひ事業化を、それこそ前向きに進めていただくいようお願いして、私の質問といたします。

以上です。

○議　長（西原澄夫議員）

以上で湯本辰雄議員の質問を終わります。

――――――２番　勝山正弘議員。

○２番（勝山正弘議員）

では、通告に従いまして質問したいと思います。

最初の質問ですが、介護サービスの提供体制の立て直しはできるのかという点です。

訪問介護は、介護保険の在宅サービスの柱であるとも言われています。にもかかわらず、現在は低賃金のため深刻なヘルパー不足に陥っている状態です。燃料費の高騰と物価高が追い打ちをかけ、全国の事業所の休廃止が相次いでいます。

高山村も以前は社協が運営していましたが、令和５年、民間の事業所に委ね、訪問介護を撤退、中止しています。ところが、昨年11月にその民間事業所が急遽閉鎖に追い込まれ、通常の廃業手続を行わず、事業の放棄、休止をしております。利用者は隣接の市町にある別の事業所に探していただいて受入れがされ、何とか現在に至っております。

昨年の９月の議会で、訪問介護報酬の引下げ撤回と介護報酬引上げの再改定を早急に行うことを求める陳情書を採択し、国に対応を求めています。事は要介護者の命と尊厳に関わります。介護サービスの提供体制の確立は待ったなしであります。村として、対応並びに社会福祉協議会の会長として、村長に今後の判断と対応を問いたいと思います。

そこで、社会福祉協議会の基本方針、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、これまで以上に地域福祉サービスと地域の暮らしに密接した地域福祉活動への支援など、役職員一丸となって地域福祉の充実に努めていくと、会長就任の挨拶をされておりますが、この訪問介護についてはどう考えているのでしょうか。

それと、社協での訪問介護再開はあるのでしょうか。もしあるのであれば、その時期はいつからとお考えでしょうか。新規利用者の受入れは現在の事業所では非常に困難と言われているようですが、大丈夫でしょうか。

以上、村長の答弁をお願いいたします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――藤沢村長。

○村　長（藤沢敏和）

介護サービスの提供体制の立て直しについてお答えをいたします。

村では昨年３月に、令和６年度から令和８年度までを計画年次とする「高山村高齢者福祉計画及び第九期介護保険事業計画」を策定し、本年度からこの計画に基づき事業を開始しております。

現在、本村の65歳以上の高齢者人口の占める割合は、令和７年１月末時点で37.7％と年々上昇しており、本計画の最終年度となる令和８年度末には38.9％と、1.2ポイント上昇する計画としております。

このため、介護サービスの充実は地域社会の安定と高齢者の生活の質を維持していくために不可欠な課題であり、高齢者が安心して地域で生活し続けるためには、訪問介護サービスなどの在宅介護サービスが重要となってまいります。

そこでまず初めに、訪問介護についてどのように考えているかとのお尋ねでございますが、在宅における介護サービスは、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために極めて重要な役割を果たしており、中でも訪問介護サービスは、高齢者ができる限り自宅で自立した生活が送れるよう、食事や排せつ介助などの身体的介護のほか、調理や洗濯などの生活援助を提供する大切なサービスであると考えております。

また、家族の介護負担を軽減するだけでなく、地域社会における孤立を防ぎ、利用者の社会におけるつながりを保つことにも貢献していると思っておりますので、訪問介護サービスは重要な介護サービスの１つであると認識をしております。

次に、高山村社会福祉協議会の訪問介護事業の再開についてでございますが、高山村社会福祉協議会では昨年４月に訪問介護事業所を休止して以降、再開に向けてこれまで訪問介護に必要な体制を整えるため、職員の確保に努めてきたところでありますが、現時点において訪問介護サービスの再開に必要な職員の確保には至っていない状況であります。

このため、ハローワーク須坂によりますと、須高地域では訪問介護を含めた介護職の求人が比較的多いものの、応募者が少なく、職員の確保は困難な状況が続いていると言われております。

このような状況から、訪問介護サービスを安定的に提供するための体制を整備することは、現時点において極めて難しいものと考えております。

しかしながら、訪問介護事業の必要性は十分認識しておりますので、再開については、まず職員体制の整備をはじめ、運営の安定化や財政的な支援等も含めて検討した上で再開時期を判断してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――勝山正弘議員。

○２番（勝山正弘議員）

再質問ですが、財政的な支援とその人不足というところで今、鋭意頑張っているということはおっしゃられましたが、いつになるか分からないというのは非常に厳しいんで、待ったなしの状態で今いるはずです。これから新たに利用者というのは、利用者のサイドで検討してくれというふうにしてしまっては、非常に厳しいものがあるかなと。

村としてどこまで支援できるかというのを、財政面、それと今の人数確保も含めて、ハローワー

ク以外に、何とか手を打つことができないのでしょうか。そこの辺お聞きしたいと思います。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――藤沢村長。

○村　長（藤沢敏和）

まさにこの介護サービスといいますか、訪問介護サービス、やはりこのサービスそのものは介護の原点とも言えるサービスであると思っております。そんな中で、やはり一番は人手不足というのがネックにありまして、今、議員おっしゃるとおり他の、例えば派遣会社だとか、そういうところ等とも相談といいますか、しておるんですけれども、なかなか、応募といいますか、そういった方が見当たらないというのが実情のようでございます。

ただ、財政面ばかり言っていても駄目なので、まずは本当に人を確保することがまず優先だ、そして必要であれば、その財政支援というものは考えていかなければいけないだろうと思っております。

今のところ、社協の運営そのものは、それぞれ事業所幾つもあるんですけれども、全て今のところ赤字運営ということでございます。ただ、これまでの蓄えといいますか、基金等がございますので、今のところそれを活用しながら対応しているという状況でございますが、やはりこれも今の状態が続くようであれば時間の問題になってしまいますので、その辺はやはり今後の先々のことも考えながら、やはり適切な対応をしていかなければいけないだろうというふうに思っております。

とにかく、今は人を確保することが大事だというふうに思っておりますので、またいろんな手法をいろいろな方からお聞きする中で、最善を尽くしてまいりたい、そんなふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――勝山正弘議員。

○２番（勝山正弘議員）

やはり、国のほうでも問題はあると思いますし、訪問介護のほか、訪問看護もこれに関係していろいろ、様々な社会問題が出ております。

ただ、高山村として今後の中で本当に最後まで住みやすい、安心して住めるというところまでもっていくには、やっぱり独自の、何かを考えなきゃいけないと思います。人の問題については時給とか手当といったものをやはり見直して、ほかと比べてメリットがあるからぜひ来ていただきたい、高山村の利用者は高山村の中で何とか解決していきたいというのが理想かと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、次、２番目の質問に入ります。

県営中山間地域農業農村総合整備事業の次期県営事業の導入断念についてということで伺います。

県営中山間地域農業農村総合整備事業は令和５年に農道、水路、生産販売施設等の次期県営事業として期待され、全村を挙げて各ブロック単位、農業委員会、区長会等の団体を中心に基盤構想策

定委員会が発足されました。

各ブロックからは次期事業としての様々な希望案件が挙げられ、アンケート結果を産業振興課でまとめ、県との打ち合わせをされて進めてきたと思われます。ところが、期待に反して県の担当者からは高山村は３期の県営事業は困難と伝えられたとのことです。

令和６年には、ほぼ絶望的と村側では周知していたと思われますが、村民の皆さんに対してはその説明がなされないままとなっていたと思われます。令和７年、先日２月26日に説明会が開催されましたが、なぜもっと早くに村民に実況の報告をしなかったのか、説明をしていただきたいと思います。

特に、研修施設や宿泊所、生産販売施設等、にぎわいの場構想が頓挫している中、道の駅にも代わる施設が誕生するのではないかと期待されていました。なぜ、第３期の県営事業の導入ができなくなったのか。

当時の責任者でもあられる事業自体を把握しておられる村長に質問ですが、この事業の説明責任は早めにすることが非常に重要と思われます。また、令和７年度ではこれに代わる計画はどう考えているのか、回答を求めます。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――藤沢村長。

○村　長（藤沢敏和）

次期県営事業についてお答えをいたします。

本村の基幹産業である農業は、年間降水量が1,000ミリ程度と他の地域と比べて少なく、昼夜の寒暖差が大きいことや、日照時間が長く、水はけのよい土壌を有していることなどから、果樹栽培を中心に発展してまいりました。

しかしながら、近年では農業後継者の減少や農業従事者の高齢化等により、農地の遊休化などの発生が多く見受けられるようになってまいりました。そうしたことから、村ではこれまでの課題を解決するため、平成25年度から令和５年度にかけて２回目となる県営中山間総合整備事業を導入し、裏原地籍の圃場整備や中山水路トンネル新設のほか、地力増進施設の改修や防災情報無線の機器更新など、約20億円の費用をかけて事業を実施してまいりましたほか、将来にわたって農業経営が持続できるよう村単独事業や有利な起債を活用するなどして、各種施策に取り組んできたところであります。

そこで、３回目となる県営中山間総合整備事業の導入についてでありますが、村では農業のさらなる発展と経営の効率化等を図るため、３回目となる県営事業の導入に向けて、令和５年９月28日に事業主体であります県と初めての調整を行いました。

その際、県からは２回目となる県営事業を整備した地力増進施設堆肥保管庫の利用率が計画に反して減少していることから、次期事業の導入以前の問題として、堆肥保管庫の利用率向上に向けた

対策の検討が優先的課題である旨の意向が示されたところであります。

このため、村では堆肥保管庫の利用率を向上させるためには、家庭から出る生ごみや家畜ふんの搬入量を増やし、堆肥の生産量を増加させる必要があることから、村独自で解決を図ることは極めて困難なため、３回目となる県営事業を導入する中で課題の解決につなげたいと考えたところであります。

しかしながら、当初の打ち合わせから県との認識の違いが生じていたにもかかわらず、その後、県営事業の導入に向けた打ち合わせの記録が県に残っていないことから、今回の事業導入に関する責任は村の調整不足によるものであり、村民の皆様の信頼を大きく損ねる結果となってしまいました。村政を預かる者として、改めてこの場をお借りして、村民の皆様に深くおわびを申し上げる次第であります。誠に申し訳ございませんでした。

次に、村民の皆様への説明についてでありますが、村では令和６年度に入りましてから、事業導入に向けてスケジュールの確認などを行うため、県と令和６年５月８日に打合せを行いました。その際、さきに申し上げました地力増進施設堆肥保管庫の利用率の解決が優先的な課題である旨の指摘があり、この時点において県と村の認識の相違が明らかになったところであります。

このため村といたしましては、令和５年12月に開催した高山村農業生産基盤等整備構想策定委員会及び令和６年１月から３月にかけてブロックごとに開催していただきました会議においてお示しした、最短で令和９年４月の県営事業着手に向け、まずは堆肥製造量の増加に向けた解決策を模索し、実践することが優先事項であると考え、関係機関との調整を行ってまいりました。

この調整により一部で進展が見られたものの、令和６年11月時点において、当初お示ししたスケジュールで県営事業を導入することは事実上困難となったことから、12月13日の議会全員協議会をはじめ、村民の皆様にも丁寧な説明を行ってきたところでありますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、県営事業に代わる計画等についてのお尋ねでありますが、昨年、各ブロックの皆さんにより農業に対して地域が抱える課題の整理や、事業に対する順位づけを行っていただきました。このため、課題として挙げていただいた箇所につきましては、担当課において現地を確認するとともに、必要に応じて長野地域振興局の職員にも立ち会っていただき、補助事業や有利な起債を活用した事業提案を受けているところであります。

これにより、一部の事業につきましては、令和７年度で実施するための予算を今定例会で審議していただくこととしておりますのでよろしくお願い申し上げます。

したがいまして、ただいま申し上げましたように、ブロック単位でまとめていただいた課題を今後の村づくりに生かし、農業が持続的に発展していくために、補助事業や村単独事業などを最大限活用し、スピード感をもって事業を推進するとともに、村民の皆様の信頼回復に向けて努力してまいりますのでよろしくお願い申し上げます。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――勝山正弘議員。

○２番（勝山正弘議員）

再質問ですが、この大型の事業、先ほど村長より20億そうそうのやつをやってこられたということでありますが、今回３回目の申請ということで、初めての大型事業への取組ではないということなんですよね。１回目、２回目をやってこられています。その中で、この事業自体の仕組みというのを把握されていると思うんですけれども、その引継ぎとか打合せ、県とのやり取り、こういったものは担当課長が赴いて県とやり取りをしていないのかとか、持ち帰った後、打合せ進捗状況というのを把握しなかったんですか。そこら辺がちょっと引っかかるんですが、回答お願いします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――藤沢村長。

○村　長（藤沢敏和）

先ほども答弁申し上げましたとおり、やはり一番の根本的な、その県との調整不足というのが根底にあるかなというふうに思っております。

そんな中で、私も当時、副村長をしておりましたので、この事業に関しましてはどうなのかということで、担当からはいけそうだという話は、実は聞いておりまして、安心をしていたということで、それ以降、細かい報告というものは特段受けておらなかったというような状況でございます。

したがって、これは本当に内部の調整不足ということもございますし、本当に村民の皆様方には本当に申し訳なく思っているところでございます。とにかく、こういった大型事業というのは、特にこの事業につきましては、当初５か年計画で進めてきたわけですね。２回目は。

ところが、やはりいろいろな状況の変化といいますか、いわゆる最終的には国から補助金がつかなければなかなか計画どおりには進まないというのが実情でございまして、結果的には５年ではなくて10年かかってしまったということで、当初計画とのずれといいますか、そういったものも全くないわけではないのかなというような感じはしておりますけれども、いかんせん、やはり県のほうでも第２回目のときの地力増進施設の利用率というものを強く言われていたということでございますので、その辺の理解不足といいますか、それをいかに３期で調整すればという考え方を持ってしまったという、その県との考え方の相違というものも、こういった結果につながったのかなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、この事業に関しましては、村といたしましてもこの中山間ができないからといって村民の皆様方に御迷惑をおかけするわけにはまいりませんので、極力ほかの補助事業や、あるいは有利な起債等を使いながら、そういった財源を使いながら何とか、やはりこの農業振興というのは村にとって極めて重要な産業でありますことから、やはりそこをしっかりと私も先頭に立って進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――勝山正弘議員。

○２番（勝山正弘議員）

再々質問ですけれども、９月28日に地力増進している事業が計画に、目標に対して達成していないということで、県からはそれを条件にということで言われたということです。ですので、宿題があって、宿題を、今の話、第３期の申込みの中でやりますというような捉え方をこちらはしたんですけれども、その宿題自体が今まだできていない。この宿題である地力増進事業、そちらのほうの目標を達成をしない限り、次期の大型のこの中山間の事業は参入できないということになるかと思うんですけれども、いつになったら参入できるのかという、今度はありますか。

それで、問題点は堆肥が集まらなくて地力増進システムが稼働しないということで見えていると思うんですが、どうしたらそれが稼働するかというところで、村はやはり真剣に考えてもらわないと困ると思うんです。

牧場組合のほうでも、その相談が来ていなかった。牛ふんなり何なり、酪農家は当然ですけれども、それ以外に村の各家庭の生ごみ、これを全戸回収というぐらいの気持ちでやれば、この国からの地力増進システムは、そこそこは数値が上がったんではないかと私は楽観して考えるんですが、要はその宿題ができない限り、今後は参入できないというのが本当に確定しているのか。

それと、その宿題に対して、村としてはほかの市町村に応援するのもいいんですが、村の中でどうやって集めるのかという手段ですよね。それを知恵を絞って、やはり考えたかということをお聞きしたいんですが、お願いいたします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――山嵜産業振興課長。

○産業振興課長（山嵜隆広）

私から再々質問にお答えをさせていただきます。

２月26日の説明会でも申し上げました点、若干重複する部分でありますけれども、まずその地力の課題が解決できなければ次の県営事業ができないのかという点に関しましては、その際も申し上げましたが現状、今、県とそこまでの話はしておりません。県からいただいた課題をしっかりとこちらで対応できるような方策を考えていくというのが優先課題であろうと思っておりますので、その点はそんなことで御理解をいただきたいと思います。

また、堆肥の製造量につきましては、当然、原材料が多くならなければ解決をできないものであります。確かに村民の皆様に早い時期に、例えば、いろいろな細かな点であっても少量であっても協力を求めるということは、現在になればそういったやり方もあったのかなというふうには思っておりますけれども、相手がありますので今は具体的なお話まではできませんが、村内でそういった酪農といいますか畜産の事業をやりたいという引き合いもありますことから、まずはそちらの方と

しっかりと交渉をしたり、近隣の市町村、関係機関ともしっかり調整をさせていただいて、この課題をまず解決をして、次につなげていきたいという状況でございますので、よろしくお願いいたします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――勝山正弘議員。

○２番（勝山正弘議員）

今、課長のほうから答弁いただきましたので、今後の中では県との協議、進捗状況を細かく庁内のほうで把握していただいて、ぜひ今までやってきたものをさらに続けていくという方向でお願いしたいと思います。

今回、３次の申請が白紙になったからそれでいいというのはとんでもない間違いで、今後の中でやはり影響が非常に大きいんで、一刻も早く今の課長のほうで話されたものを進めていただいて、できるものは要望事項、細かくして、村のほうに対応していっていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議　長（西原澄夫議員）

以上で勝山正弘議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。

これより本休憩とします。会議は午前11時25分から再開します。

午前11時10分　　休　憩

午前11時25分　　再　開

○議　長（西原澄夫議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

――――――５番　沖島祥介議員。

○５番（沖島祥介議員）

それでは、通告に従い３問質問いたします。

１番目に、昨年の大晦日におきたケーブルテレビ光回線トラブルについて質問します。

令和６年12月31日の大晦日の夜10時頃に、ケーブルテレビ、インターネット回線の停止が１時間半ほどありました。紅白歌合戦も中断され、多くの村民の方々が不安や怒りに陥ったのではないかと思います。

そこで、今回のトラブルを苦い経験と捉え、今後に向けてしっかりした検証を行ったのか、また今後の危機管理対策について質問します。

１番目に、議会全員協議会での総務課の説明で、グーライト管理のＵＰＳの不具合で起こったとの説明でした。ＵＰＳとは停電が発生した際に非常用発電機が稼働し、電力供給するまでに１分か

ら３分程度の時間がかかるために、この間の電力を供給するための蓄電設備のこととの説明でした。

そこで、このＵＰＳの定期的なメンテナンスは行っていたのか、また、行っていたならば、なぜ不具合が起きてしまったのかお尋ねします。

２番目に、復旧までに１時間半ほどかかりましたが、復旧処理に要した時間は適正と言える範囲だったのか、また、今後における改善点はなかったのかお尋ねします。

３番目に、復旧してから情報無線で放送があり、トラブルの原因が分かりましたが、復旧までの時間が一番不安に陥った時間帯でありました。村のホームページで調査中とのコメントを出したとのことですが、ほとんどの人が気づいていなかったかと思われます。そのときに、「現在トラブル処置中で、今しばらくお待ちください」などの無線などの情報があれば、皆さん安心したのではないかと思います。

もちろん、光回線のトラブルですので、情報無線もつながりませんので仕方がありませんが、何かほかの情報手段はなかったのか、また、今回のようなケースの場合、今後どのように改善していくのかお尋ねします。

最後に、今回の件をグーライトとしっかり検証でき、今後に向けての対策をしっかりと協議できたのか、また、村として新たな情報手段を考えているのか、また、今後同じような事柄が起きたときの人材を含めたバックアップ体制をどう整備していくのかお尋ねします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――山﨑総務課長。

○総務課長（山﨑久志）

昨年、大晦日に発生したケーブルテレビの光回線トラブルについてお答えいたします。

議員お話しのとおり、昨年12月31日の午後10時15分頃から１時間余りにわたり、株式会社グーライトがサービス提供しているテレビ放送やインターネット通信などが無停電電源装置、いわゆるＵＰＳの故障により電源供給が停止したため、村内の利用者1,890世帯でサービスが利用できない事態となりました。

このため、村民の皆様には大晦日に御家族おそろいで年末の時間を過ごされていたことと思いますが、このような事態が発生し、お怒りももっともなことで、誠に遺憾な事案だと思っております。

そこで、ＵＰＳの定期的なメンテナンスの実施と不具合の発生原因についてのお尋ねでありますが、ケーブルテレビの事業主体であります株式会社グーライトによりますと、原因となったＵＰＳは平成29年12月に設置したもので、半年に一度定期点検を実施しており、直近では昨年10月22日に点検を行った際、機器に異常はなく正常であったとのことであります。

また、詳細な原因の特定に当たりましては、同社が直接メーカーに調査、解析を依頼したところ、原因が特定できなかったとの回答をいただいております。

次に、復旧処理に要した時間は適正と言える範囲だったのか、また今後における改善点はなかっ

たのかとのお尋ねでありますが、株式会社グーライトによりますと事故が発生した際、担当者の招集や影響範囲の把握、原因の特定及び復旧作業等を行っており、事故の発生から復旧までに要した時間はおよそ70分間ということであります。

放送法等の規定では、株式会社グーライトが区分される登録一般放送事業者は、放送の停止を受けた利用者数が３万人以上で、かつ停止時間が２時間以上の場合に、総務大臣に報告することとなっていることから、今回の事故は報告要件に該当しませんが、同社では１月１日に総務省信越総合通信局への報告を行ったとのことでございます。

なお、過去に同様の事案は一度も発生しておりませんので、復旧までにかかった時間が適正であったのか比較することはできませんが、当時の対応に当たっては、サービスを利用している皆様のために一刻も早く復旧できるよう、精一杯の御対応をしていただいたものと考えております。

しかしながら、同社が所有する光回線網は本村において大変重要な生活インフラとなっていることから、改めて再発防止措置を講じることなど強く要望したところでございますので、よろしくお願いいたします。

次に、トラブルに関する情報伝達方法の検証及び改善点についてのお尋ねでありますが、村における緊急時の情報伝達方法につきましては、防災行政通信システムとホームページの活用を想定しており、今回の事故発生に伴う該当家庭への連絡方法としては、ケーブルテレビ光回線が遮断されたことから、個別受信機が活用できなかったため、ホームページや屋外拡声子局による情報伝達が考えられます。

このため、村では事故発生から45分が経過した午後11時10分頃に、村ホームページで今回の事故の状況等を発信させていただき、携帯電話等で情報を見ていただけるよう対応したところであります。一方、新たな情報伝達手段の確保につきましては、個別受信機や屋外拡声子局を状況に応じて適正に使用することや、防災アプリの積極的な活用を図るとともに、携帯電話に直接情報を伝えることができる、いわゆるプッシュ型通知が可能なＳＮＳ等のサービスの導入を検討してまいりたいと考えております。

さらに、人材を含めたバックアップ体制につきましては、既に導入している職員間の情報共有アプリを活用するなどして、確実な情報共有を図るとともに、防災訓練と同様に職員の訓練や研修会を通して、体制を整えてまいりたいと考えております。

したがいまして、今回のような予測困難な事態の発生に対しましては、村民の皆様が安心して生活することができるよう、組織的な体制の整備を充実してまいりますとともに、機器の不具合が発生しないよう点検はもとより、設備の二重化を図るなどの対策を講じてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――沖島祥介議員。

○５番（沖島祥介議員）

再質問いたします。

ただいま答弁いただきましたが、ちょっと内容把握できなかったところがありまして、一番はやはり復旧までの１時間半ほど、その間が一番、村民の方が一番、なんといいますか、どうしたのかなという、一番不安に陥った時間帯かと思います。結果、終わってから無線がつながりましたので、今こういうトラブルがありましたと、やっと安心したわけでございます。

たまたま、暮れだったので、私の場合は娘が帰っていまして、娘のほうに友達から、「お宅、紅白見れている」というようなメールが来たらしくって、あ、それでほかの家もそうなんだと、やっと私分かった次第なんです。その１時間の間に、私も電源がどこか切れているのかなとか、いろいろこうあたふたしたわけなんですが、その間の住民に知らせる、その手立てを今一度、今回うまくできなかったと思うんですが、今後そのときに、どういうふうな措置をするのか、アナログ的に車で回ってやるのかとか、みんなに周知するのかとか、その時間帯が私一番不安だったんですが、そういうときにどう村として対処するのか、その辺を今一度お願いしたいんですが。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――山﨑総務課長。

○総務課長（山﨑久志）

再質問にお答えいたします。

事案が発生しまして復旧するまでの間の不安、その解消のためにどんなことが考えられるのかということの質問だったかと思います。

議員お話しのとおり、その１時間半の不安を持たれている中で現状の対応では、やはり情報の伝達がかなり細いといいますか、少ない対策でありました。村としましては、まずホームページでということの対策を今回させていただいたところでございます。

しかしながら、やはり今後は今の情報伝達網、携帯電話等の普及等もございますので、その中でこちらから通知がお知らせできるようなそういうことを視野に入れた、機械的な環境整備ではそのＳＮＳを活用した方法というものが一つ検討が該当になるのかなというふうに考えております。

しかしながら、それだけで十分ではないと思います。議員おっしゃられていた村内を広報で回るということも場合によっては必要な手段だと思いますので、今後の参考にさせていただき、また、今回のこの事案をしっかりと検証しどう対応していくのか、また改めて整理していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――沖島祥介議員。

○５番（沖島祥介議員）

再々質問させていただきます。

今、高山村は高齢者の方が多くいらっしゃいまして、携帯なりなかなか不得意の方も多くいらっしゃるかと思うんですよ。暮れですから、たまたまお子さんたちが戻ってきた場合もあるかと思うんですが、そういう場合もなくもありませんので、今後、高齢者が、本当に携帯電話あまり得意じゃない方とかいらっしゃると思うんですよね。だから、そういった方にしっかりと周知をする、あるいは広報でしっかりとこういった場合はこれを見てくださいとか、何かあったらこれをこうやって簡単な、ありますよとか、そういうような作業手順というんですか、何かあった場合はこういうふうにやれば高山村のホームページ上に載っていますんでご覧くださいとか、その辺をやっぱりきめ細かいサービスが必要なのかなと私は感じておるんですが、その辺いかがでしょうか。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――山﨑総務課長。

○総務課長（山﨑久志）

再々質問にお答えいたします。

議員御質問のお話しのとおり、やはりきめ細かな対応というものをしっかりと想定し、準備をしていくことが必要かなというふうに考えております。具体的にどのような方法がいいのかというものは、今後検討させていただきたいと思いますけれども、住民の皆さんの安心のために考えていきたい、そんなふうに考えております。

なお、やはり今回の電源の事案、切れた事案につきまして、やはりシステムをしっかりと、そういうことがないような二重化等の対策も含めて検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――藤沢村長。

○村　長（藤沢敏和）

今、課長答弁したとおりでいいかと思います。ただ、今回のこの停電と言いますか、使えなくなった件につきましては、これは委託元であります村といたしましても、改めて村民の皆様方にお詫びを申し上げたいと思っております。

そんな中で、やはりこれ、危機管理という問題でもございますので、やはり、いざ災害が発生したときに、こういったシステムが使えなくなってしまっては、本当に元も子もありませんので、やはりそこをいかに他の、先ほど言いましたようにＳＮＳとか、そういったもので補完できる、何かしらの形でやはり正しい状況を村民の皆様方にお知らせをする。その手段につきましては、やはりこれでいいというものはないものですから、やはりこれもやる、あれもやる、できる限り最善を今後尽くしてまいりたい、そんなふうに思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――沖島祥介議員。

○５番（沖島祥介議員）

先ほども申しましたが、これを本当に苦い経験と私言いましたが、良い経験として、今後本当に危機管理をしっかりと周知徹底していただければと思っております。

それでは、２番目の質問に入ります。

高山村観光大使の創設について質問します。

現在、様々な市町村で、地元出身で知名度のある方を観光大使として委嘱し、地元のＰＲに貢献している現状があります。本村においても明るい話題として、高山村観光大使の創設に向けて動いてみてはいかがでしょうか。

そこで、以下の質問をします。

現在、ミュージカル、映画、テレビなどで活躍されて、本村出身で知名度の高い古川雄大さんを最初の観光大使にふさわしい方ではないかと思われます。もちろん、御本人にその意思がなければならないとか、クリアしなければならない様々な問題があると思われますが、まず、村として観光大使創設に向けての意向があるのか、あれば様々な手段を駆使し、高山村の魅力発信に寄与していただくよう、積極的に動いてみてはいかがでしょうか。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――山嵜産業振興課長。

○産業振興課長（山嵜隆広）

高山村観光大使の創設についてお答えいたします。

県内の市町村を含む多くの自治体では、地域の魅力を発信し、地域活性化や交流人口の増加につなげるため、自治体にゆかりがあり、様々な分野で活躍されている方を観光大使に委嘱している事例が多く見受けられます。これら観光大使は、テレビやラジオ、新聞などでの情報発信のほか、個人のＳＮＳの利用や地元で行われるイベントへの出演など多岐にわたるとともに、ボランティアでの活動や有償によるものなど、様々な活動が行われております。

そこで、村として観光大使を創設する意向についてのお尋ねでありますが、これまで村では観光大使を委嘱した方はおりませんが、村の魅力を広く発信し、イメージアップを図るためには、大変有効な手段であると考えております。このため、観光大使の委嘱につきましては、どのような方に、どういった活動をしていただくのかなど、他の自治体の事例等を研究する中で、その方向性を見いだしてまいりたいと考えております。

なお、御提言をいただきました古川雄大さんにつきましては、テレビや舞台などで幅広く活躍され、知名度も大変高いことは承知しておりますので、観光大使の創設に向けた研究と併せて検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――沖島祥介議員。

○５番（沖島祥介議員）

再質問いたします。

ただいまの答弁で、観光大使は本村にとって有効な手段であるとの御答弁でした。やってみないと分かりませんけれども、もしなられた場合、何かこう創設した場合に、やっぱりその方をモデルにしたようなポスターとか、何かそんなようなことも含めて、例えば私の今の頭の中では、足湯なり温泉に入って、ちょっとワイン飲んだり、りんご食べたりかじったり、ぶどうをちょっと、したりというような形で、村の魅力をうまく発信できるような、そういう広告というんですか、そういったことも、もし協力していただけるならば、もちろん有償になるかと思いますけれども、総合的に高山村の魅力発信というような形で、ぜひ前向きに創設していっていただきたいと思うんですが、その辺の何か御意見あれば、お願いしたいと思います。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――山嵜産業振興課長。

○産業振興課長（山嵜隆広）

再質問にお答えをさせていただきます。

今、具体的な議員さんから御提案をいただきましたけれども、先ほども答弁で申し上げましたが、どのような活動をしていただくことが、例えば村にとって有効な観光大使の設置になるのか、ということをこれからしっかりと研究をしていきたいと思っています。

その中で、今、御提案をいただきましたようなことが有効であれば、それも１つの策だと思っておりますが、まずは委嘱について研究をして村としてどうしていくのか、その方向性をまず見いだしていくのが先決かなと思っております。まず、それについて取り組んでまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――沖島祥介議員。

○５番（沖島祥介議員）

再々質問させていただきます。

村で取り組むという答弁、本当にいいんですが、よく物事って、いつまでにやるよといいますか、期日というか、ある程度そういう目安がないと検討しているで、ずっと何年もかかってしまっても何か私は具体的なあれがないのかなと思って。

今の範囲で、課長はどれぐらいの、何ていうのかな、スケジュール感というんですかね、その辺をお考えなのか、その辺をお聞かせ願えればと思います。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――山嵜産業振興課長。

○産業振興課長（山嵜隆広）

再々質問にお答えをさせていただきます。

先ほども申し上げましたけれども、この観光大使の関係は村の魅力発信には大変有効な手段だというふうに認識をしております。そういったことから、いつまでにということですけれども、速やかに着手をして、しっかりと研究していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――沖島祥介議員。

○５番（沖島祥介議員）

早急にお願いしたいということで、お願いします。

続きまして、３番目の質問をいたします。

高齢者福祉センターのお風呂の入浴時間についてお伺いします。

高齢者福祉センターは、村内在住の60歳以上の方が利用できる施設として利用されています。施設の中にお風呂があり、１回100円という手軽な料金で利用でき、また、熱中症対策ということで、７月・８月・９月は無料となり、高齢者にとって非常に優しい施設であると思います。

ただ、入浴時間が９時半から４時ということで、残念なことに終了時間が早過ぎて、行きたくても行けない、もう少し遅くまで営業できないかという声を多く聞きます。

そこで、入浴開始時間の変更を含めても、終了時間の延長ができないか質問いたします。

高齢者福祉センターの運営は、村より社会福祉協議会に指定管理で委託しています。管理時間は８時30分より５時45分と聞いております。

１番目に、終了時間を１時間延ばし５時までできないか。健康福祉課に何度か問い合わせても、４時以降はＹＯＵ游ランドのお風呂を利用してほしいとの回答ばかりです。私にとっては、答えになっていない答えしか返ってきておりません。なぜ、委託先に時間変更の指示ができないのか、その理由をお尋ねします。

２番目に、開設当初より入浴時間が変わっていないと思いますが、時代の変化に対応した見直しが必要ではないかと思います。社会福祉協議会は高齢者福祉センターの管理を須高広域シルバー人材センターへ委託していますが、委託時間内での作業手順の見直しで、例えば、開始時間を10時半にして、終了時間を５時にできないでしょうか。総営業時間は変わらないので、可能ではないでしょうか。

３番目に、直近２年間の利用状況を見てみると、延べ人数で令和４年9,528人、令和５年9,788人とほぼ１万人近い方が利用されて、良い施設であると思います。多くの方々が望む時間帯にすれば、より多くの方が利用でき、なお一層高齢者に優しい施設になると思いますが、いかがでしょうか。答弁を求めます。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――黒岩健康福祉課長。

○健康福祉課長（黒岩　慎）

高齢者福祉センターのお風呂の入浴時間についてお答えいたします。

高齢者福祉センターは村内にお住いの60歳以上の方を対象に、低額な料金で高齢者の皆様の健康増進、教養の向上、レクリエーションのための便宜を総合的に提供できる施設として、平成15年４月に保健福祉総合センター内に開所いたしました。

この高齢者福祉センターの施設管理につきましては、指定管理者制度に基づき高山村社会福祉協議会が管理業務を行っておりますが、施設の管理に関する事項は村の高齢者福祉センター管理規則で定めており、施設全体の開所及び閉所時間は午前９時半から午後４時までと規定しております。

そこで、まず初めに、開所時間の変更についてのお尋ねでございますが、開所及び閉所の時間設定につきましては、高齢者福祉センターが老人福祉法に基づく老人福祉センターとして位置づけ、高齢者同士の交流の場を提供することを目的としていることから、利用時間を日中に限定し、大広間や休憩室、お風呂を有効に利用していただいております。

なお、利用時間につきましては、先ほどの村の管理規則に基づき、村と指定管理者の高山村社会福祉協議会との間で取り交わした協定書において開所時間を規定しております。このため、村といたしましては、先ほど申し上げましたとおり高齢者福祉センターとしての利用目的がありますことから、午後４時以降に入浴を希望される方には、ＹＯＵ遊ランドや蕨温泉などの経営が厳しい村営施設を御利用いただきたいと考えております。

次に、時代の変化に対応した見直しが必要ではないかとのお尋ねでございますが、現在の高齢者福祉センターは設置してから約20年が経過いたしましたが、当時と今では高齢者を取り巻く環境が変化してきており、例えば、高齢者の余暇の多様化や健康志向の高まりなどが挙げられますので、高齢者を支援する目的や内容を見直していく時期に来ているものと思われますので、今後、委託先の社協を含め、しっかりと検討をしてまいりたいと考えております。

なお、施設の管理業務については、須高地域広域シルバー人材センターに業務委託をしておりますが、人件費の高騰等により当センターへの１日当たりの委託料は、令和５年で7,735円であったものが令和７年度は8,585円と１割以上増加しており、今後も管理経費の増加が見込まれることや、お風呂の清掃業務だけで２時間程度かかりますことから、開所時間を遅らせた場合、清掃業務が終了する午後７時までは職員が清掃管理を行う必要があるため、新たな経費が発生するなどの課題もありますことから、今後利用料も含めた中で検討する必要があるものと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、多くの方が望む時間帯にすることで高齢者に優しい施設になるのではとのお尋ねでありますが、当該施設の利用者数について直近10年間では、平成30年度の１万1,219人が最大となっており、新型コロナウイルス感染症後の令和３年度には8,641人まで落ち込みましたが、令和５年度には9,788人に利用者が戻ってきております。

したがいまして、入浴時間の延長につきましては、今後施設全体の利用状況や、無料としている夏の期間中にどのぐらいの方が大広間等で長時間休憩されているかなども含め、総合的に見直しに向けた検討が必要ではないかと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――沖島祥介議員。

○５番（沖島祥介議員）

再質問します。

先ほどの答弁で、施設が20年たっているので、今後しっかりと検討していきたいというお話がありましたが、ということは、今ある管理規則、あるいは社協と組んでいる協定書を変更できるよという答弁なのか、もう一度お答え願いたい。

ということと、あと、お風呂の清掃で２時間ほどかかるというお話でしたが、ですから私も先ほど質問で言っていますが、作業手順を変えて夕方やらないで朝からやるとか、朝から掃除するとか、今までと同じことをやったらできないことは当たり前ですので、その辺の作業手順を変えて、掃除は翌朝やるよとか、何かそういうような形でうまく仕組みを変えて、できないかということを私はお願いしたいということなんですが、その辺はいかがでしょうか。

それと、やはりサービスなんで、今、私先ほどから言っていますが、多くの方が利用されて、いい施設だと思っております。そうすると、今、例えばサービスが、満足度が10だとしたら、今は分かりませんけれども、８とすれば、もうちょっとの工夫で10になれば本当に皆さんが喜ぶんじゃないかなと思うんです。

だから、行政サービスというのは村民のためという形なんで、やっぱりその辺を頭において、何か行動をできないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――黒岩健康福祉課長。

○健康福祉課長（黒岩　慎）

それでは、再質問にお答えさせていただきたいと思います。

再質問につきましては３つあったかと思いますが、まず初めに、入浴時間と利用時間の変更等でございます。先ほども申しましたとおり、高齢者の方の時代の変化が経過して、取り巻く環境といういのものが10年前と比較してかなり変わってきております。そういったことも鑑みて、委託先の社会福祉協議会とも検討させていただいて、どのような形が望ましいのかというところをまた検討した上で、利用時間を変更する場合につきましては、管理規則ですとか協定書を変更した上で行っていかなければならないと考えておりますので、変更する際はそのような管理規則等、変更が生じてくるものと考えております。

２つ目ですが、清掃時間ですとか、管理の手順、そういったようなことを見直してみてはどうか

ということでございますが、清掃時間につきましては、営業終了後４時半以降から清掃を行いまして、その後、お湯を張って翌朝の営業に備えるという形になっております。清掃業務をやって、そのお湯をためている時間ですとか、そういったような形で、時間がやはり２時間ほどかかってしまうということもございますので、効率的に行えるものは手順としてはまた見直しをしていくような形で、社会福祉協議会ですとか、その先委託をしています須高広域シルバー人材センターとも協議をする中で、また見直しを図っていきたいと思います。

３番目に、多くの方が望まれるような施設となるような営業時間にしてはどうかということの御質問かと思われますが、先ほどもお話ししましたとおり、どのような形で満足度を高めるかというところも含めまして、先ほどお話ししましたとおり、管理経費というものもこの物価高騰等の形でかなり経費も増えております。お風呂の入浴に限らず、大広間ですとか施設全体を利用していただいた中での高齢者福祉センターだと考えておりますので、一体的な形の中で総合的な形で検討してまいりたい、その上で満足度を高めるような形にしていければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――沖島祥介議員。

○５番（沖島祥介議員）

最後に要望としまして、検討するというお話でしたけれども、先ほども言いましたが、検討もスピード感を持ってやっていただいて、同じサービスなら本当に満足するようなサービスにしたほうが、私は高齢者にとっていいかと思いますので、ぜひその辺をしっかりと思いながら、スピーディに検討をしていただきたいということを要望して、私の質問を終わります。

○議　長（西原澄夫議員）

以上で沖島祥介議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。

これより本休憩とします。会議は午後１時から再開します。

午後０時04分　　休　憩

午後１時00分　　再　開

○議　長（西原澄夫議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

――――――９番　松本　茂議員。

○９番（松本　茂議員）

質問させていただきます。

人口対策についてでございます。人口減少問題の対策と豊かな村づくりについてです。

１番目として、出産祝い金の増額についてです。第１子３万円、第２子５万円、第３子７万円と現在、村の制度ではなっておりますが、来年度小学校入学、中学校入学の児童に対し、７万円の祝い金が給付されました。子育て世代の方にはありがたいことだと思いますが、現在の所得が増えない経済環境や物価高の中であることから、出産祝い金を第１子10万円、第２子20万円、第３子以降30万円に引き上げていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

２つ目としまして、子育て世代、移住者、村職員の若者世代等を応援するための村営住宅・アパート・分譲宅地の建設を求めます。

それから３番目、高山村の自然と環境を生かした村づくりのため、ふるさと納税が増える仕組みを徹底的に解明され、自主財源の確保を求めますがいかがでしょうか。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――藤沢村長。

○村　長（藤沢敏和）

人口対策についてお答えをいたします。

近年の人口減少社会によって、地方の過疎化や地域産業の衰退などが大変大きな課題となっております。そのような状況の中、国ではこれまでの地方創生の取組にデジタルの力を活用した「デジタル田園都市国家構想」を加え、全国どこでも誰もが便利で快適に過ごせる社会の実現に向けて、国と地方が一体となって取り組み、地方に仕事をつくる、結婚・出産・子育ての希望をかなえる、人の流れをつくる、魅力的な地域をつくる、この４つのキーワードに基づき、総合的かつ効果的に進めるとしております。

このため、私は特に若者は夢と希望を持ち、働く世代は生きがいを感じ、高齢者は、はつらつと暮らせる、そんな明日の高山村を村民の皆様と共につくり上げてまいりたいと考えております。

そこで、まず初めに、出産祝い金の引上げについてでありますが、この出産祝い金事業につきましては、出産に対してこれを祝福し、村の将来の活力を担い、支えていく子どもの成長を願って進めてきた事業であり、平成19年度には見直しを行って第１子が３万円、第２子は５万円、第３子以降は７万円をそれぞれ支給してまいりました。

そこで、議員御提言の出産祝い金の大幅な引上げについてでありますが、村といたしましては、子育て支援は総合的な視点に立って施策を進める必要があると考えておりますので、新年度に向けて第１子は５万円、第２子は７万円、第３子以降は10万円をそれぞれ支給する方向で、今定例会に予算案を計上し、御審議いただくこととしておりますのでよろしくお願い申し上げます。

次に、住宅等の建設についてのお尋ねでありますが、本村に居住していただくためには、その受け皿となるアパートなどの建物や住宅用地の確保が必要となってまいります。そのような中で現在、須坂市においてイオンモールの大規模な商業関連施設の整備が進められておりますことから、そこに就業され、生活を始められる方もおられるかと思われますので、村営住宅の有効活用や、空き家

の解消に向けた取組などのほか、村内には民間事業者が保有している住宅用地も点在しておりますので、民間事業者のお力もお借りしながら積極的に必要な施策を講じてまいりたいと考えております。

次に、ふるさと納税が増える仕組みを解明し、自主財源の確保を図ることについてでありますが、ふるさと納税は平成20年に創設された制度で、生まれ育ったふるさとや応援したい自治体に対する寄附に応じて、所得税や住民税の全額控除が受けられるものであります。

このため、本村におきましては平成29年10月から本格的に返礼品を伴ったふるさと納税の受付を開始し、多くの皆様から温かい御寄附をいただき、農山村の原風景を後世に受け継いでいく村づくりや、産業振興などに活用させていただいております。

また、これまでに本村に寄附していただいた金額は、直近で申し上げますと、令和４年度は9,390万円余りで、令和５年度は6,692万円余、令和６年度は２月末時点で4,000万円弱で、ここ数年減少傾向が続いております。その主な要因としましては、寄附を検討されている方へのＰＲ不足が一番の要因ではないかと考えております。

そのため、今後は寄附金の使途やその事業成果を広くＰＲするとともに、村内事業者の皆様にも協力を呼びかけ、高山村が誇るおいしい農産物や特産品のほか魅力ある観光資源を生かしながら、さらに返礼品の種類を増やし、村の自主財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

したがいまして、あらゆる機会を捉えて時代の変化に対応しながら、高山村を積極的にＰＲすることにより、より多くの皆さんが高山村の応援団となっていただき、その先には本村に住んでいただくことが村にとって大変有益なことでありますことから、今後とも民間事業者や関係機関などの御協力をいただきながら、増額につながる方策を見いだし、自主財源の確保に努めてまいりますのでよろしくお願い申し上げます。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――松本　茂議員。

○９番（松本　茂議員）

早速、結婚祝い金、それから第１子、第２子、第３子の増額を発表していただきましたが、今の小学校入学、中学校入学に対しては一気に７倍の増額をしているわけですね。極端に第１子、３万掛ける７万というわけにはいかないでしょうけれども、この出産ということが一番夫婦にとって負担のかかる事柄でありまして、今の進学に対するあれも大切なんですが、子どもの生まれるということにつきましては、女性の方が仕事を休職したり、あるいは失業したりというような、非常に厳しい状況に置かれるわけです。そのことを考えれば、やっぱり10万、20万、30万という数字もいいんじゃないかというような気がしますけれども、もう一度その点、考えていただきたいと思います。

それから、前にも長野県の中で消滅可能性都市ということを言われておりますけれども、2040年までに20歳から39歳の女性の数が半分以下に減少して、消滅する可能性のある都市を指している。

子どもを産める世代が一定より下回ると、人口が一気に減少してしまう、自治体経営が破綻してしまうという趣旨の指摘を言っているわけです。こういうことを予防していくためにも、やっぱりもう少しこの子育てに対する、第１子、第２子、第３子に対する助成を強めていただきたい。そういうふうに思っております。

それから、住宅問題につきましては、村長も村政運営方針におきまして、結婚に伴う経済的な負担軽減を図る、あるいは定住対策に対する人口流失と村外からの移住対策を促進していきますと、それから空き家住宅においても村で改修しておりますが、移住者が全て若者じゃないわけですよね。だから空き家を改修していったところで、全て人口増につながるかということにはつながらないんです。これは維持するだけですよね。だから、若者定住促進住宅や団地を造る。

新たに副村長に小林さん、県のほうから来ておられますので、県の住宅供給公社との連携で、ぜひとも住宅団地、あるいは村営住宅をまた起こしてやっていただきたい、手をつけていただきたいということなんです。

３番目にふるさと納税について述べておりますが、高山村の受入れ先のポータルサイト、現在さとふると楽天ですか、２か所ですよね、これはもっと窓口を広げていただきたいと思うんです。ＪＴＢのふるさとチョイスとか、これ一番最大だと思うんですが、須坂市では11あります。小布施町も４から５はあります。それから、先ほどＰＲということが村長の口から出ましたが、ウェブデザイナーというカタログですよね、ホームページを開いたときにそのカタログが出てくるわけなんですが、このウェブデザイナーを育成するか採用するか、村で。それをよく整備していただいた上で寄附を呼び込める、高山村へ、それと商品の開発とか、そういうことをきちっとやっていただきたい。

それと最後に、自主財源の確保というのがふるさと納税によって、いろいろなことをやることができるんです。牧場の整備もそうですし、リフトの会社の関係もそうですし、みんな、それやろうと思えばできるんですよ。

高山村の非常に優れているところは、国の有利な事業をここに取り入れて、補助金をいっぱい持ってきて、やって来てくれるということです。地方交付税の還付率というか交付率が非常によろしい、45%以上あるというようなことは非常に褒めるべきことだと思います。

いずれにしろ、ふるさと納税は自主財源につながりますので、ここら辺をきちっともう一度やっていただきたいと思いますが、答弁お願いします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――藤沢村長。

○村　長（藤沢敏和）

ふるさと納税につきましては、後ほど総務課長のほうからお答え申し上げたいと思います。

先ほど、お話しの出産祝い金の関係でございます。これにつきましても、先ほど入学祝い金の話

も出ました。入学祝い金というのは、いわゆるこれまで小学校入学、中学校入学、それぞれ１人につき１万円を交付してきたんですけれども、やはり今、入学をするにつけて、その準備段階のいわゆる支度金というか、そういった部分で費用がかかってしまうというようなことから、村では入学祝い金を廃止して、そして新たに、いわゆる入学の準備にかかる給付金を新たに設けたということでございますので、その辺はよろしくお願いしたいと思います。

そんな中でやはり、この子育て支援は先ほど申し上げましたように、村では結婚・出産・育児・教育、本当にライフステージに応じたそれぞれ取組をさせていただいております。そんなことからやっぱり考えますと、ここで若干の見直しはさせていただいているんですけれども、いわゆるそのほかにも、子育てに関してはいろいろな給付事業等も行っておりますので、当面、今回予算を計上させていただいた額で進めていきたい。今後、状況に応じてまたそれは見直しをしていけばいいのかなという感じをしておりますので、その点よろしくお願いしたいと思います。

人口減少問題というのは、本当に村にとっては一番の喫緊の最重要課題であります。そんなことで、やはり移住・定住という対策は私も本当に重要な施策であるというふうに思っておりますので、やはりこの住宅問題につきましても、先ほど申し上げました空き家だけでは、なかなか人は呼び込めない。やはりそれなりの受け皿がなければ、やはり来ていただけないということでございますので、そういった今、議員おっしゃられた若者住宅だとか、あるいは団地造成だとか、そういったこともやはり今後は視野に検討していかなければいけないだろうなということは、私も思っているところでございますので、どのような方法で今後そういった住宅施策を進めていけばいいか、しっかりと検討をさせていただきたいと思いますし、また、いろいろな方の御意見等もお聞きする中で、よりよい住宅施策に取り組んでまいりたい、そんなふうに思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――山﨑総務課長。

○総務課長（山﨑久志）

私からは、ふるさと納税の関係につきまして再質問にお答えいたします。

議員御提言のふるさと納税のその入り口となる窓口を広げたらどうかということのお話でございます。

やはり、より多くの皆様方に高山村を知っていただくということでは、やはり入り口は広いほうが断然有利かなというふうには考えております。このふるさと納税制度、村としても自主財源確保に向けて大変重要と考えております。その部分につきまして、やはりその入り口の部分、さらにはその返礼品を納税された皆様方へ届けるための手順の部分、さらにはその経費の部分など、それぞれのところを再度、もう一度しっかりと分析して、やはり高山村に足りないところをしっかり課題を整理しまして、今後このふるさと納税制度の有効活用に努めてまいりたいと思います。

いずれにしましても、高山村のＰＲ、そのために努めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――松本　茂議員。

○９番（松本　茂議員）

自主財源の確保というような形の中でふるさと納税、それから人口問題を解決していくと地方交付税も増える、そういうようなことで非常に持続可能な高山村にしていくために、早急的に、村長さんのお言葉のとおり、速やかに検討していただいて、そのスピード感をもって対処していただければありがたいと思いますので、ぜひともよろしくお願いしたいと思います。

村長、いかがですか。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――藤沢村長。

○村　長（藤沢敏和）

自主財源の確保というのは、本当にこれ重要なことだと私は思っております。特に、今、交付税というお話しもございました。これなかなか交付税というのは、国もいわゆる限られた予算がございますので、なかなか実際に入ってくる数字というのが見えてこないんですね、実は交付税というのは。そんなことで、やはり私は安定した自主財源が確保できれば、やはりそれにこしたことはないなというふうに思っておりますので、その１つとしてやはりふるさと納税というものは大変重要かなと思っておりますので、その辺で、いわゆる収入につながるような形の中でしっかりと検討をする中で、そのふるさと納税の収受額を増やしていきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――松本　茂議員。

○９番（松本　茂議員）

住宅問題につきましても検討していただきますことを祈念いたしまして、質問を終わらせていただきます。

○議　長（西原澄夫議員）

以上で松本　茂議員の質問を終わります。

――――――３番　滝澤　聖議員。

○３番（滝澤　聖議員）

通告に従い、質問いたします。

高山村内の上水道の保全状況と漏水事故発生時の対応について質問いたします。

本年、１月14日午後８時頃、牧地区牧簡易郵便局より村道南方100メートル付近において、水道

配水管が破損いたしました。そのため、付近住民世帯及び牧地区１組全域、その他施設では高山村保健福祉センター、高山村デイサービスセンター、特別養護老人ホーム、高山おんせん朝日ホーム、ＹＯＵ游ランドが断水となり、水道水が使えない状況となりました。

３組の住民の方のお話によりますと、７時半頃から徐々に水の出が悪くなり、８時頃には全く水の出ない状況となったとお聞きしました。付近では大量の水が流れ、道路にあった雪はほぼ解けてなくなるほどの状況となりました。

同時刻に山嵜建設水道課長に連絡をし、直ちに担当職員と現場での対応を検討され、15分後には地元出身の藤沢村長にもお出でいただき、周辺施設への影響を確認され、復旧工事をするよう担当者に指示がありました。

建設水道課の担当者は、工事業者と連絡を取りつつ、破損した箇所及び復旧方法など、迅速に対応していただきました。

夜間の復旧工事と氷点下での作業と工事となりました。作業に当たられた作業員は、役場担当者２名、水道工事関係者６名で、夜12時までの復旧工事となりました。破損したパイプを見ると、塩ビ管75㎜ＶＰ管で、50㎝にわたり縦に破損していました。これは、集落配水事業に伴う上水道事業により埋設されたもので、まだ三十数年しかたっていない管と思います。こんなに早く破損してしまうものかなというふうに思いました。

翌日に道路復旧工事が行われ、延べ８時間にわたる工事となりました。

破損した管は、令和３年度事業により配水管の布設改工事が行われた箇所のつなぎの区間に当たり、大きく負荷がかかり破損したものと推察しています。今回のような事案は高山村特有の急傾斜地が存在するため、老朽化などによる破損は村内では年数回起きるとの話を伺いました。

村内には上水道が設置され、おいしい水の供給がされています。人口減少が続く中で、今後の水道設備保守管理には費用負担が増えてしまうのではないかと懸念しています。今後の水道事業計画についてお尋ねします。

１として、村内の上水道の設備はどのようになっていますか。

①として、水源地の設置箇所と給水状況、②として、配水管の総延長と布設管の種類、③として、老朽箇所の対策工事の計画についてをお尋ねしたいと思います。

２点目として、漏水事故発生時の対応は、どのように対応されているのか。

①として、近年発生した水道水の苦情や漏水事故の発生事案、②として、工事業者と事前に協定を結び、災害時には対応されるようになっているのか、また、暗黙の了解で済ませているのかをお伺いします。③として、村では漏水事故発生時に対応すべき部材の確保はどの程度準備されていますか。

３点目として、人口減少が続くと水道使用量が減り、収支の悪化が見込まれます。そのため、収益確保のために水道料金の値上げが必要となりますが、水道使用者にしてみますと生活費に直接結

びつくため、安易な値上げは認められないと思います。費用を最小限にするために、村はどのような方針をお考えなのかをお尋ねしたいと思います。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――山嵜建設水道課長。

○建設水道課長（定住支援室長）（山嵜賢一）

高山村内の上水道の保全状況と漏水事故発生時の対応についてお答えいたします。

まず、村内の上水道の整備状況についてでございますが、本村の水道水源につきましては、松川及び樋沢川の主要２河川が酸性水で飲用に適さないため、沢水等の表流水や掘削井戸等を利用しており、表流水は本沢水源など７か所で、湧水は鞠子水源など９か所、深井戸は大石水源など６か所の、合わせて22か所の水源から取水しております。

給水状況につきましては、これらの水源から牧地区、高井地区の給水に牧・高井水系、奥山田地区、山田温泉から中山地区へ給水する山田水系、七味温泉へ給水する七味水系、福井原地区へ給水する福井原水系、山田牧場地区へ給水する山田牧場水系の５つの水系を通じて、それぞれ給水を行っております。

また、上水道の本管の総延長は約86㎞で、使用している布設管は硬質塩化ビニール管、いわゆるＶＰ管を使用しており、この材質は軽くて扱いやすい反面、経年劣化等による漏水のリスクが高いといわれており、その割合は38.1％で、そのほかに重く扱いにくい反面、漏水が少ないダグタイル鋳鉄管の割合が37.0％で、この２種類で村内の４分の３を占めており、残りは主にポリエチレン管でございます。

こうした整備状況の中、現時点での老朽箇所等の対策工事の計画につきましては、昨年の秋、国から全国の自治体に対し、災害時等における拠点施設や避難所等に通じる上下水道管路等の耐震化を重点的に推進するよう要請があったことを受け、本年１月に高山村上水道耐震化計画を策定したところでございます。

このため、令和７年度以降、本計画に基づき管路等の耐震化を推進し、とりわけ経年劣化による漏水リスクが高まるＶＰ管を耐震性能が高いポリエチレン管に更新するなど、対策を講じてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

次に、漏水事故発生時の対応についてのお尋ねでございますが、過去３年間で発生した水道の苦情や漏水事故の発生事案については、苦情が昨年秋に、久保地区の水道水の濁り事案が１件あり、本管の漏水事故につきましては、令和５年度に三郷区で１件、本年度は紫区と、本年１月に滝澤議員に立ち会っていただきました牧区での２件でございます。

そのほか、宅地内に通じる給水管や止水栓の不良等による緊急工事が、３年間で８件程度でございます。

次に、漏水事故発生時の工事業者との協定等につきましては、地震や台風などの自然災害に伴う

漏水の対応については、高山村商工会など関係団体と災害復旧に関する協定を締結しておりますが、本管の破損による漏水は事故の取扱いとなり、対応が異なりますことから、漏水事故が発生した際には、規模の状況に応じまして、村内の管渠に詳しい高山上下水道工事組合の会員事業者に協力をいただきながら対応をしているところでございます。

また、漏水事故発生時に必要な資機材の確保につきましては、あらかじめ業者から水道管やジョイントなど、接続部品など必要最小限ではありますが、緊急時の際に見込まれる部材を調達し、夜間や連日の事故等に備えております。

次に、水道事業にかかる村の方針についてのお尋ねでございますが、今後の上水道事業につきましては、議員御指摘のとおり、人口減少による使用水量の減少に伴い減益が見込まれるほか、昨今の物価高に伴う維持管理経費の増加や上水道施設の耐震性及び耐久性を確保するための財源確保など様々な課題があり、これらを解決するためには受益者負担の原則から、水道料金の値上げについての検討は避けられないものと考えております。

なお、村では令和７年度から２か年にわたり、今後も安定的に上水道を維持していくための基礎的な検討を行うこととしており、具体的には令和７年度において、上水道事業の今後の経営の在り方を検討するための経営戦略の策定とともに、中長期的な視点に立った資産管理や財政計画を示したアセットマネジメント計画の策定を行い、令和８年度には、水道施設の耐震化や更新の在り方を含めたハード面の基本計画となる水道ビジョンの策定を予定しております。

これらの計画等の策定を通じて、可能な限りデータや資料を集積し、知恵と工夫を重ねながら将来の上水道事業の在り方について、適切に検討してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――滝澤　聖議員。

○３番（滝澤　聖議員）

再質問をさせていただきたいと思います。

質問内容につきましては、１の③の関係の老朽箇所等の改善の件でございますけれども、高山村議会常任委員会の合同視察研修会が昨年12月の17・18日の２日間行われております。視察地は神奈川県の清川村と真鶴町でございました。この報告は議会報１月25日発行の149号に、委員長レポートとして記載されております。

真鶴町は神奈川県の真鶴半島先端部に当たる町で、面積７㎢の人口7,600名ほどの自治体ということで、この特徴的なものは勾配が10％と急傾斜地が多く、起伏に富んだ町だったということでございます。視察目的は、まちづくりを勉強するために伺いましたけれども、今年に入りましてテレビでこの状況、特にこの真鶴町が取り上げられた問題につきましては、昨年11月に町長選が行われた際に、新町長が公約を、神奈川県内でも最も高いとする水道料金を値下げするといった公約の下

当選されたわけですけれども、今年に入りまして、それを翻しまして段階的に水道料金の値上げの方針を打ち出したというようなことでございます。

背景は、上水道の布設替え工事の進捗状況が５％と、極めて遅いということでそれにかかる収益が見込めないため、水道料金を値上げせざるを得ないというような報告等でございました。やはり現場を見る中で、この報告にありますとおり、ポリ管や鉄管での使用が多いということで、非常に漏水箇所が多いんだというようなこと、視察で見学しましたとおり、傾斜地、石垣、狭い道幅等が重なって、重機の使用や工事の妨げになっていることが大きな要因だと思っております。

上水道事業は特別会計ということの事案となることから、一般会計の繰入れの支出など、どのようにするかと議論を進めなければならないということが、町の報告書にも記載がございました。

私ども高山村は現在、この配水管は他の市町村に比べても比較的新しいというふうに思っております。それでもやはり、今年の事故のように老朽化による破損事故が起きるようになってきます。計画的な布設替え工事を行うことが未来への投資というふうに思いますけれども、先ほどの話、計画的に、それから３番目で検討する内容、ここら辺をもう一度、どんなような状況で、何年ぐらいかけて再整備していくのか、また、老朽箇所のみ修理していくのか、分かる範囲でいいですので答弁をお願いします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――山嵜建設水道課長。

○建設水道課長（定住支援室長）（山嵜賢一）

再質問にお答えいたします。

ただいまの質問につきましては、今後の水道管の計画的な説明などと思いますが、議員御指摘のとおり、水道管の漏水事故が年数件ほど発生しているのが現状でございます。今後、安定的な水道水の供給を図るために、計画的に水道施設の更新等実施すべく、令和７年度から２年間にわたり、中長期的なスパンで資産管理や財政計画、それと水道施設の耐震化や更新の在り方など、上水道事業を維持していくための基礎的な検討を行うこととしておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――滝澤　聖議員。

○３番（滝澤　聖議員）

再々質問をいたします。

この内容につきましては２の②ということでございますけれども、先ほど申し上げた１月14日の牧の漏水事故の関係につきましては工事業者が須坂市にありまして、高山村の業者ではありませんでした。従業員の方、数名が村内に住まわれている方ということで、とても自分としては心強く感じたところでございます。この工事とは全く関係のないことでございますけれども、そんなふうに

感じたわけでございます。

工事内容は、地下1.2mの位置に配水管が埋設されているというようなことで、土砂の関係につきましては６㎥以上のものが搬出、搬入されて、現場復旧になっております。作業員が６名で約１日かかるということで、やはり従業員が多数お勤めの中規模以上の工事業者でないと、この水道配水管の布設替え工事はできないものというふうに私は感じたわけでございます。

やはり、こういうそれぞれの小さい業者ではなくて、それぞれ中規模な業者とやはり協定なり業務規範の策定等、検討する考えはやはりないのでしょうか。組合というざっくりした形でなくて、やはり特定の業者ということも難しいとは思いますけれども、信頼できる数社のところとお願いしておくべきではないかいうふうに思うわけですけれども、答弁をいただきたいと思います。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――山嵜建設水道課長。

○建設水道課長（定住支援室長）（山嵜賢一）

再々質問にお答えいたします。

水道管の漏水事故における対応する工事業者の連携、あと対応のことだと思いますが、現在、村では水道管の漏水事故の工事に関する協定等は設けてございません。実際、漏水事故の場合には、対応する業者が確保できていれば、即座に改修工事に取りかかり、短時間で復旧など水道水を供給することができることと思われます。

このため、近隣市町村において、工事業者と協定など結んでいる事例を調査し、研究してまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――滝澤　聖議員。

○３番（滝澤　聖議員）

水道を守るということは、命を守るものと直結するものというふうに捉えております。ほかの視察等で、やはりいろんなところで研修させていただいているところでございますが、反対に高山村のよさも感じるところも多いわけでございます。

今の問題、先送りせずに、やはり将来を見据えたこういう計画というのは、後々本当に大きく役立つものというふうに感じておりますので、今まで申し上げたこと、またぜひ検討いただき実施していただくことをお願いして、質問を終わりにします。

○議　長（西原澄夫議員）

以上で滝澤　聖議員の質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

明日は午前10時から会議を開きますので、定刻に御参集をください。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

午後１時44分　　散　会

地方自治法第123条第２項の規定により署名する。

令和７年３月６日

高山村議会議長　　西　原　澄　夫

署　名　議　員　　黒　岩　清　道

署　名　議　員　　久保田　雄　吉

署　名　議　員　　勝　山　正　弘

令和７年第２回高山村議会３月定例会一般質問目次

令和７年３月７日（金曜日）

４番　梨本　進議員　……77

住まいの区や隣組からの脱退・未加入問題について

千曲大橋県道建設と間山峠、小池峠未開通の県道建設について

高校生通学支援事業の拡大、充実を

７番　柴田弘男議員　……90

にぎわいの場構想は、引き続き継続されるのか

６番　髙井央葉議員　……92

子ども、子育てに関する相談対応の充実を

生理に対するさらなる不安の軽減を

活動の場を狭めない支援を

10番　山嵜秀治議員　…… 107

訪問介護事業所について

農業振興について

山田温泉の湯量減少について

11番　黒岩清道議員　…… 120

高山村の防災対策について

高山村の防犯対策について

若者の移住定住・空き家の住宅助成について

令和７年第２回高山村議会３月定例会会議録（第３号）

令和７年３月７日（金曜日）

議　事　日　程

日程第１　一般質問

本日の会議に付議した事件

１　一般質問

質　問　し　た　者

４番　梨　本　　進　議員	７番　柴　田　弘　男　議員
６番　髙　井　央　葉　議員	10番　山　嵜　秀　治　議員
11番　黒　岩　清　道　議員	

出　席　議　員（12名）

１番　久保田　雄　吉　議員	２番　勝　山　正　弘　議員
３番　滝　澤　　聖　議員	４番　梨　本　　進　議員
５番　沖　島　祥　介　議員	６番　髙　井　央　葉　議員
７番　柴　田　弘　男　議員	８番　湯　本　辰　雄　議員
９番　松　本　　茂　議員	10番　山　嵜　秀　治　議員
11番　黒　岩　清　道　議員	12番　西　原　澄　夫　議員

欠　席　議　員（なし）

説明のため出席した者

村長	藤沢敏和	副村長	小林信彦
教育長	澁谷茂夫	総務課長	山﨑久志
住民税務課長（会計管理者）	島田　誠	健康福祉課長	黒岩　慎
産業振興課長	山嵜隆広	建設水道課長（定住支援室長）	山嵜賢一
教育次長（人権推進室長）	堀　一生		

事務局出席職員

事 務 局 長　宮 川 洋 一　　書　　記　槇 田 和 子

午前10時00分　開 議

○議　長（西原澄夫議員）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

なお、本日の日程は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

諸般の報告

○議　長（西原澄夫議員）

日程に先立ち、諸般の報告を行います。

テレビ中継のほかに、質問者のカメラ撮影を許可しましたので、報告します。

これで諸般の報告を終わります。

日程第１　一般質問

○議　長（西原澄夫議員）

日程第１　一般質問を行います。

順番に発言を許します。

――――――４番　梨本　進議員。

○４番（梨本　進議員）

おはようございます。通告に従いまして、私、質問項目３項目ありますけれども、質問させていただきます。

まず、質問事項１、住まいの区や隣組からの脱退、未加入問題についてであります。

長年住んでいた区から脱退したい、また、長くお付き合いしてきた隣組からも抜けたい、そのような申出が増えてきており、区の役員さん方も、その取扱いに大変苦慮している状況があります。脱退の理由としては、高齢者世帯となり、健康面などの不安から、作業や行事への参加ができなくなった、また、隣組長の仕事は無理だ、また、区費や組費などが負担になったなどと言われておりますが、もう１つの理由が、区に入ってなくても困らない、そんな声があります。

一方で、各地区の状況では、転居や移住の際に、区への未加入の希望も多いと聞きます。区への

加入に強制力はないということで、未加入や区からの脱退の申入れがあれば、区の役員さん方も、受けざるを得ないのが実情であります。

どこの自治会も、若者世帯は減少し、高齢者世帯の増加が進行する中で、地域のつながりの要となる自治会の存続のために苦労されていると思います。組織運営の在り方や隣組の在り方など、村内共通の課題として取り組む時期にあると思います。脱退が連鎖して増加してくると区は深刻な問題となります。現状においても、役員のなり手不足、モチベーションの低下などが心配されており、村行政には、各区の自治会活動への強力な支援を求めるものです。

そこで、以下の質問をします。

まず、自治会の加入率ですが、県単位では平均で75％から80％ぐらいではないか、それから都市部は、賃貸住宅などが多くて、50％前後、そのようなところもあります。地方は90％以上、95％ぐらい、そのぐらいかなと承知しております。本村の、各区への加入状況についてお聞かせください。

２番目、各区の入区金や区費、お祭りの祭典費などは各区の事情により、独自で決められております。新たに転入や移住される方にとっては、経済的な負担と地区のしきたりや慣習などになじめず、区への未加入を選ぶ方もある、そのように聞きます。移住定住施策を進める上で、地域との調整は、どのようにしているのかお聞かせください。

次に、高齢者世帯になったからと住んでいる区や隣組からも抜ける、そのような状況になりますと、一人住まいのひきこもりなども見受けられ、近所でも顔を合わせることも減り、健康安否確認など、心配や不安が増すこととなります。区未加入になると、ごみ出しや村からのお知らせ、配布物などの扱いや、高齢者の見守り体制など、どのような対応になるのでしょうか、お聞かせください。

次、各区の抱える課題は、様々なことが多くあると思います。区長会等で、各区の課題を共有して、解決への助言や支援が必要ではないでしょうか。自治会活動への理解や加入を促すチラシ作戦と全戸への配布など、区に寄り添った支援と協力を要望するものです。村行政の自治会活動への支援について、答弁を求めます。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――山﨑総務課長。

○総務課長（山﨑久志）

おはようございます。

住まいの区や隣組からの脱退、未加入についてお答えいたします。

個人の価値観や生活様式の多様化が進む一方、地域のつながりの希薄化が懸念される中、近年、災害などでの行動として、自助や公助だけでなく、地域の支え合いや見守り活動などの共助の意識が大変重要と言われております。

そこで、まず初めに、区の加入状況の把握についてのお尋ねでございますが、村内における自治区への加入世帯の状況は、地区ごとに状況は異なりますが、村平均で約90％となっており、加入さ

れていない方の中には、特別養護老人ホームの入居者の皆さんも含まれております。

次に、移住定住施策を進める上で、地域との調整に関するお尋ねでありますが、村では、移住相談窓口を定住支援室で対応しておりますほか、移住相談協力店として村内４事業所の御協力をいただいて、移住を希望される方の相談に応じております。

そうした中で、定住支援室では、移住された方に対して区へ加入していただくようお願いしてきておりますが、移住された方からは、区とは何か、区に加入しないといけないのか、加入するメリットは何かなどの質問が寄せられていると聞いております。

そのような中で、入区におきましては、それぞれの地区ごとの規模や環境、代々受け継がれてきた歴史などの背景とともに、その地区の入区金や区費、さらには、地域のしきたりや習慣など地区独自のルールがありますことから、基本的には、区長さんに問合わせをさせていただき、調整させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、未加入になると見守り体制などはどのようになるかとのお尋ねですが、現在、区の加入の有無に関わらず、高齢者世帯に対しましては、民生児童委員の皆さんの御協力により、定期的に訪問させていただき、伺った際は、話し相手になったり困り事がないかお聞きするなどの見守り活動を行っていただいております。

また、情報の伝達方法としては、村からのお知らせや広報紙などは、郵送でお送りさせていただいておりますほか、防災行政無線個別受信機を設置して、必要な情報をお伝えし、不明な点がある場合には、役場へ問い合わせていただくこととしております。

次に、自治会への支援に関するお尋ねですが、住民の高齢化や人口減少などにより、各区が抱える新たな課題が発生しており、その中身は地域ごとに異なるため、それぞれの地域で話合いを重ねながら、課題解決に御尽力いただいておりますほか、独自の活動や事業に取り組むなどして、地域の活性化を図っていただいております。

そうした中において、地域が主体的に生活の場を守っていくためには、地域コミュニティーの中心となる自治会組織の活動を継続していただくことが必要と考えますので、区長会などの機会を捉えて、各区が抱えている課題や住民ニーズなどを意見交換させていただき、必要な支援策を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――梨本　進議員。

○４番（梨本　進議員）

再質問でお願いします。

私、一番お願いしたいと言いますか、この問題で、申出あることはある程度致し方ない、脱退とか未加入の申出あることは致し方ないのかな、加入というのは強制力が本当にないものですから、それと先ほどのお話にもありましたメリットが、何があるのかそのようなことで、なかなか加入の

メリットの示し方というようなのが、妙案がないと、そういうことがどこの自治体でも言われていることだというふうに思います。それと、先ほどもありました、各区、様々な抱えている問題があるということで、特に、区長会、それとか文化協会もそうかもしれません、そういうところで、各区の本当に問題を取り上げていただく、よく聞いていただいたり、そういう機会をぜひ設けていただいて、全体として皆さんで何が共有できて、どのようなことが助言と言いますか手助けになるのか、そのようなことを話し合う場を設けていただきたい、そのように思うんです。

これ、個人の生き方の問題というようなことで、なかなか立ち入ったり、ということもあって、加入を促す、それから、脱退することをとどめるというようなことがなかなかできないというようなことが重要だと思うんです。それで、先ほど、村から各自治会の支援ということで、加入促進のチラシだとかそういうものをつくっていただきたい、配布してほしいというようなことを申し上げました。これ、どの自治体といいますか、結構いろいろなところが加入、悩んでおりまして、これ、一例ですね、「自治会に加入しましょう、何々自治会が活動しています。」この何々というところに、例えば堀之内だったら堀之内区とかそういうのを入れるんですが、こういう原紙と言いますか、それを市とか町とか村、そういうので作ってあって、フォーマット、それを各地区に利用していただく、そのようなことをやっておられるところ、あります。

それから、メリットはどうだとか、区、町内会って何しているの、こういうような加入促進のチラシ、それを、これは市ですけれども、市民の生活課協働推進係、この市はそういうところがあるんですが、そういうところで作って各御家庭にお配りしているというようなことをやっているところが今あります。やはり、こういうこと、村を、なかなか区ではできない、できなくはないんでしょうけれども、行政のほうで少しこういうことを応援していただいて、こういうものを活用してほしいというようなことを、ぜひお願いしたい。そして、また、ふだんからの加入等の広報等での呼びかけも必要かなと思います。もちろん、受皿としている自治会のほうもサロン活動だとか交流者の交流の場を設けるとか、いろいろ努力しなければならないことがいっぱいあるわけなんですが、ぜひそのようなことも含めて、村のほうで、何とか区のほうへ応援していただきたい、そういうふうに、私、今回、要望するわけでございます。もう一度、御答弁いただければと思います。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――山﨑総務課長。

○総務課長（山﨑久志）

再質問にお答えいたします。

自治会の加入を促すチラシの作成という内容かなというふうに捉えております。先ほども申し上げましたように、区の実情等、本当に様々な条件の下で活動されておりますので、当然違う部分もございます。ですので、その辺りの状況を、村としましては、区長会等でお願いして、いろいろ意見交換をさせていただくことが、まず大事かな、まず初めにやるべきことかなというふうに考えて

おります。その中で、必要に応じて、そういうチラシがいいのか、広報たかやま等の活用がいいのか、そういうところで何かしらの対応ができるのか、その辺りをまた今後検討してまいりたいというふうに思います。

しかしながら、その区の活動、本当にメリット、デメリットでは、なかなか言えないといいますか、きっちりと整理ができない、まさにそれが地域のコミュニティー、人のつながりの部分のお話なのかなというふうにもございます。議員も先ほど、個人の生き方というようなお話もございました。それぞれの個の意見を尊重しながら、どうやって、この地域を住みやすい地域にしていくのか、そこを目指して、皆さんのお知恵もお借りしながら、何か対策ができると前へ進めるのかなというふうには感じておりますので、また、今後、いろいろな御意見をちょうだいしながら、お願いしていきたいと思います。

ありがとうございました。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――梨本　進議員。

○４番（梨本　進議員）

やっぱり、村政運営をするに当たっては、各区、自治会の協力なくしては成り立たないというふうに、それはどなたでも思っておられると思います。ぜひ、区長さん方、役員さん方に寄り添っていただき、相談に乗っていただきたい、そのように思います。

それでは、２番目、質問事項２に入ります。

千曲大橋県道建設と間山峠、小池峠未開通の県道建設についてであります。

仮称千曲大橋は、千曲川に架かる村山橋と小布施橋のおよそ中間辺りの長野市長沼、須坂市豊洲間に建設を想定しています。

千曲大橋県道建設促進期成同盟会で示したルート案では、善光寺周辺から伸びてくる長野市北部幹線道路が、長沼、豊洲間に架かる千曲大橋を経て、旭ヶ丘地区から高山村まで結ばれ、直線的で利便性の高い重要な幹線道路になると見込まれ、本村においては、人流や流通の効率化により、観光地周遊や産業振興、地域振興に大きな効果が期待されます。

千曲川台風19号大災害では、未曾有の被害を経験して、期成同盟会を組織する長野市、須坂市、小布施町、高山村の４市町村の関係住民からの千曲大橋の建設要望は、一段と強くなってきています。災害時においては、重要な緊急輸送道路となり、本村の立場からも、早期事業化に向けたさらなる取組の強化を望みます。

また、長年未開通となっている間山峠の主要地方道須坂中野線と小池峠の県道宮村・湯田中停車場線については、それぞれの県道整備期成同盟会が、昨年度に続き、通行不能箇所の現地踏査を実施し要望活動を展開しました。北信建設事務所長からは、今年度は、調査費が計上され、調査、作図を行い、今年度内にはルート案を示したい、そのような意向でした。

２ルートの１本化やトンネル貫通なども検討されていることから、冬期も大型車両が通行可能となる道路建設の早期実現を強く望むところです。

それぞれの期成同盟会は、50年、60年と経過する中ですが、今、機運が大変盛り上がってきている状況にあると感じています。本村としても、関係機関への強力な運動展開を要望します。

そこで、以下質問します。

本村にとって、千曲大橋県道建設の重要性はどのように認識されているか。また、今後の要望活動、運動展開はどのようにされるのか。

２番目、未開通の県道２路線のルート案はどのように示されたか。また、早期事業化に向けた今後の取組はどのようになるのか。

３番目、冬期の約５か月間は、東方面の隣接する群馬県や他市町村へ通じる県道は、積雪のため通行止めとしておりますが、観光シーズンに入って、多くの観光客が安全に通行できる県道となるように、拡幅工事や路盤整備など道路改良工事のさらなる実施を求めるものです。

以上、千曲大橋県道建設促進と未開通の県道整備の早期事業化を求める要望活動の取組強化についての答弁を求めます。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――山嵜建設水道課長。

○建設水道課長（定住支援室長）（山嵜賢一）

千曲大橋県道建設と間山峠、小池峠未開通の県道建設についてお答えいたします。

長野市長沼地区と須坂市豊洲地区を結ぶ仮称千曲大橋につきましては、建設の早期実現に向けて、昭和51年に、高山村を含む長野市、須坂市及び小布施町の４市町村により設立した千曲大橋県道建設促進期成同盟会におきまして、これまで48年の長きにわたり、要望活動を重ね、今年度も昨年８月に総会を開催し、関係する国会議員や県議会議員及び長野県関係者に建設の促進に向けた要望書を手渡したところでございます。また、総会に併せまして、千曲大橋の整備効果と必要性についてパネルディスカッションを行い、梨本議員にもパネラーとして参加していただき、地元地域の盛り上がりの醸成に努めていただいたところでございます。

一方、未開通の県道須坂中野線と宮村・湯田中停車場線につきましては、それぞれ昭和41年に設立した期成同盟会において、これまで58年の長きにわたり、要望活動を重ね、今年度も総会を開催するとともに、長野県等に対し要望活動を実施したところでございます。

そこで、千曲大橋（長野市長沼・須坂市豊洲間）の県道建設の重要性と今後の展開及び要望活動についてのお尋ねでございますが、この新たな橋梁が整備されることにより、村山橋や小布施橋の交通が分散し、交通渋滞が緩和されるとともに、長野市とのアクセス時間が短縮されるため、村民の皆様にとりましても、日常生活の上で利便性の向上が図れるとともに、救急医療や観光交流の活性化、そして、何よりも災害時の避難路確保や災害復興活動など危機管理の対応が図られることか

ら、仮称千曲大橋の整備は大変重要であると考えております。

このため、村といたしましては、引き続き関係市町村と連携を図りながら、仮称千曲大橋の建設の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、未開通の須坂中野線と宮村・湯田中停車場線の調査結果と早期事業化に向けた今後の取組についてのお尋ねでございますが、まず、今年度、北信建設事務所において実施されております調査の状況につきましては、本年３月中に関係市町村に対し、調査結果を説明する旨のお話をお聞きしておりますので、その後、調査結果を説明できるものと考えております。

また、早期事業化に向けた今後の村の取組につきましては、引き続き関係市町村との連携を図りながら、開通の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、隣接する群馬県や他の市町村につながる県道や村道の改良工事の整備計画についてのお尋ねでございますが、まず、県道の主要地方道豊野南志賀公園線につきましては、毎年、期成同盟会の総会が開催され、その席上において、県議会議員や県に対しまして、生活道路や観光道路として防災対策工事の強化を含めた要望書を提出しております。

整備計画について、須坂建設事務所にお聞きしましたところ、山田温泉から八滝展望台の間にある第14号カーブ付近の拡幅改良について、現在調査中との回答をいただいておりますので、よろしくお願いいたします。

一方、県道大前須坂線及び牧干俣線は、これまで長きにわたり、要望活動を重ね、昨年10月に関係する長野・群馬両県議会議員並びに両県関係者に要望してまいったところでございますが、長野県側の道路整備について、須坂建設事務所にお聞きしましたところ、牧干俣線については、毛無峠分岐から群馬県境までの約280メートル間の拡幅工事に向けて、関係機関との協議を行っており、協議が整い次第、工事に着手したいとの回答をいただいておりますので、よろしくお願いいたします。

また、大前須坂線の群馬県側の道路整備につきましては、毛無峠付近から嬬恋村干俣付近までの実延長約11.4キロメートルの区間が未整備となっておりますことから、早期の事業化に向けて要望しておりますが、群馬県からは、当面難しいとの回答をいただいておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、村道につきましては、隣接市町村につながる道路の改良工事は予定しておりませんが、今後も橋梁長寿命化修繕計画などに沿って、安全性を重視した生活道路の維持確保に努めてまいりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――梨本　進議員。

○４番（梨本　進議員）

県道について、東方面の県道、南志賀公園線とか大前須坂線、いろいろ、その県道整備について建設事務所との打合せをされて、お聞きしまして、細かいこと、具体的な箇所だとか内容を御説明いただきました。ありがとうございます。

課長もおっしゃられましたように千曲大橋の県道建設期成同盟会も、それから、そのほかの期成同盟会も、もう50年、60年と非常に長きにわたって活動しております。その間、当然のごとく、その理事者、関係者も代わっていってしまうわけです。それで、私もこの立場になってから、要望活動のほうに参加させていただいておるんですが、例えば、県の建設部長と何回も昨年もこの間までやってきました。その方は、もうこれから副知事さんになられて南信方面を担当されるというようなこと、それから建設事務所長さんも定年だとか終わりだというようなお話で、そのようなお話も聞きます。異動や退職などされていくわけです。どう、そのことを強く要望しながら継続していくか、大変辛抱強く要望活動になると思うんです。

須坂中野線にあるトンネル貫通の三郷の地区のトンネル貫通期成同盟会、それも非常に長きにわたって、役員の方も若い人に代わってもらいたいという話も出ております。非常に長い間、御苦労いただいているんで、何とか強力に県との関係強化、構想ルート、構築を図って、強く要望活動をしていかないといつまでたっても実行がされないということになります。須坂の建設事務所長さんの言葉だったと思いますが、道路整備、１つの道路の整備によって生活は大きく変わるんだ、だから道路整備は重要なんですと、そのようにおっしゃっておりました。だから早くお願いと私言ったんですけれども、本当にそのことは、生活が道路の整備１本通ることによって一変すると思います。ぜひとも、これは、この高山村はちょっと袋小路のような閉塞感がありますので、何とか未開通の県道建設、このことに力を入れていっていただきたいというふうに思います、ということを要望しまして、この質問は終わりとします。

質問事項３、高校生通学支援事業の拡大、充実をについて質問します。

本村の高等学校費は、高校生通学補助として、須坂駅間のバス通学定期購入費の70％補助があり、高校生を持つ世帯の経済的な負担軽減と公共交通の維持と利用促進を図るためとしておりますが、電車通学等の補助はありません。現在は、県内どこの通学区でも、希望すれば進学が可能となり、選択の幅は広がってきています。一方で、通学の手段は、鉄道、電車、バス、自転車、また、家族の車での送迎など多様となっております。また、遠距離通学となれば、市内に住む世帯に比べると、通学の負担はより大きくなります。これは、地理的条件であるため、住まいする自治体が考慮すべき、そのように思います。未来を担う人材育成を進めるためにも、修学に励む高校生への応援手当としては何が必要なのか、新たな施策を講じるべきと考えます。よって、高校生通学支援事業は、総合的に検討し、補助事業の拡大と充実を求め、以下の質問をします。

現在、バス通学に対してのみ補助していますが、電車通学や自転車通学、やむなく家族の送迎などの通学手段に対して、保護者の負担軽減については、どのように考えておられるのか。

２番目、多様な通学手段があることと併せ、就学に励む高校生活は、毎月のかかる経費が大きいことから、就学応援手当として月額支給や年額支給している自治体も数多くあります。そういうような施策については、どのようにお考えなのか。

３、現在のバス通学費補助、通学定期購入費の70％補助ですが、今後も継続するのでしょうか。国、県の子ども子育て支援事業費補助金で、高校３年生相当の年齢まで児童手当は拡大されました。また、国会では、現在は、高校授業料の無償化を議論され進んでいる状況であります。村内の就学に励む高校生、令和７年度は３学年で、およそ180人程度ではないかと思いますが、その世帯への経済的負担軽減のためには何が有効か、高校生通学支援事業を総合的に検討し、拡大、充実することを求めます。

答弁をお願いします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――澁谷教育長。

○教育長（澁谷茂夫）

高校生通学支援事業の拡大、充実についてお答えいたします。

県では国庫負担により、世帯年収が910万円未満の世帯に対して、全日制、定時制及び通信制の公立高校の授業料を無償としております。

一方、私立高校に通う家庭の負担軽減策として、国では世帯収入が590万円以下の家庭では、月額３万3,000円を、590万円以上910万円以下の場合には、9,900円の授業料補助を行っております。

さらに、県では、この国の施策とは別に、世帯収入に応じて月額6,600円の補助を行っております。

そのような中で、村では、地域公共交通の維持及び利用促進を図るために、高校生のいる家庭への経済的負担を軽減するため、平成30年度には、バス定期券を購入した際、25％の補助を行っておりましたが、令和２年度からは、各家庭のさらなる負担軽減とバス利用の促進を図るため、補助率を70％まで引き上げて、今日に至っております。さらに、令和７年度からは、高校生が申請する定期券以外のＫＵＲＵＲＵカードに年間１万ポイントを村単独で付与することを提案させていただくこととしておりまして、不定期にバスを利用される高校生にとりましても大きな支援となり、バス利用の促進にもつながると考えております。

そこで、バス通学以外の保護者負担の軽減についてでありますが、先ほど述べたように、国や県では、高校へ通学する生徒がいる家庭の負担軽減策として授業料の負担制度があります。一方、本村では、どの高校生もバスを利用することが可能でありますことから、バス通学に係る負担軽減策を講じております。

そうした中で、国では、早ければ４月から公立高校授業料無償化の世帯収入制限の撤廃について議論されており、併せて私立高校の授業料の無償化も検討されております。このため、村では、こ

のような国や県の動向を注視するとともに、学びに対して機会均等で、公費負担として公正かつ適切なものとなるよう、総合的に補助の在り方を検討してまいりたいと考えております。

次に、高校生の就学応援手当として月額単位や年額単位での支給している自治体の施策に対する考え方についてでありますが、北信地方のある自治体では、村内にある高校へ通う生徒には、生徒１人につき年額２万4,000円の補助、村外高校へ通う生徒へは３万6,000円、月額にしますと3,000円の補助を令和７年度から行う予定とされております。

一方、本村のように交通補助を行っている自治体では、20%や50%の補助を行っている町村もございます。

このように自治体ごとに様々な施策を講じながら、子育て支援を行っており、高校生を対象とした補助の有無や、それから制度の内容も多様であります。そうした中で、本村のバス通学に関わる支援事業は補助率が高く、来年度から不定期でバス利用する高校生にもポイントが付与されることが検討されておりますので、誰もが利用可能な支援策として適切であるというふうに考えております。

次に、現在のバス通学補助の利用人数の検証と通学支援事業の総合的な検討でありますが、本村では、中学３年生に対しまして３月の卒業を前に、この制度を周知するパンフレットを配布して利用促進を促しており、年々利用率が上がってきております。

本年度は、高校１年生から３年生まで194名の生徒のうちで定期券の購入者は２月の時点で55名であり、およそ３割の利用がございます。このうち須坂市内の高校へ通学している生徒は85名で、このうち定期券購入者は42名で49%、また、長野市内の高校へ通う生徒は44名で定期券購入者は７名の16%、中野市内の高校へ通う生徒は40名に対して定期券購入者は４人で10%となっております。これは、バス停までの距離や、部活動及び塾、習い事などの事情により、家族の通勤車両に同乗する生徒もおりますことから、それぞれの実情に応じた通学方法を選択されているものと思われます。

したがいまして、本村の制度につきましては、バス路線の利用促進や存続に関わる課題とともに、保護者の負担軽減策、さらには誰もが利用できる支援策としての公平性なども考慮しながら制度化しておりますが、今後は、他の自治体の取組状況も研究しながら、総合的に支援の在り方を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――梨本　進議員。

○４番（梨本　進議員）

再質問お願いします。

先ほど、バス通学定期を利用されている生徒さん194名のうち55名、３割ほどということでございます。多くは須坂市内、通われている85名の皆さんのうちの42名、半分がバス通学定期利用、長野市に通学されている生徒さん、須坂駅までどのように行かれているか、バスに乗って行かれてい

るか、その中で44名の方の７名のみがバス通学定期を購入されている、それから中野市方面、40名の生徒さんがいらっしゃる、そのうちの４名、１割が須坂までのバス通学定期を利用されている、ほかの方は学校まで、どうやって行っているんでしょう。そこが非常に気になります。何を使って利用されているのか。ほとんどの方が、ほとんどって言ったら失礼ですが３割のみバス通学定期です。でも、この55名は非常に多くなってきました、最近の中では。

６年度の当初予算では、たしか17名ぐらいの見込みで180万円ぐらいの予算だったんです。それが、今度の補正予算のときに、３月のときに、ここで出されてきている補正予算で、多く申込みがあったんでしょう、トータルで410万円ぐらい、そこまで増えてきています。これ補正予算これから予算審議、またお聞きしたいと思うんですが、そのように、何か初めは非常に見込みは少ない、多く使っていただきたいなら多く見込めばいいじゃないですか。それを17名ぐらいとしか予算上げとかない、そして最後で55名と、ちょっと何か、その辺私あまり納得しないんですが、このことはさておきまして、電車通学、自転車通学、乗用車で送ってもらっている、それは保護者の皆さん、負担があるわけです。自転車は自転車購入もある、そういう方たちのためには、やはりほかの手当を考えないと片手落ちではないかと思うんです。

昨年議会で行政視察に伺った県の朝日村、これは近隣市町村への遠距離通学になる、当然、村内には高校がありませんので、近隣市町村への通学になる、それで生徒１人につき５万円の補助の支給。

南信の中川村、利用するバスや鉄道の通学定期券の２分の１以内、また、やむなく保護者が送迎している場合でも、公共交通機関を利用とみなし、定期券購入相当額の２分の１以内、生徒１人につき年額５万円の限度を補助している。

それから、また、これは非常に特異的なんですが、北海道の沼田町、結構注目されていますが、がんばる高校生応援手当として月額１万円、それを３年間支給、そのような高校生活を支援する事業が、考えられております。

考え方、手段、いろいろあろうと思うんですが、通学支援としては、バス利用以外支援すべきと、そちらに目を向けるべきだと思います。

そして、もう１つ、先ほどＫＵＲＵＲＵのポイント付与とありますが、これは、バス利用のみですね、ＫＵＲＵＲＵのポイントは。ですから、バスを利用したときのポイントが電車通学には全然生かされてこないわけですよね。これは、不定期利用の場合しか使えません。もちろん学割の通学定期ですから、ポイントがつくはずも多分ないと思います。不定期に使ったのみ、高いお金を出して乗ったときのみバスの、自動的にポイントがついて安くなるという、これは高齢者向けの本来70％の高齢者向けの付与ポイントです。これを今、先ほど１万ポイント特別に利用のとおりにつけるということです。このことについては、あまり、私も研究していないので何とも言えませんが、いずれにしても、先ほどのバス通学定期への支援のみならず、電車通学している方が大変多いわけ

ですから、そこのところにも目を配っていただいて、何とか総合的にこれから考えていかなければならない、もちろん、路線バスの利用拡大は大事なことですが、それとはまた別に、これから未来を担っていただける若い世代の方への教育の投資ということです。それが必ずや村に戻ってくる、還元されてくるのではないかとそういうように私は思うんです。ぜひ、通っている高校生の皆さんが実感できる支援、高校生の皆さんが、あ、おれ村から応援されているなと、そのようなことが実感できる支援にしていただきたいなというふうに思いますが、もう一度、答弁をお願いします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――澁谷教育長。

○教育長（澁谷茂夫）

ただいま、バスに乗って行っていない子どもたちは、どんなふうに行っているのかなというお話もありました。これについても、いろいろお話をお聞きする中で考えていきたいと思います。それから、だんだん利用者が上がってきたというような議員のお話もありました。高校３年生は、バス定期券を利用している生徒は15％であります、実は。高校２年生では25％ほどになっています。高校１年生では44％というようなことで、年々上がってきております。平均しますと３割程度というようなお話をさせていただいたところであります。

また、予算付けにつきましては、予算の在り方については、また、考えていかなければいけないかなというふうに思っております。

それから、全般的に高校生を応援、支援するというようなお話もいただきました。本村のバス通学の支援の目的は、まず、第一に、公共交通の維持が第一の目的であるかと思っております。このことは、公共交通の維持ということだけではなくて、高校生のいる家庭に対する経済的な支援でもありますけれども、就学支援の意味合いも含まれますけれども、高校生家庭のみならず全世帯への施策であるのかなというふうに思っております。

今、ほかの南信の村のお話や北海道のお話もありましたけれども、自治体によって、就学支援としている自治体もあるように、バスの利用、交通利用、就学支援、いろんな支援がありますけれども、自治体によって支援の形は様々であるとお話をさせていただきましたけれども、本村として、バスの通学の支援が最も課題とするところであり、妥当ではないかなというふうに思っております。

バスの利用率についても、数値についてお話をさせていただいたわけなんですけれども、保護者が通勤等の途中で、子どもを高校のそばに置いて、遠回りしてでも降ろして行かれている家庭もあるのかなというふうにも思っておりますけれども、その一方で、そういったことが絶対に無理な家庭もあるかなというふうに思っております。それは、その数値だけではなくて、利用率の問題以上に、バスを使わなければ通学ができない、そういう子どもがおりますので、就学支援金というのもありますけれども、物理的に移動手段に切れ目を生じてしまうことは、機会均等を奪ってしまうことでありますので、これは大きな問題かなというふうに思っておるわけであります。この観点から、

25％から70％に引き上げられたというふうに私は承知しておりますし、また、先ほどお話ありました１万ポイント付与につきましても同様なことかなと思っております。

そんなことで、教育委員会としましては、厳しい財政運営の中でも、現在のところ、電車通学に代わる支援ということ単独では考えておりませんけれども、今後もそれぞれの自治体による高校世帯への様々な支援を検討しながら、変化する国や県の動向も踏まえて、生まれてから、保育園、小学校、中学校と、ほかの支援と併せて総合的に検討していかなければいけないかなというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――梨本　進議員。

○４番（梨本　進議員）

ちょっと時間が迫ってきていまして、再々質問です。

教育長、今、バス通学定期への補助、この事業が妥当だ、これからもそうだと、妥当はいいです。ただ、ほかのさっきから私申し上げている、電車通学やそういったほうにも目を向けてほしいというふうに申し上げているんです。バスへの通学補助はいいじゃないですか、それ。どうやってそれを、ほかにもそういうこと、ほかの通学手段のほうにも支援ができるか、それを検討していただきたいというふうに申し上げております。

再々質問ということで、ほかにもう１つ、事前通告しなかったので、断られても結構です。もう１つお聞きしたいことがあります。一言だけということで、令和７年度当初予算に、教育委員会で高山村子育て応援基金を設置と1,000万円、これ、簡単で結構ですが、これは、もし答えていただけるなら、何を想定した基金なのか、そこだけ教えていただけますか。

○議　長（西原澄夫議員）

梨本議員に申し上げます。ただいまの質問は、通告範囲を超えていますので、注意をさせていただきます。会議規則、先例を御理解の上、質問してください。

○４番（梨本　進議員）

申し訳ございません。ではこれで質問を終わります。

○議　長（西原澄夫議員）

以上で梨本　進議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。これより本休憩とします。

会議は午前11時15分から再開をさせていただきます。

午前11時00分　　休　憩

午前11時15分　　再　開

○議　長（西原澄夫議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

――――――７番　柴田弘男議員。

○７番（柴田弘男議員）

それでは、通告に従い、質問いたします。

にぎわいの場構想は、引き続きされるのか、この１問を質問いたします。

藤沢村長の公約に、人に対する３つの高山魅力増進施策とあります。若い世代へ、子育て教育環境のさらなる改善による世代の人口の維持と増を図りたい、働く世代へ、農産物のさらなるハイブランド化、産地訪問観光、豊富な温泉資源の再積極ＰＲ、紅葉や桜、山、景色など観覧観光の再考による来訪者数を増やす、増を図りたい、高齢者へ、健康長寿による生涯現役の村づくり、元気な高齢者の増加を図りたいとあります。

前村長が、村内６か所のにぎわいの場をつくろうとして、昨年、牧場にハイキングコースや休憩所を整備した、その他５か所は未着手となっているが、その点５か所はどうされるのか、この次の４点をお伺いします。

１．村内の飲食店が減少している状況をどう思いますか。各地区の総会や役員会など行っても、懇親会の仕出しや折詰などの料理ができるところが少ない、外食するお店がない、飲食店がない状況であります。

２番目として、特に高井地区は人口の多いところですが、商店が少ない、高齢化で個人商店が次々とお店を閉めてしまっています。どなたか出店していただける方はないでしょうか。村は、こういう不足している状態をどう思っているのか。また、募集はしないのか。

３番目として、にぎわいの場構想を村長は、どうお考えか。やめるのか、それとか、続けて、５か所か何か所かはやるのか、村の職員であり、前副村長から、現在は村長でおられます。公約の人口の増加をどう思われているのか、にぎわいの場をつくるのなら、どのようなものをお考えか、また、やめるのか、村にはお店が少ないため、町へ買い物に行きます。村には、お金が落ちない状況であります。春の桜や秋の果物、紅葉のイベントは大変にぎわいますが、村に住んでいただけない、人口が増えない状況であります。何とか人口を増やす方法をお考えになっていただきたいと思いますが、以上４点お願いいたします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――藤沢村長。

○村　長（藤沢敏和）

にぎわいの場構想の継続について、お答えをいたします。

村固有の産業、自然、歴史、文化等の資源を有効活用し、村内外からの集客向上につながる拠点を村内６か所に整備することにしたにぎわいの場構想につきましては、内山前村長の公約として、

その実現に向けて事業が進められてまいりました。

その一環として、今年度、山田牧場に休憩施設とトレッキングコースを整備し、本年、春から本格的に運用する運びとしております。

そこで、まず初めに、村内の飲食店が減少している状況についてでありますが、高山村商工会によりますと、村内で飲食業を営まれている事業者は、令和元年度が11事業所で、令和６年度では３件増えて14事業所となり、この間、若干ではありますが、増加をしております。

しかしながら、後継者不足の理由などから、長い間村民に親しまれ、愛されてきた飲食店が閉店してしまう状況もありますことから、非常に寂しく思うところでございます。

次に、高井地区に商店が少ないとのことでありますが、村として、現時点で新たに高井地区に出店される方の情報は持ち合わせておりませんが、創業に意欲のある事業者には、創業支援事業補助金を活用していただくなどの支援を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、にぎわいの場構想とにぎわいの場をつくることについてのお尋ねでありますが、昨年12月の定例会におきまして、同僚議員の御質問にお答え申し上げましたが、にぎわいの場構想は、村民の皆様にとって、全体像が見えにくく村民を巻き込んだ議論が深まらなかったことなどから、今後、誘客や地域振興のための施策を検討する際は、にぎわいの場構想にとらわれることなく、より多くの村民の皆様の御意見等をお聞きした上で、具体策を持って真に村にとって必要な施策かどうかを判断してまいりたいと考えております。

なお、新たな施設設備につきましては、地域の盛り上がりや必要性、既存の施設の利活用や財源確保など多くの課題がありますことから、村民の皆様をはじめ、関係機関や関係団体の皆様の御意見等をよくお聞きし、必要に応じて先進地の事例等を研究する中で、その方向性を見いだしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――柴田弘男議員。

○７番（柴田弘男議員）

それでは、再質問させていただきます。

何か人集めする方法なければ、どんどん減少していく一方です。何か施策を考えていただいて、人口を増やす方法をお考えいただけないでしょうか。にぎわいの場構想、この言葉でなくても、ほかの何か人を増やすような、いっぱい住んでいただけるような施策をお考えいただきたいと思いますが、ほかに何かありませんでしょうか。お願いします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――藤沢村長。

○村　長（藤沢敏和）

人口増加策に対する村の考え方ということでございます。

この人口減少問題は、本当に喫緊の最重要課題であると認識をしております。その中で、人を増やすということにつきましては、やはり観光等を通じて交流人口を増やすとか、子育て支援をしている村であるということを積極的にＰＲをして、そういったものに興味を持って高山村に来ていただける、そんなこと、あるいは受皿というものも当然これ必要になってまいります。

高山村に来ていただきたいといってもなかなか、村内にはアパート等がございませんので、やはりそういったアパートなるもの、あるいは団地造成というか、そういうこともいろんな形で人口を増やす方法を考えていかなければ、これと言ってこれならいいという特効薬というものも現状なかなかないわけであります。

そんなことで、総合的にいろんな施策を考えながら、人口増につなげていければと思っておりますし、先ほど、にぎわいの場構想の話もございました。決して、やらないということではなくて、村だけで何かをするということではなくて、やはり地域の皆さんの一緒になってやっていきましょうという盛り上がりというものも、私は非常に大事だと思っておりまして、その辺で、地域の皆さんとともに、いろんな意見交換をしながら考え、そして、これ財源の問題も当然出てまいりますので、そういったことも総合的に考えながら、魅力のある村づくりに取り組んでいかなければいけない、そんなふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――柴田弘男議員。

○７番（柴田弘男議員）

ありがとうございました。私は、これで終わります。

○議　長（西原澄夫議員）

以上で、柴田弘男議員の質問を終わります。

――――――６番　髙井央葉議員。

○６番（髙井央葉議員）

通告に従いまして、質問いたします。

１問目に、子ども、子育てに関する相談対応の充実をということでお尋ねします。

先月、パブリックコメントの募集とともに公表されていました第三期高山村子ども・子育て支援事業計画の中で、基本目標の具体的取組の（２）「母子の健康を守る環境の整備」～出産前から育児まで安心して子育てできるよう支援します～の①情報提供・相談の充実と交流の促進の主要施策２として相談体制の充実が挙げられておりました。「専門的なものから、ちょっとした相談まで、子どもや子育てに関するあらゆる相談を受け、迅速・適切に対処できる体制づくりに努めます。」とされておりました。

子育てにおいて、安心して相談できる場所がある、丁寧に聞いてくれる、信頼できる人がいると

いうことは、何より大切です。相談する側にとっての対応の充実について伺います。

１つ目に、現在、子育てに関する様々な相談は、年齢ごとに、どこで誰が受けて、検証されて、どういう形で回答がされていますでしょうか。

２つ目に、第三期高山村子ども・子育て支援事業計画では、様々な年層において、相談体制の充実や適切な対応について表記されていました。充実した相談体制や適切な対応について、どう評価されるのでしょうか。

３つ目に、高山村全体で、子育てを応援するために、現在どのような体制をとっているのか、また、今後とっていく予定でしょうか。

４つ目に、相談された事柄について、お子さん自身のことに関わっている内容や個人が特定される情報以外について、きらめきポストの回答のように、回答に至るまでの経緯や回答を公表し、子どもや子育てに関わる全ての人など、社会と言いますか村全体で共有していくということで、高山村全体で子育てを応援していく、地域で子育てをしていくということにつながっていくのではないかと考えますが、公表についてのお考えをお聞かせください。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――堀教育次長。

○教育次長（人権推進室長）（堀　一生）

子ども、子育てに関する相談対応の充実についてお答えいたします。

子どもを取り巻く環境は、急速な少子化と核家族化、デジタル化やグローバル化、価値観の多様化など、昨今の社会的背景によって大きく変化してきております。

このため、複雑化する問題に対し、社会全体で包括的に子どもを支える取組が必要となります。

そこで村では、この取組を一層促進するため、令和７年度から11年度までの５か年間を１期とする第三期高山村子ども・子育て支援事業計画を策定しているところでございます。

この計画の中で、母子の健康を守る環境の整備では、子ども総合相談システム体制の充実として、子育て支援センターの機能の充実を図り、妊娠期から高校生期にわたる切れ目のない相談支援を中心に、庁内関係部署の連携や関係機関を交えて、安心して相談できる体制を務めることとしております。

そこで、まず初めに、子育てに関する様々な相談に対応する体制等についてでございますが、子育て支援センターでは、これまでの子育て世代包括支援センターの機能を有し、主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、子育てに関する各種相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療のほか、福祉に関する機関との連携調整を行い、包括的な支援を行っております。

この対象者につきましては、妊産婦から18歳までの子どもとその保護者としておりますが、今のところ、妊産婦のほか乳幼児とその保護者の相談が中心となっております。

また、年齢ごとではございませんが、乳幼児健康診査時や保育園、小中学校など、それぞれのお

子さんの属するところにおいて、日頃から相談を受け付け、その場で回答できる案件につきましては、相談を受けた職員が回答させていただくとともに、その場で回答が困難な場合には、庁内関係者や専門機関に相談、検証等行った上で、相談者へ回答させていただいている状況でございます。

次に、２つ目と３つ目の御質問につきましては、関連がございますので、併せて答弁をさせていただきます。

今回、第三期子ども・子育て支援事業計画を策定するに当たり、ゼロ歳から12歳までのお子さんをお持ちの264世帯の保護者を対象に事前アンケート調査を実施させていただきました。

その中で、子どものことや子育てに関して気軽に相談できる相手、場所についての質問に対して、「身内の人」と回答された方は85.6%、次いで、「友人や知人」は61.5%、「子育て支援施設や保健センター、保育士やかかりつけ医」と回答された方は、55.8%でありました。

一方、「そのような相手、場所がない」と回答された方は４％と低いことから、ある程度、相談できる相手や場所があることが伺えます。しかしながら、子育てによる心の負担が軽減できるよう、どこでも気軽に相談できる体制の整備に取り組んでいく必要性を感じたところでございます。

また、国では、令和４年の児童福祉法改正などにより、自治体に対しまして、全ての子どもや妊産婦、子育て世帯へ一体的な組織として相談支援を行う「こども家庭センター」の設置に努めることとしています。

しかしながら、本村のような小規模な自治体では、センターを設置する場合、一定の条件の下、職員体制を整えることは極めて厳しい面もございますことから、引き続き、子どもに関する相談は、子育て支援センターを中心に、庁内関係部署の連携や関係機関を交えて、安心して相談できる体制に努めてまいりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、相談された内容や回答に至るまでの経緯、回答を公表し、社会全体で共有する考え方についてのお尋ねでございますが、議員お話の回答に至るまでのプロセスや回答の公表につきましては、その内容がそれぞれのお子さんが属する全体に関わる場合には、話合い等の経緯も含め、課題とその対処の在り方を共有していく必要があるものと考えております。

しかしながら、相談内容によっては、個人情報を伏せても個人が特定される場合も考えられますので、公表については、慎重にすべきと考えております。

したがいまして、村では、お子さんやその保護者の皆様に寄り添いながら、子育てによる心の負担が軽減できるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――髙井央葉議員。

○６番（髙井央葉議員）

再質問お願いします。

まず、日頃から健診時や保育園、小学校、中学校など、子どもが所属している施設などにおいて、子どものことや子育てについて、相談の対応していただいている先生方には、感謝を申し上げます。そして、対応していただいたことで、安心できたり、悩みが解消したことについて、本当によかったなと思います。また、今後も相談しやすい体制をつくっていっていただけるということで、期待をしたいと思います。

それで、子育て包括支援センターなんですけれども、先ほど、妊娠期から高校生までということで、広がっていくとお話がありましたけれども、今、妊産婦さんから乳幼児が多いというところの中で、その先の相談をどうやって受け付けていくか、どうやって広がって、相談をしてもらえるようにするのかということを１つお聞かせください。

それから、子どももそれぞれですし、子育てもそれぞれで、十人十色、千差万別の中で、いただいた回答、回答してもらったときに、相談した方が、ちょっとその回答では安心できないなとか、まだ悩みが解消できないなとなった場合には、その先にどこかまた相談する体制に今はなっていますでしょうか。

それともう１つ、相談された皆さんの、相談してよかったなどの満足度の評価、相談窓口の評価みたいなものは、どこかでできるようになっていますでしょうか。

それともう１つ、子どもの成長や日頃の様子などの相談の場合は、子どもたちの生活の中で関わってくださっている先生がしっかりと対応していただいているのかなと思います。そういったこと以外で、例えば、施設利用したりとかの中で、支援センターについてだとか、保育園について、学校の対応についてとか、児童クラブや学童についてなどの対応とかそういうものについて相談をした場合、それについて検証がされるとか、回答されたり、相談内容によっては、聞いて改善をされるというようなことはあるんでしょうか。相談をして、それ改善してほしいという相談があったとすると、改善されるということがあるかと思うんですけれども、そういう改善をするという体制に今なっていますでしょうか。お聞かせください。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――堀教育次長。

○教育次長（人権推進室長）（堀　一生）

再質問にお答えをさせていただきます。

質問事項としますと４点いただいたかと思います。

まず１つ目の、子育て支援センターの相談体制をどうやって受け付けていくかということでよろしかったでしょうか。

ここで、しっかりとした相談をしているんですよということが、やっぱり、村民の方、子育てに関わっている方が分かっていただかないと、まず、そこで相談が受け付けられないと思っています。したがいまして、この子育て支援センターで、子育てに関する相談をしている場所なんですよとい

うことを広く周知させていただきたいなというふうに考えております。

それと２つ目の、回答の内容に対して不満があった場合、その先の相談先ということになるかと思うんですけれども、それは、やっぱり所管しております教育委員会のほうへ、御連絡いただいて、これこれこういう相談したんだけれども、納得いかないんだというお話をいただければ、教育委員会のほうで、検討させていただいて、その方へ、また、御回答をさせていただきたいというふうに思っております。

それと、満足度の評価ができているかどうかというお話なんですけれども、現在、そういった仕組みはないもので、今後必要に応じて、そういったものが必要であれば考えていかなければいけないかなというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それと、相談内容によって、改善をしてほしいというものが、改善されるのかどうかということでよろしかったでしょうか。

改善の要望を出した場合、改善してもらえるのかどうか、すみません。それは、やっぱり、相談内容をお聞きした中で、例えば、年の途中とか分からないですけれども、新年度からとか、そういったところで切り替えられる、改善できることがあれば、悪いところはすぐ改善していかなければいけないというふうに思っておりますので、その辺は、また、それぞれのお子さんが所属している場所によって、職員、我々も含めて検討させて、よりよい改善が図られるようやっていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――髙井央葉議員。

○６番（髙井央葉議員）

再々質問をお願いします。

一番最初の子育て包括支援センターの件ですけれども、知ってもらう、周知、大切だと思います。

それで、子育てに関しての相談、子育て包括支援センターという名前ですので、子育てに関しての質問はくるんじゃないかと思うんですけれども、これで、高校生までいいんだということの中で、この間、支援センターの先生ともお話しましたけれども、高校生がどういう質問をしにきていいのかというところが周知の中で、どこまで周知していっていただけるのか、中学生も含めて、その辺はどのようにお考えでしょうか。

それから、２問目のところ、相談が解消されなくてという中で、それの次は教育委員会にということなんですけれども、それは相談者が言ったほうがいいのか、話の中で、例えば、所管である保育園でそういう話があって、先生のほうで聞いてきますというふうになるのか、その辺はどういうふうな形で考えていますでしょうか。お願いします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――堀教育次長。

○教育次長（人権推進室長）（堀　一生）

再々質問にお答えをさせていただきたいと思います。

２点、あったかと思います。

まず、高校生の相談については、基本的にどんな相談にも対応できるような場所にしていきたいというふうに思っております。そのために、どういう周知がいいのかということは、当然職員とも打合せ等やりながら、周知の方法を考えていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それと、教育委員会の相談者が、誰が行くべきかということと思いましたが、その場での回答が不満ということであれば、御本人さんに来ていただいて生の声を我々お聞きするというのが、その次の改善につながるんじゃないかなというふうに考えておりますので、可能であれば、電話でも結構ですので、お問い合わせ、御相談していただければなというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――髙井央葉議員。

○６番（髙井央葉議員）

相談体制の充実はとても大切だと思います。ただ、体制が整っても、相談してよかったというところまで考えていっていただきたいと思います。公表についてなんですけども、相談内容の共有について、相談したもの全てを公表するべきとは私も思っていません。きらめきポストの公表のときも申し上げましたけれども、公表によって、同じ相談、同じ悩みがある人がいたんだとか、私、言おうか迷っていたけれども、書いてもらって私もほっとしたわというようなことがあって、安心が生まれることって大切だと考えます。

子どもの成長や日頃の様子ということ以外の相談の場合、きちんと検証された上で、特に共有されるということで、相談を受ける先生方の負担も減らすことにつながるのではないかなと考えますし、もしすぐに解決しない問題、悩みとか解消してほしいこととか、それを共有することで、地域で考えていけるようになるのではないかというふうに考えます。慎重にすべきと答弁いただきました。慎重に子育てに優しい地域づくりのために、御検討いただくことを要望して１つ目の質問を終わります。

○議　長（西原澄夫議員）

髙井議員に申し上げます。しばらく休憩します。

これより本休憩とします。

会議は午後１時から再開します。

午前11時45分　　休　憩

午後１時00分　　再　開

○議　長（西原澄夫議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

――――――６番　髙井央葉議員。

○６番（髙井央葉議員）

２問目の質問になります。

私が議員になって毎年させていただいている質問になりますが、生理に対するさらなる不安の軽減をということでお尋ねをします。

現在、生理に関する相談や急な生理への対応など、子どもたちの不安や心配事に関しては、小中学校ともに保健室で丁寧、適切に対応されていて、子どもたちの不安解消になっているということは、私も保護者としても十分に理解しているところです。しかしながら、保健室から遠い児童生徒が使うトイレにおいて、急に生理になっていたなどの状況でも、女子児童生徒が安心して学校生活が送れるようにするための高山村としての対応について改めて伺います。

１つ目に、小学校高学年から中学生の時期は、男女共に心も体も大きく変化する時期で、何もなくても不安になったり、周りの目が特に気になったりする時期です。そんな子どもたちが生理用品をトイレに置いてほしいといった要望することは大変難しいと思いますので、要望がある、ないに関わらず、高山村として、全ての女子児童生徒が学校生活において生理に対する心配や不安を少しでも軽減されるように、できることについてのお考えをお聞かせください。

２つ目に、昨年３月にも小中学校トイレへの生理用品の設置の質問をしております。その答弁で、保健室での対応が妥当であるため、トイレに生理用品の設置はしないとされました。保健室で妥当な対応をしていただくためには、急な生理になった際などに、子どもたちが自ら保健室に行って、そして先生に相談をするという行動がまず必要になります。この行動自体がまず、できればしたくないという多感な時期の子どもたちの不安になっていると考えます。この解消については、どのように考えますでしょうか。

３つ目に、これは同様の質問を以前しましたけれども、全国的に自治体による小中学校トイレの生理用品設置が広がっていることに対して、改めてどう感じていますでしょうか。答弁を求めます。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――澁谷教育長。

○教育長（澁谷茂夫）

生理に対するさらなる不安の軽減についてお答えいたします。

これまでも髙井議員から、急に生理になったときなどの対応として、学校の女子トイレの個室への生理用品の配置や公共施設トイレへの設置について、御提言をいただいてまいりました。

そのような中で、これまで教育委員会では、校内のトイレを指定し、個室ごとではございませんが、トイレの手洗い場付近に生理用品を設置している自治体の学校の学校長や養護教諭の皆さんからもお話をお聞きする中で、検討してまいりました結果や、学校や公共施設へ設置した場合、衛生面などの課題もあることから、本村では、保健室での指導と管理が適切であると判断させていただいたところでございます。

そこで、１つ目と２つ目の御質問につきましては、ともに生徒の心配や不安の軽減及び解消として関連がありますので、併せて答弁させていただきますが、先ほどお話させていただきましたトイレの手洗い場付近に生理用品を設置している県内の学校の関係者から聞き取りを行ったところ、特に養護教諭の先生方からは、構築されるべき対面での指導が必然的に薄れていってしまうことへの不安や、生涯にわたって様々な生活上のリスクを見つめ、準備し対応できる力の重要性などについて、お話をお聞きしたところでございます。生きていく上で、全ての危険に対する不安がゼロとすることは、なかなか難しい中で、議員がお話のように、子どもたちの不安が少しでも軽減されるよう、学校での指導が重要と考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、全国的に自治体による学校への生理用品設置の広がりについてでありますが、生理用品をトイレに設置することについては、当初、生理の貧困という問題から始まったと認識しております。その中で、生理用品を校内に置いたり無料配布を行う自治体がございました。一方で、ほとんどの市町村では、保健室での対応がされていたと認識しております。

また、急な生理が起きたときの不安の軽減として、それぞれ個室ごとへの設置が必要ではないかとの点につきましては、様々な観点から個室への生理用品を設置している自治体は、それほど多くないと認識しております。

このため、本村におきまして、生理用品の設置という課題のみならず、様々な課題に対して、関係する自治体や学校の状況、考えを聞くなかで、本村の学校と話合いを持って、課題解決を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議　長（西原澄夫議員）

――――髙井央葉議員。

○６番（髙井央葉議員）

再質問お願いします。

再質問の前に、毎回申し上げておりますけれども、保健室での指導と管理はもちろん必要ですし、私も重要だと思っております。対応していただいていることにも感謝をしております。内閣府男女共同参画局において、地方公共団体の取組の調査をされています。この第５回目の調査、2024年10月１日時点のものを見ますと、確かに長野県内の小中学校のトイレに設置している、これは個室と限りませんが、手洗い場かもしれませんが、設置している自治体は３市村のみとなっております。

しかしながら、全部は確認し切れていませんですけれども、近隣の県を見ますと、他の県では、とても多くの自治体で小中学校のトイレに設置を行っているというような記載がありました。

教育長が、どちらの自治体の学校長先生や養護教諭の先生にお話しを伺っていただいたのかは、分かりませんけれども、他県での導入状況を見ますと、対面での指導が薄れていってしまうといったような不安ですとか、先ほどあった自分で準備することが重要だということについても、きちんと性教育なり授業の中で説明する中で、丁寧に伝えながら実施をしているのではないかなというふうに、この実施状況を見る限り、そんなふうに思っております。そうした中で、確かに学校の先生の不安というか先生が心配されることも、もちろん分かるんですけれども、その先生たちのお話を伺っていただいたということは、とても貴重なことかなと思うんですが、では、その学校の実際に使っている子どもたちの声というのは、聞いていないのでしょうか。その辺が答弁の中で気になりましたので、教えていただけたらと思います。

一番最初から申し上げているように、村として、子どもたちの不安をどうとっていくのかということを伺っております。学校の中で、生理用品を用意したり、設置、追加したりとかということの中では、学校の中でやっていただくことで、教育委員会でやることではないのかなと思いますけれども、まずその前に予算がなければ、それもできません。村で予算をつけていただく中で、小中学校、それからどうしていくのか、今後、子どもたちとも話し合いながら、やっていけるのかなというふうに考えます。小中学校ともに性教育に関しては、丁寧に、今やっていただいていると聞いております。小学校では、ここ数年、外部講師を招いてのお話、性教育の授業の最後として行ってもいただいていますし、学校で、現在できる限りの子どもたちの不安を軽減させるということについては、丁寧にやっていただいているかなと思います。村として、子どもたちの安心した学校生活のために、ぜひ、これについて予算をつけていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――澁谷教育長。

○教育長（澁谷茂夫）

たくさんの御意見をお伺いしたかなというふうに思っております。いろいろな中で、子どもたちに意見を聞くということの内容だと思いますけれども、まず、指導を行っている学校関係者、これは生理の問題ということには限定しませんけれども、学校関係者、内容によっては、ＰＴＡの皆さんですとか、意見を聞くことが大事かなというふうに思っております。いろんな部分で、教育委員会が子どもたちに直接いろんな事情や在り方というものを聞くことは、当然、重大事案の場合は別です、いじめですとか大きな事件とか、そういった分は別ですけれども、緊急事案は別として、学校現場の主体性ということを考えた場合に、それはどうかなというところ、慎重に考えていかなければいけないところなんだろうなというふうに考えているところであります。

それから、予算について、予算がないので、それができない、それは逆の問題で、本末転倒なの

かなというふうに思います、予算といっても、そんなに大きな額ではないというふうに思っております、設置については。学校の今何度もお話しておりますように、学校の状況もお聞きして、これはそれが必要なんだということであるならば、これに限らず考えていくということは大事なことであると思っておりますので、予算がないのでできないということではありませんので、よろしくお願いしたいと思います。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――髙井央葉議員。

○６番（髙井央葉議員）

再々質問お願いします。

先ほどの再質問ですけれども、実際に行っている学校に聞いたということですよね、学校長の先生と養護教諭の先生に聞いていただいた、特に、澁谷教育長に、そこの学校の子どもに聞いてくれということではないんですけれども、その学校の子どもたちはどう思っているのかということの調査はされていないのかということを１つ聞きたかったんです。

それをお答えいただきたいということと、先ほども申し上げましたけれども、対面での指導が薄れていってしまう不安を養護教諭の先生が持っている、また、自分が準備するということが大切だというお話もありました。

まず、試行、数か月でもやってみてはどうなのかなというふうに思います。上伊那郡中川村で、令和３年９月から小中学校女子トイレの生理用品の設置を試行期間を設けて行って、その後、正式に設置を決めて今年度も実施をしているようです。まず、やってみてよかったこと、悪かったことの中で、子どもたちも一緒に、子どもたちが当事者ですので、考えていけたらいいのではないかと思いますが、２点お願いします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――澁谷教育長。

○教育長（澁谷茂夫）

学校で、アンケートと言いますか子どもたちの意見を聞いて行っていたかというようなことは、そこまでは聞いておりませんけれども、ある種の学校長にその辺をお聞きしたところ、市のほうから、どこという話でもそれはちょっと困るかなと思うんですけれども、市のほうから、校長会のほうで、こういうことがされるので、よろしくお願いしたいというような旨で始まっておりますので、子どもたちの話を聞いて、それが始まったということではないかなというふうに思います。そんな状況です。

高山村から、当該市の子どもたちに直接意見を聞くということは、もちろんできませんので、その市でどのように対応されて始まったかということを、今、お話させていただいたんだけれども、そのような状況で、ものが始まったということであります。

それから、やってみてということが次のお話かなというふうに思います。やってみて、それについて検証したらどうかということもあるかというふうに思います。完全に、未来もやらないということではなくて、学校は大勢の集まりですので、生き物でありますので、この変化が非常に激しい世の中でありますので、子どもたちが少しでも変われば、状況が変われば集団で大きな変化がございます。この中で、様々な課題を学校といろいろと話しをしてきておりますし、これからもそんなふうにやっていきたいというふうに思っております。そこのところが大事かなというふうに思っています。

生理用品の個室設置については、学校の状況によって、変わっていく場合、導入の必要が出てくるかもしれません。それは、学校の状況によります。そんなところで、現在は、考えていないということを答弁させていただきたいというふうに思っておりますが、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――髙井央葉議員。

○６番（髙井央葉議員）

先ほども、生理の貧困という言葉も出てきましたけれども、生理用品の購入が困難だという問題が増えているところからスタートした生理の貧困という言葉が出てきたんですけれども、それだけではなくて、現在、人としての尊厳や人権に大きく関わる問題として捉えられているということを御理解いただきたいことと、子どもの権利についても、今、子どもの権利条約など制定されてくる中で、大切にしていってほしいなと思います。

ここまで、５回ほど質問しておりますけれども、生理用品、女性が健康に過ごすために必要不可欠なものです。子どもだから、そうではないということはありません。生理用品が学校のトイレにあるということは、繊細で複雑な悩みを抱える子どもたちにとって、あなたが大切だよというメッセージにもなりますので、ぜひ、今後も状況によってやるかもしれないという御答弁いただきましたけれども、未来のために再考を要望して、この質問を終わります。

３つ目の質問に移ります。

活動の場を狭めない支援をということでお尋ねします。

現在、持続可能な部活動と教師の負担軽減の両方を実現できる改革が必要ということで、これまでの部活動を様々な形で維持し、先生方の負担を減らすための移行措置が進められているところと認識しております。こうした動きの中で、部活動に入らないとした子どもたちに対しての対応は、特に今ないんですけれども、子どもたちの活躍の場を広げたり、今ある高山村の様々な活動を維持し、盛り上げていくための今後の展望について伺います。

１つ目に、現在の部活の地域移行の状況についてお聞かせください。

２つ目に、部活に入らないとしている子どもたちは、それぞれ、諸事情あるかと思いますけれど

も、現在は、どのような対応を考えていますでしょうか。

３つ目に、現在、高山村にあるスポーツ少年団や、こちらは大人の活動にはなりますが、文化協会や神楽の活動など、維持継続に関する、それらの活動の維持継続に関する課題はありますでしょうか。

４つ目に、現在、高山村にある会員を募集して活動している団体、先ほど言ったスポーツ少年団やほかのものもそうですけれども、広く情報を共有することで、子どもを含めて活動の拡大や活動の充実が図れるのではないかと、安易かもしれませんが、考えております。

それぞれの団体のそれぞれ広報していく、個人で活動できる場所を探すといったことは、現在もされていることかと思いますけれども、なかなか難しいという話も伺っております。教育委員会のほうで中心となって、広く、そしてコンスタントに広報していくことで、全ての活動が、少しでも広がったり、盛り上がったりしていけばいいのではないかと思いますが、そういうことはできませんでしょうか。

答弁を求めます。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――堀教育次長。

○教育次長（人権推進室長）（堀　一生）

活動の場を狭めない支援についてお答えいたします。

これまで、中学校の部活動は、生徒たちがスポーツや文化芸術に親しむ中で、人間関係の構築や自己肯定感の向上、自主性や責任感の育成など、中学校教育課程の中で、重要な役割を果たしてきました。

しかし、近年では、少子化が急速に進行している影響に加え、教職員数の減少や、教職員の働き方改革等の課題が出てきております。このため、部活動を地域に移行してスポーツ・文化芸術の環境を整備することが喫緊の課題となっており、本村においても、部活動を地域クラブへ移行する準備を進めているところでございます。

そこで、まず初めに、現在の部活の地域移行の状況についてのお尋ねでございますが、これまで、村では、高山村中学生スポーツ・文化活動運営小委員会において、地域移行について協議を行ってまいりました。

中でも、昨年５月に開催しました第１回小委員会では、部活動の現状と今後の課題について協議を行い、９月には、小学校５、６年生とその保護者や中学校１、２年生とその保護者への地域移行に関するアンケート調査を実施いたしました。

また、11月には、第２回小委員会を開催し、アンケート調査結果の報告や、「高山村部活動地域移行推進計画（案）」について協議をいたしました。

さらに、12月には、各種スポーツ団体の代表者と保護者代表者、部活動担当教員などで構成する

「高山村スポーツ・文化活動運営委員会」において、地域クラブの指導者の選定方法や、保護者との関わり方など、様々な御意見などを伺うとともに、「高山村部活動地域推進計画（案）」をお示しし、併せて御意見を伺ったところでございます。

さらに、令和７年度におきましては、地域移行がスムーズに行えるよう、地域移行コーディネーターの配置を計画するとともに、「部活動地域移行協議会」を設置するなど、関係者の御意見をお聞きしながら、県が示す令和８年度末までに休日の部活動を地域へ移行するための体制整備を進めることとしております。

次に、部活に入らない子どもたちへの対応についてでありますが、令和６年度の中学１年生を見ますと、生徒49人のうち53%に当たる26人が部活動に加入しています。

近年の傾向としましては、生徒や保護者の部活動に対する価値観が多様化してきており、小学生から社会体育などで活動している生徒は部活動よりハイレベルな地域クラブに加入する生徒や、入部はしたものの、勝ち負けにこだわらず仲間づくりを活動の目的としている生徒も少なからずいるとお聞きしております。

また、入部していない生徒の多くは、村外でのクラブ活動や習い事、塾などに通っている生徒もいると聞いております。

そのようなことから、教育委員会としましては、中学校の入学説明会の際、部活動やスポーツ少年団などの活動が、今後も継続できるよう、それぞれの活動内容を紹介し、１人でも多くの生徒に入部していただけるよう努めているところであります。

しかしながら、部活動や今後、地域クラブへ移行しても、活動への参加は強制ではないため、生徒や保護者の考え方に委ねることとなります。

このため、先ほども申し上げましたが、令和７年度には、「部活動地域移行協議会」を設置することとしておりますので、様々な方の御意見等を伺いながら、入部していない多くの生徒がスポーツや文化に触れられる活動ができるかどうかも含めて、検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、スポーツ少年団や文化活動、神楽などの維持継続に関する課題についてでありますが、スポーツ少年団などの子どもの活動に関する課題につきましては、少子化に伴い、子どもの数が少ないことにより、チーム編成が難しくなっていることなどの課題があります。このため、加入者が少なく活動の維持が難しくなっている状況は、部活動の地域移行と同様の課題を抱えておりますことから、地域移行と併せて検討していく必要があるものと考えております。

一方、文化協会の活動に関する課題につきましては、若い世代が加入しないことで会員の高齢化が進み、団体活動の維持が今後、困難となり、団体が消滅する可能性があります。

また、地域の神楽などの伝統芸能に関する課題につきましては、文化協会と同様に後継者不足等により、獅子舞などの伝統芸能の継承が難しくなってきております。

このため、教育委員会といたしましては、小中学生を始め、若い世代がスポーツや文化・芸能活動に触れていただくことは、大変重要なことと考えておりますので、各団体の皆様の御意見などを聞きながら、どんな活動ができるかどうかも含めて検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、教育委員会が中心となって、村内で活動している団体等の活動情報や募集情報などの広報をしていくことについてでありますが、村のスポーツ少年団や文化活動団体などの活動内容や会員募集情報等については、これまでも「館報たかやま」に掲載するなど村民の皆様に御案内してきたところでございます。

しかしながら、少子高齢化等により、部活動のみならず、スポーツ少年団や文化活動団体への加入者の減少に伴い、それぞれの団体の運営も大変厳しくなってきておりますことから、各団体の状況も伺いながら、村のホームページなども活用して、幅広く紹介や募集の支援等を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――髙井央葉議員。

○６番（髙井央葉議員）

再質問お願いします。

この部活の地域移行については、国や県からガイドラインを示されているものの、自治体ごとにそれぞれ課題を持っていたり、それに対する解決策は、それぞれに任されるといったことが問題で大変だなというふうに思っています。

先ほどの答弁の中でも、勝ち負けにこだわらず仲間づくりをしたいという子がいるですとか、外部のクラブ活動をやっている、習い事や塾に行くなど、選択肢も多い中で、どうしていくのがいいのか難しいというのは、私も感じております。

令和８年度末までの動きの中では、近隣市町村と合同になって活動していくということが中心にやられているのかな、交通が不便になっても、活動できるところに移動して、移行して、活動していっているのかなというふうに感じておりますけれども、その中で、今、令和７年度、地域移行コーディネーターの話がありました。この、地域移行コーディネーターという役割は何をされる方で、その部活動地域移行協議会が設置されるということでしたけれども、部活動地域移行協議会では、どんな方が参加されて、どこを目指していくのか、教えてください。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――堀教育次長。

○教育次長（人権推進室長）（堀　一生）

再質問にお答えをさせていただきます。

まず１点目でございますが、コーディネーターの役割でございますが、一番は、休日の部活を令

和８年度までにスムーズに進めていくために、どういったことをやっていくかということを我々職員も含めて一緒に考えていただきたいというふうに考えておりまして、現時点では、近隣の市町村の様子を伺いながら、まずは検討していこうかなというふうに考えているところでございます。

それと２点目の、「部活動地域移行協議会」での、どんなことをやっていくんだということでございますけれども、まずは、移行に備えて、運営方針の決定といったものをまず柱としてやっていきたいと思います。その中で、指導員の配置ですとか運営財源の検討ですとか、保険料や指導員の報酬などを具体的に詰めていかなければいけないかなというふうに思っております。

以上です。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――髙井央葉議員。

○６番（髙井央葉議員）

再々質問お願いします。すみません、質問が分かりづらくて申し訳ありません。

「部活動地域移行協議会」に参加される方、どんな方が参加されるか、もし決まっていたら、教えてください。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――堀教育次長。

○教育次長（人権推進室長）（堀　一生）

すみません、メンバーの関係の御質問だったかと思います。

今、現在考えているところでございますが、部活動指導者ですとか保護者の代表者、それと中学校の校長先生や教頭先生、当然、部活の担当する教諭等を今のところ考えております。やっていく中でこういう人が必要だという御意見もいただければ、その中でまた検討させていただいて、メンバーに加わっていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――髙井央葉議員。

○６番（髙井央葉議員）

部活動とかスポーツ少年団、文化協会、神楽など、すばらしい活動がありますが、それぞれ課題も多いということを教えていただきました。幅広く紹介していただいたり、募集の支援などを行っていただけるというのは、とても心強いと思いました。中学生が、中学生として競技を続けていけるという体験も大事ですけれども、高山村にいて様々な体験ができること、子どもたちの活動の場が広がってつながりをつくっていけるということも大事かと思います。今ある高山村の様々な活動をより維持して盛り上げていくことも一緒に考えていっていただきたいと思います。

これで、私の質問を終わります。

○議　長（西原澄夫議員）

以上で、髙井央葉議員の質問を終わります。

――――――10番　山嵜秀治議員。

○10番（山嵜秀治議員）

３項目質問します。

まず初めに、訪問介護事業所について質問いたします。昨日の勝山議員とだぶる部分がありますが、よろしくお願いします。

介護保険は、今年で、2000年４月の制度開始から25年を迎えます。国民の期待を受けてスタートしましたが、その後、制度の改悪が行われ、この間、人材不足と事業所の撤退や廃業による提供体制の崩壊が叫ばれる事態となっています。介護保険法が制定された当時、世論調査では、８割が介護保険導入を支持しておりました。介護地獄とまで言われた家族の介護負担、とりわけ、妻、嫁、娘など女性が家族介護を担っていたものを介護の社会化で解消するという、この理念に多くの人が期待を寄せたものと言えます。そうした目的、理念が実現されたのでしょうか。もともと介護保険制度には、導入前から、このままでは制度あって介護なしとの懸念が出されていました。40歳以上の人から保険料を集め、65歳以上の高齢者からは原則年金天引きで保険料を徴収する、この制度の下で、高齢者が介護サービスを受けるには、様々な壁が指摘をされていました。

第１が要介護認定の壁、第２が基盤不足の壁、第３が利用料負担の壁、第４に保険料負担の壁です。この１つ１つを詳しく述べることはしませんが、介護保険の20年余は、自公政権による社会保障削減路線と重なり、制度改悪と予算削減の標的となり、この４つの壁は、ますます高くなったと言えます。

繰り返されるサービスの取上げ、理念の変質、利用料負担の連続引上げ、介護報酬の削減、上がり続ける介護保険料などなど、政府は次なる給付削減と保険料負担の改悪に突き進もうとしております。2021年度からの第８期と24年度からの第９期を始めるに当たり、政府は審議会等で改編案の検討を行っております。

そこで課題としたのは、利用料の原則２割化、または、２割負担、３割負担の対象拡大、要介護１、２の居宅サービスの保険給付外し、ケアプラン作成の有料化、福祉用具のレンタルから買取りへの変更、介護保険料の徴収年齢の39歳以下への引下げなどです。これは、広範の人たちの協働と運動によって、第８期、９期の導入は阻止されました。しかし、第10期の導入に向けて、動き出していると伝えられております。

さて、訪問介護事業所の問題です。訪問介護の事業所は、2019年から23年度の５年間で、全体の４分の１に当たる8,648か所が廃止となり、それに代わる新規参入がない地域では、事業自体が消滅の危機に瀕しています。全国の約1,700の自治体のうち４分の１近くに当たる400弱の自治体で、訪問介護事業所がゼロまたは１か所のみという状況です。その苦境に追い打ちをかけたのが、昨年

４月からの訪問介護の基本報酬の引下げです。

訪問介護事業所がゼロの自治体は、昨年６月末の時点で97町村、半年後の12月末時点で107となり、10町村増えました。本村も、この増加した町村の１つで、訪問介護事業所が村内からなくなってしまいました。長野県ではゼロの町村は10です。南相木村、北相木村、長和町、平谷村、根羽村、売木村、大鹿村、朝日村、高山村、小川村、この10の中を見ても、本村は人口も高齢者人口も多い、そんな自治体の１つです。長野県で、残り１となっているのは、23自治体となっています。

そこで、質問をいたします。

村の社会福祉協議会、社協は、実質、昨年の３月末で休止をし、正式には９月末での休止となっていますが、そこに至ってしまった理由は何でしょうか。

次に、村社協は、令和５年から訪問介護事業を始めた民間の事業所に、社協がサービスを提供していた利用者の方々を引き継ぎました。ところが、この事業者が、職員の相次ぐ退職などにより、10月末には事業継続が不可能となり、本村は訪問介護事業所がゼロとなってしまいました。村は、この状況をどう受け止めておられるのか、伺います。

次に、昨年11月８日の議会全員協議会で、担当課は、社協で訪問介護事業を再開できるように進めていくと説明されました。そのときも、再開までには時間がかかるとも言われておりましたが、その後の進展状況を答弁願います。

この質問項目の最後です。

たしか令和５年12月に、担当課より社協の訪問介護休止の方向で進めているとの報告を受けたと記憶しております。その際、社協がこの事業を休止することなく続けていくべきだと強く求めなかったことを、私自身は悔いております。

先ほど、訪問介護事業所がゼロあるいは１つだけの自治体が増えているということを申し上げました。１つだけの自治体は、12月末では、272自治体、この残り１つの自治体のうち、どこがこの事業を担っているのか、それは社協です。175自治体は、社協が最後の砦として奮闘しているのです。団塊の世代が75歳以上となり、介護サービスを受ける人が増えることが予想をされています。住み慣れた地域で暮らしていくために、ヘルパー派遣は欠かすことはできません。村社協が責任を持ってこの事業を担うべき、そして、それを村が支えること、これが求められていると考えますが、いかがでしょうか。

答弁を求めます。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――黒岩健康福祉課長。

○健康福祉課長（黒岩　慎）

訪問介護事業所についてお答えいたします。

全国的に介護職員の深刻な不足が続いている中、本村におきましても、高齢化の進行から、介護

サービスの提供は大変重要と認識しておりますが、介護職員の確保が難しい状況となっており、その背景には、介護職員の不規則な労働条件や心身への負担が大きいなどといった理由により、若年層を中心に敬遠されているようであります。

そこで、まず初めに、村社会福祉協議会で訪問介護事業所を休止した理由についてでありますが、これまで、社会福祉協議会では、訪問介護事業所における介護職員の配置基準が2.5人以上と定められていることから、この基準を満たすために、デイサービスセンターの職員を兼務することで運営を行い、何とか法令の基準を満たしておりました。

また、介護職員を確保するため、ハローワークや福祉専門学校等を通じ、職員の募集を行ってまいりましたが、なかなか応募者がなく、新たに人材を確保することが困難な状況となっておりました。

そのような中、令和５年４月から新たに村内で民間事業者が訪問介護事業所を開設したことから、高山村社会福祉協議会では、訪問介護サービスを受けている利用者、その御家族の方の理解をいただく中で、村内民間事業所の受入れ体制が整ったことなどから、令和５年度末をもって訪問介護事業所を休止したところでございます。

次に、訪問介護事業所がゼロになった状況をどのように受け止めているかとのお尋ねでございますが、議員お話のとおり、昨年10月末に、村内の民間事業者が介護職員の人手不足を理由に、急遽、訪問介護事業所を休止いたしました。

村では65歳以上の高齢者人口が年々増加する中で、介護サービスの充実は、地域社会の安定と高齢者の生活の質を維持するために、不可欠な課題であり、高齢者が住み慣れた地域で、安心して生活するためには、訪問介護サービスなど在宅介護サービスが重要であると認識しております。

そのような中、現在、本村の訪問介護サービスにつきましては、須坂市及び小布施町の訪問介護事業者へ依頼をしておりますが、利用者の自宅までの距離が遠いため、１人当たりのサービス時間が長くなり、１日当たりの訪問件数が限られてしまうことや、移動に必要な車のガソリン代が高騰していることなどから、諸経費の増大により、事業者への負担が懸念されているところでございます。

このようなことを踏まえますと、村内に訪問介護事業所がないということは、誠に憂慮すべき事態であると考えております。

次に、訪問介護事業所再開への進捗状況についてでございますが、現在、訪問介護事業に従事する介護職員の確保が困難で、訪問介護サービス提供の体制が十分に構築できない状況にありますので、現時点において再開のめどが立っていない状況でございます。

したがいまして、今後とも村社会福祉協議会等と連携する中で、地域の福祉サービスが途切れることのないよう、引き続き、人材確保などに鋭意努力してまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――山嵜秀治議員。

○10番（山嵜秀治議員）

再質問します。

介護の危機をどう打開していくのか、保険料や利用料の負担増を連動させずに行うには、介護保険への公費負担を増やすことが求められるものと思います。私どもは、介護保険の国庫負担を10％増やし、公費負担60％の制度に変え、さらに介護職員の賃上げを公的助成で進め、労働条件の抜本的改善を図る、削減されてきた介護報酬を底上げし、介護事業所の経営継続を支援する、介護事業が消滅の危機にある自治体を国が支援し、僻地や不採算部門を担う事業所、施設の経営を公的に支える、こうしたことを求めております。多くの人々と共に力を合わせて取り組んでいきたいと思うところです。

そこで、再質問ですが、社会福祉協議会の訪問サービスから民間に移った方の家族からは、間接的にではありますが、殺されたような気がした、こんな声もお聞きしたところです。サービスを受けておられた皆さんや家族の方は、大きな不安を抱えられたことが想像できます。社協から民間の事業所へ、さらにそこから村外への事業所へと変更された、本当に大変なことで、繰り返しになりますが、本人や家族の不安は相当なものであったと思うのです。こうしたことを繰り返してはならないと思います。

そこで、お聞きいたしますが、村内のサービス受給者の皆さん、近隣の市町にお願いをしているということでありますが、何か所の事業所でサービスを受けてみえるのでしょうか、そして、受け入れている事業所、その一部の声はありましたが、あるいは、須坂市、小布施町などの介護保険担当者からは、どんな意見が村に寄せられていますか、その点、お願いします。

次に、ここからは、村長に伺います。

先ほどの答弁の中でも、社協においても人材確保が重要課題とありました。そこで、私は、大切なこととして、社協職員の待遇改善が求められると思います。制度全体は、国の責任として充実のために力を合わせるものですが、社協職員の待遇改善は、村、社協がやろうと思えばできることです。

村長は、社協の会長でもありますので、答弁を求めたいと思いますが、社協の正規職員、これは、この給与は役場職員の給料表に準拠していると思います。しかし、行政職ではなく労務職表を適用しております。令和６年度の当初で見ますと、初任給で高卒の場合、行政職で16万6,000円、労務職で15万9,800円、6,000円強の差があるわけです。これが、勤務年数を重ねるごとにさらに差が大きく広がることになります。保健福祉総合センターでは、同じフロアに役場職員、社協職員が仕事をしていますが、給与に大きな差がある、これでは、社協に正規職員も集まらないのではありませんか。この改善をすべきではないでしょうか。いかがでしょうか。

北海道の中頓別町、ここは2023年４月に、町内の社会福祉法人から、訪問介護と通所事業の事業を引き受けて、町営化しました。ここでは、民間では耐えられない額の赤字で、町が事業を救うしかなかった、23年度は3,480万円の赤字、これを町の一般会計から持ち出したということです。町民の生活を支える最後の砦を失うことはできず、自治体が負担を強いられたということです。

先ほども申し上げましたが、国に支援を求めながらも、自治体が踏ん張りを示すときだと私は思います。そこで、強い決意を持って、訪問介護事業を社協で再開することに取り組むことが必要ではないかと思いますが、社協の会長としての決意をお示しいただきたいと思います。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――藤沢村長。

○村　長（藤沢敏和）

２点、今、私のほうにはいただきました。

１点目の正規職員の処遇、待遇改善ということでございます。

議員お話のとおり、現在、社協の正規職員の給与は、労務職の給料表を出ているということで、これは、発足当初からそういった形で行ってきているということでございます。そんな中で、俸給表そのものを変えるかどうかということにつきましては、この時点で、今のこの段階で、私が申し上げるということではなくて、いろいろ近隣等も含めて調査をさせていただく中で、どういった形がいいのかということで検討させていただきたい。基本的に、今、この訪問介護事業所でございますが、昨日も申し上げましたとおり、この施設というのは介護の一番の原点となる事業所で、村もそうですけれども、ありました。

そんな中で、やはりこれから、先ほどおっしゃったように、団塊の世代がこれから10年後、あるいは15年後、先々を見据えたときに、介護を受けられる方も増えてくるかもしれませんけれども、できるだけそこは、私、申し上げているように、元気でいつまでも長生きしていただきたい、そうした施策も講じなければならない、ただ現状は、そういう方もおられるということでございまして、やはり、安心して地元で住んでいくというところが、非常に大事かなというふうに思っております。

何とか私自身も訪問介護事業所というものは再開していきたいと思っておるんですが、やはり、社協が再開するということは、次はなかなか休止はできないとかなり強い覚悟を持ってやらなければならない、今、その段階には実はないということは、やはり人材不足ということが一番のネックでございます。したがって、先ほどの処遇改善というお話もございました。その辺も含めて考えていかなければいけないんだろうなというふうに思っておりますので、再開については、今の段階では、具体的に申し上げられませんけれども、再開に向けて努力は本当にしていくということで、お願いを申し上げたいと思います。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――黒岩健康福祉課長。

○健康福祉課長（黒岩　慎）

私のほうからは、村内での利用者がどちらの事業所を利用されているかということと、受入れ先の市町村から、どのような意見が寄せられているのかということについて、お答えをさせていただきたいと思います。

昨年10月末時点、村内の民間事業所が急遽中止した際、利用されていた方につきましては、その内訳につきましては、高山村内の１事業所に20人、須坂市の４事業所に４人、小布施町はゼロ、長野市の３事業所に３人、その他の地域につきましては、３事業所に５人、合わせまして11事業所に32人の方が訪問介護を利用しておりました。

その後、直近の利用実績、現時点で把握しています令和６年12月時点での利用状況でございますが、高山村内については、事業所がゼロですのでゼロでございます。須坂市の４事業所に20人、小布施町の１事業所に５人、長野市の３事業所に４人、その他の地域につきましては２事業所に２人、合わせまして10事業所に31人の方が訪問介護を利用しております。休止した方につきましては、須坂市、小布施町、長野市の事業所でサービスを受け入れていただいているものと思われます。

受入れ先の市町村のほうからでございますが、ある１事業所のほうから、自分の地域の新規の訪問介護の受入れをすることが困難になってしまった、高山村の利用者を受け入れたので、そういう体制にならなくなってしまったという事業所の声はお聞きしているところでございます。市町村、須坂市の担当課からも、そのような意見をお聞きしておりますので、よろしくお願いします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――山嵜秀治議員。

○10番（山嵜秀治議員）

それでは、再々でお願いします。

今、課長のほうから答弁がありましたように、１事業所ではありますけれども、高山村の方を受け入れたので、地域の新たな受入れは厳しくなっているというお話がありました。また、市の担当課からもそうした話があるということで、やはり、ここは、村が責任を持ってやっていく必要性というものを改めてこの問題でも私は感じたところです。それで、村長は、時期は明言はできないけれども、努力はしていくというふうにされましたけれども、やっぱり時期を明言して、そこに向けてあらゆる力を傾注していかなくちゃならないと思うんです。今、確かに、介護人材、全体として不足していますから、若干、介護職員の奪い合いになる危険性もゼロではないんですけれども、そうはいっても、村の介護サービスについては、やはり村が責任を持って対応していくんだという、そうした強い決意が必要だと思うんですが、その点で、もう一度、お願いします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――藤沢村長。

○村　長（藤沢敏和）

今のお話につきましては、やはり今、介護事業所というのは、以前は、大体、村のケアマネが村の施設のほうに案内をしてきているという中でありますけれども、今は、いわゆる施設が選ばれる時代になってきているということもございます。そんな中で、やはり、職員教育というものも十分していかなければいけないだろうと思いますし、とにかく住み慣れた地域で村民の皆様が安心して暮らせるというためには、地域に訪問介護事業所が必要だと私も思っております。

ただ、相手がある話でありますので、極端な話、来年からやりますと言うことが実際にできるかどうか、ここが非常に難しいところかな、とにかく、今現在、ハローワークだとかあるいは、福祉専門学校とか、そちらのほうには、お願いしておりますけれども、あと、派遣会社とか、そういったところが、どの程度、人を配置できるような状況にあるのかとか、いろんなことを想定して考えていかないと、なかなか、いつということは申し上げられませんが、とにかく、先ほども繰り返しになりますけれども、１日も早く再開できるように努力をしていきたいということで、よろしくお願いをいたします。

○議　長（西原澄夫議員）

山嵜秀治議員に申し上げます。しばらく休憩します。

これより本休憩とします。

午後２時15分から再開したいと思いますので、よろしくお願いします。

午後２時00分　　休　憩

午後２時15分　　再　開

○議　長（西原澄夫議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

――――――山嵜秀治議員。

○10番（山嵜秀治議員）

それでは、２点目の質問に移りますが、介護保険の問題は、制度が発足してから25年、やはり制度の改善を図っていかないと、本村のみならず、多くの介護に携わる事業所や働く皆さん、そして、サービスをできるだけ受けないことが望ましいんですが、そうなった場合の利用者の負担増というものが避けられなくなる可能性がありますので、共に力を合わせて制度の改善に取り組んでいきたいと思います。

それでは、農業振興について伺いたいと思います。

今、米不足で、価格高騰、起こっております。この背景には、米の生産や安定供給への責任を投げ捨ててきた自民党農政があります。業者間での米の相対取引価格は１月全銘柄平均で昨年同月より69％上昇し、５か月連続で最高値を更新しています。23年６月までの１年間の主食用米の需要量705万トンに対し、収穫量は661万トン、44万トンも足りず、同時期の民間在庫も156万トンと前年

同期比で41万トン少なくなっています。需要に供給が追いついていないから、米の流通量が減って、価格高騰を生んだと言えるのではないでしょうか。

我が国の食料自給率は、先進国最低の38％に落ち込んだままです。肥料、飼料、種子などの大半も海外依存で、実質10％以下という指摘も出るほどです。国内の農業等、農村は崩壊が急速に広がっています。農業の担い手は、この20年で半減、70歳以上が57％に達しています。近い将来の農業者の激減は必至と言える状況です。このままでは、国内の食料生産も危うくなり、耕作放棄地が広がり、国土や環境の荒廃が一気に広がりかねません。こうした事態に歯止めをかけ、農業と農村の再生、食料自給率の向上に本格的に踏み出すことは、国民の生存、社会の存続に関わる待ったなしの課題と言えます。

さて、そうした中で、昨年１月から２月にかけ、村内５ブロックで、新たな県営中山間地域農業農村総合整備事業について、各地区での要望を出し合いまとめるという会議が持たれました。そして、このブロック会議への補助金としてそれぞれ２万円の支出がなされています。多くの方がこの事業に期待を寄せ、要望を出し合いました。もちろん全て事業採択がされるとは思っていませんが、希望を持ったのです。ところが、ここにきて、次期県営事業の導入が困難ということで、２月26日には説明会も持たれております。勝山議員と質問がだぶる点がありますが、御容赦いただいてお願いをします。

この事業の導入が困難となった経緯、その要因は何なのか、かいつまんでお答えいただきたいと思います。

次に、７月１日に、構想策定委員会会長名で、策定委員会についてという通知が出ております。ここでは、この事業採択及び着手までに数年を要することから、少しでも早期の着手に向け、事業の選択を含め、協議しているとし、構想策定委員会の開催はしないという中身です。議会全協に、この件の報告があったのが12月13日、なぜ、ここまでずれ込んだのでしょうか。そして、この事業導入について、事業採択の見通しなどの検討が庁内で十分なされたのでしょうか。その点、伺いたいと思います。

さらに言えば、理事者、村長、副村長の事業導入が可能という判断、各ブロックで検討を開始するという判断の是非が問われる問題だと私は捉えております。藤沢村長、当時の副村長としての責任をどう受け止めておられますか。そして、前内山村長が、退任後に、導入困難を明らかにされたことは、前村長の責任を曖昧にするものと言えませんか。前村長の責任放棄ではないかと私は捉えていますが、いかがでしょうか。

以上、お願いします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――藤沢村長。

○村　長（藤沢敏和）

農業振興についてお答えをいたします。

昨日の勝山議員への答弁と重複する部分もございますが、よろしくお願いを申し上げます。

まず初めに、県営事業の導入が困難となった経緯と要因についてでありますが、昨日も勝山議員にお答え申し上げましたとおり、令和５年９月28日に事業主体となる長野県と初めて調整を行い、次期県営事業の導入に当たっては、堆肥保管庫の利用率向上に向けた対策の検討と実践が優先的な課題である旨の意向が示されたことから、村では第３回目となる県営事業を進める中で、課題解決を図ってまいりたいと考えたところであります。

しかしながら、当初から県との認識の相違や、その後の打合せ等が行われず、その解消が図られてこなかったことなどが今日に至る最大の要因であると考えております。

次に、策定委員会長名での通知と議会への報告についてでありますが、令和６年度に入りまして、５月８日に行われた県との打合せ会議において、地力増進施設堆肥保管庫の利用率の解決が優先的な課題である旨の指摘を受け、村といたしましては、堆肥製造量の増加に向けた解決策を模索し、実践することが最優先事項であると考えたところであります。

このため、県営事業の導入に向けて全体構想の審議を目的に設置した「高山村農業生産基盤等整備構想策定委員会」を令和６年６月及び８月に予定しておりましたが、開催が困難な状況になったことから、通知を発出させていただいたものであります。

その後、堆肥製造量の増加に向けて、関係機関等と鋭意調整を図ってまいりましたが、令和６年11月時点で、当初お示ししたスケジュールでは県営事業を導入することが事実上困難となったことから、昨年12月13日に議会全員協議会において、これまでの経緯等を報告させていただいたところでありますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、役場内での検討についてでありますが、事業主体である県をはじめ理事者も含めた内部調整が十分行われなかったことが、今回のような事態を招いてしまったものと考えております。

次に、理事者の責任についてのお尋ねでありますが、私自身は、当時副村長として、県営事業の導入に向けて、事業主体である県と綿密な調整が行われているものと認識しておりました。

しかしながら、結果として、このような事態を招いてしまった責任は、私自身の業務管理が不十分であったことが要因であり、村政を預かる者として、その責任を痛感しておりますとともに、改めて村民の皆様にお詫びを申し上げる次第であります。

誠に申し訳ございませんでした。

今後は、本村の基幹産業であります農業が持続的に発展していくために、スピード感を持って基盤整備等の事業推進を図るとともに、村民の皆様の信頼回復に向けて、鋭意努力してまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――山嵜秀治議員。

○10番（山嵜秀治議員）

再質問します。

昨年１月から３月にかけて、各ブロックで農道や水路等々について要望を出し合い、まとめたことは、私も決して無駄になったとは思ってはいません。ただ、当初の判断がどうだったかということは問われると思います。その点については、今、お答えがありました。

そこで、昨年12月13日の全員協議会において、課長から、導入が困難となった理由は、高山は、第１次、第２次まで事業の導入をした、他の自治体は、まだ導入していないので、３次の導入は厳しいというものであったというふうに記憶しております。先日の説明会におきましても、昨日の勝山議員の答弁でも、そしてまた、ただいまの答弁でも、地力増進施設の稼働率向上が鍵だとありました。12月13日のときには、そのようなお話は全くなかったので、私どもは、２月26日の全体での説明会で、その話を初めてお聞きをいたしました。昨年の12月13日の全協において、地力増進施設、保管庫の稼働率向上の話が出てこなかったのは、どういうことからだったのでしょうか、その点、お願いします。

そして、村長はお答えにならなかったのですが、私がどうしても解せないのは、前内山村長の態度だと思っています。今ここにいらっしゃらなくて既に退任された方への意見を言うことは、なかなか難しいところでもありますが、理事者の責任ということは免れないと思っております。もちろん、他の事業においても、補助事業、採択を目指していても、採択されないことはあるでしょう。今回の場合は、各地区に非常に検討を急がせたり、あるいは、その上で説明会がここまでずれ込んできたということの批判は免れないというふうに思っております。なぜ、内山村長在任中に説明、謝罪、これをすべきであったと私は思うんですが、その点について、村長の見解をお聞きしたいと思います。

○議　長（西原澄夫議員）

――――藤沢村長。

○村　長（藤沢敏和）

12月13日の件につきましては、課長のほうから、もしあれでしたら、答弁させていただきます。

先ほどの前村長の責任のお話がございました。私も、あまり多くは、この件について村長と話をしてこなかったという経緯もございます。ただ、担当課長とは話はしてきたのですけれども、その中で、責任というのは、やはり、私自身、先ほども申し上げましたように、管理的な部分も多々あるわけでございまして、そういった点で、やはり私の責任は重いなというふうに思っております。そして、また、今回のこの件につきましては、本当に短い期間の中で、村民の皆様方に、課題であるとか要望事項等を幾晩も幾晩もということで会議を開いていただいて、本当に御苦労いただきました。その結果が、こういう形になってしまいまして、本当に、ただただ申し訳なく思っているところでございまして、やはり今後は、いかに、この今の中山間で拾っていただいたものを、他の補

助事業等を使いながら、事業を推進していくか、それが、ある意味、私に課せられた使命でもあるかなというふうに思っておりますので、その辺で、今後、しっかりと仕事をしてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――山嵜産業振興課長。

○産業振興課長（山嵜隆広）

再質問にございました12月13日の関係であります。私、全員協議会で、確かに、県から３回目の事業を導入した市町村はないというお話もありましたし、調整が不足していたということを申し上げたと思います。その際も、地力の指摘はございましたけれども、率直に、申し訳ございません、私の説明不足で、言葉が足らなかったという点に関しましては、今もお詫びを申し上げるしかございませんけれども、今回、村長が答弁させていただいたこと、そして２月26日の説明会でお話した内容が、今回こうなってしまった原因であります。12月13日の言葉が足らなかったことについては、この場をお借りしてお詫びを申し上げたいと思います。

申し訳ございませんでした。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――山嵜秀治議員。

○10番（山嵜秀治議員）

再質問のところで申し上げましたように、各ブロックで農道や水路などについて要望を出し合い、地域の課題は何かということを話し合ったことは、決して無駄なことではなかったと私は思います。それを生かして、お互いに村づくりに向けて邁進していければと思います。内山前村長の責任については、私は、あるというふうなことは強く思っていますので、そのことだけは表明しておきたいと思います。

３点目の山田温泉の湯量の問題について、質問をしたいと思います。

山田温泉の大湯は、昨年12月６日から施設不調のためということで休業し、今現在も休業中となっています。山田温泉の湯量が減少した中で、年末年始の旅館の営業、これを優先し、大湯あるいは足湯などの営業休止になっているわけです。温泉の湯量が減少している原因はどこにあるのか、改めてお聞きをいたします。この湯量が減少している対策として、短期と長期が考えられるわけですが、短期では、どのような対策を検討されていますか、あるいは実施中ですか。そして大湯の再開時期、これをいつを予定していますか。その点、お願いします。

山田温泉の湯量を安定的に確保することは、山田温泉地区の観光振興を図る上でも大事な点となります。特に、遊興施設、娯楽施設がなく、温泉というブランドで、観光地として成り立っている地域としては、この温泉の湯量の問題、これは死活的な問題と言えます。送湯管の耐用年数や維持管理、これらを考慮し、施設の抜本的な改修というのが、この検討が求められていると思いますが、

この点について、答弁をお願いします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――山嵜産業振興課長。

○産業振興課長（山嵜隆広）

山田温泉の湯量減少についてお答えいたします。

山田温泉は開湯から200年余の歴史を持ち、地元住民や観光客など、多くの皆様に親しまれてきた温泉であるとともに、村の貴重な観光資源となっています。

この山田温泉の源泉は、温泉街から約２キロメートル離れた場所にあり、大変急峻な松川渓谷沿いに送湯管が布設されていることから、自然災害の影響を受けやすい状況となっております。

さらに、経年劣化により送湯管等の施設に不備が生じた際には、源泉からの送湯を一時的に停止した上で、修繕工事を実施する必要があるなど、温泉の安定供給には大変苦労をしている状況にあります。

そこで、まず初めに、湯量減少の原因についてのお尋ねでありますが、令和６年11月27日から28日にかけて、送湯管約250メートルの布設替え工事を実施し、竣工後の29日に源泉を再稼働させましたが、工事前に毎分230ℓ程度であった湯量が200ℓを下回る状況となり、湯量に減少が生じてしまいました。

この原因といたしましては、送湯管内のスケール、いわゆる湯花の詰まりや空気の混入のほか、一部で管に亀裂が生じ、湯が漏れている箇所があったこと、さらには源泉の地下において何らかの異変が生じているのではないかと考えられます。

次に、今後の対策と大湯の営業再開時期についてのお尋ねでありますが、送湯管内のスケールの詰まりや空気の混入を解消するため、複数箇所において清掃を実施し、湯量は回復傾向となりましたが、工事前の状態に戻り切らなかったことから、11月30日に大湯前の足湯を休止しました。

その後、12月５日には、さらに湯量の減少が生じたことから、他の事業者の営業への影響を考慮し、大湯への給湯を停止するとともに、臨時休業としたところであります。

今後の対応といたしましては、送湯管亀裂箇所の修繕工事を実施する必要がありますが、工事を実施する際は、源泉を１週間程度止めなければならないことから、事業者の皆さんとの施行時期の調整が難航しております。

このようなことから、現時点では大湯の営業再開のめどは立っておりませんが、できる限り早期に再開できるよう努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、根本的な解決に向けては、急峻な渓谷沿いに布設されている送湯管は維持管理が困難な上、布設替えができないことから、今後は源泉をポンプアップして、送湯管を県道に布設するなど、点検や修繕が安全かつ迅速に実施できるよう、最善の方策を検討しているところであります。

なお、県道への布設に当たっては、道路占用も含め多額の費用がかかることから、関係者の皆さ

んと財源や工法等を慎重に検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――山嵜秀治議員。

○10番（山嵜秀治議員）

再質問します。

今の答弁の中で、亀裂箇所の修繕等には１週間程度のお湯を止めなければならないということの中で、関係者とのまだ調整が整っていない、こういう答弁でありました。大湯そのものが休業していることは、山田温泉全体の観光事業そのものにも大きな影響を与えるものと思っております。できるだけ早く大湯が再開していかないと、やはり温泉に泊まりに来た皆さんも大湯に入れない、そういう状態が続いてしまっている、そうすると泊り客、宿泊客そのものの減少にもつながりかねないというふうに思います。早く、関係者の皆さんと調整をして、早めの対策が必要だと思います。なかなか見通しは立てづらいというふうに思いますが、今現在、見通しとしては、どんなふうに考えておられますか、その点お願いします。

山田温泉の湯量の問題というのは、ここ数年大きな課題となってきました。今、課長も言われたように、それぞれの管理等も含めて大きな課題となってきたわけです。本格的な改修や改善というものを、なかなか手つかずにきてしまったということだと思います。そして、今度、本格的な改修、改善に踏み出すということになると、場合によっては、利用者の負担ということも生じる可能性も考えられます。基金だけではやりきれない、あるいは村が事業をやるとしても、相当な事業費になるということも考えられる、そうした点では、利用者との調整も全く欠かせない、そうしたことだと思います。いずれにしても、この問題についても、やっぱり、いつごろまでに、これをやらなければいけないというようなことのめどを立てながら長期的な計画というものをつくっていく必要があると思いますが、その点、お願いします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――山嵜産業振興課長。

○産業振興課長（山嵜隆広）

再質問にお答えをさせていただきます。

大湯の休業に関しては、今、議員さんのほうから質問あったとおり、私も山田温泉全体に関わる問題だというふうに思っておりますし、温泉の利用されている皆さんとも何度か話合いをもっている中で、やはり、温泉街ということを認識をしていただきたいということは、私も強く求めております。

ただ、なかなか営業に問題があるというところで、少し交渉がうまくいっていないところもございますけれども、日帰り客も、なかなか入浴施設がない中では、お客さんも減っているという状況も当然承知をしておりますし、今後の見通しでありますが、改めて、話合いをする場、関係者を集

めて話し合う場を、今月中に持つということで、今、日程を調整をしております。

休業後、何回か話合いはしておるんですけれども、なかなか進展がない中で、再度、ここにきてもう一度、話をしっかりしようということで、旅館の皆さんもそういった希望がありましたし、村としても、そういったことをやりたいということで、話が先日ございましたので、近々、また、しっかりと話合いをして、早めに営業が再開できるように、また、調整をしていきたいとういうふうに思っておりますので、お願いいたします。

２点目の、今後の根本的な解決に向けた改修等についてでありますけれども、これにつきましても、私、昨年４月に課長就任以降、旅館の皆さんには、今後こういったことを考えているということで、お話はさせていただいております。その際にも、お金はどうなるんだということは、当然、皆様からも心配の声はございました。基金ございますけれども、基金だけで足りるのかどうなのか、例えば、ふるさと納税で集めたらどうかとか、皆さんにもクラウドファンディングで集めていただいてどうかとか、いろんな話をしています。

ただ、いずれにしても、今後どんなやり方が一番いいのか、県道にポンプアップすることが一番いいんではないかというふうに思ってはおりますけれども、もっとほかの策があるとすれば、それをしっかりと検討していかなければいけないと思っておりますし、時期的なものを申し上げますと、これもなかなかはっきりと申し上げられないんですけれども、現在、来年度の予算、これから御説明を申し上げますが、湯量の減少、また、お湯がどのくらいきているのかというのを、今、測る施設が１か所しか、流量計が１か所しかないわけなんですが、それをまず、利用者の皆さんで見える化をしようということをまず優先的にやりたいということで、地元の方とは話がついております。

また、予算の際に、細かく申し上げたいと思いますが、アプリ等を活用して、今の温泉の状況をみんなで共有して、そして、それを次の対策につなげていきたいという話をしておりますので、まず、地元の皆さんとしっかりと話をして、やる対策を令和７年度は、その対策を含めた上で、次またつなげていければというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議　長（西原澄夫議員）

以上で、山嵜秀治議員の質問を終わります。

――――――11番　黒岩清道議員。

○11番（黒岩清道議員）

通告に従い、質問をいたします。

私からは、３つの質問をさせていただきます。１つ目は、防災対策についてお伺いします。

これは、昨日の沖島議員の質問と重複するところがありますが、大晦日の光回線の電源トラブル、これでテレビや情報無線などが使用不能になりました。テレビが映らないだけでも、多くの問合わせがあったと思います。村民も不安な１時間半だったと思います。しかし、これが地震などの災害で、倒木や氾濫などケーブルの断線や停電などで、村民への周知が断たれ、連絡が、避難指示が、

やはり情報が伝わらないということが非常に心配に感じました。いつどこで災害が起きるか今は分からない時代であります。そのためには、防災対策をしっかりしなきゃいけないんじゃないかなというところで考えます。正直、能登半島地震も急に起きたという、あの地震から１年以上が経ちました。復興さなかの中、昨年の９月には、記録的な大雨でまた災害に見舞われました。南海トラフ地震も発生が近づいているのではないかなという話もあり心配になってきます。

また、近年では異常気象で大雪やゲリラ豪雨、非常に多くなってきました。また、まだ鎮火には至ってないと思われますが、乾燥による大船渡市の山林火災、こういうこともやはり頭に入れておく必要があるのではないかと思っております。そこで幾つか質問いたします。

今、家庭に情報発信されているのは、多くが光回線を利用していると思います。しかし、災害時などでは、断線があったときには、今回の電源トラブル、電源から発信しないのと同じで、断線があった場合には、情報が伝わらないという非常に心配な面があります。野外の放送機器は、無線で行われていると思いますが、豪雨のときは聞き取りづらいというのは、豪雨災害を受けたところでは言われております。有線のよい点は、本当にクリアに言葉が伝わる、コスト的にも安い、また、高山村の場合は、ケーブルテレビの線を利用するということでよかったのですが、無線となると、やはり機器が非常に高額になるということもあります。併せてそういう情報システムの組み合わせをもっと検討する必要があるのではないかと考えます。

２つ目は、災害時の地区の区長さん、代理区長さんや消防団、昔私も消防分団長やっていましたので、情報無線を申し送りで受けたことも記憶ありますけれども、そういうところへの情報発信は今どのようになっているのか、お聞かせください。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――山﨑総務課長。

○総務課長（山﨑久志）

高山村の防災対策についてお答えいたします。

昨年１月１日に発生した能登半島地震では、石川県輪島市などで震度７を観測し、消防庁の発表では、本年１月28日現在で、石川県、富山県、新潟県など８県で、死者515名、行方不明者２名、負傷者1,394人となっています。

また、全壊した住家は、6,461棟、半壊、一部損壊した住家は15万5,751棟に上るなど、甚大な被害が発生し、改めて地震災害の恐ろしさを痛感させられました。

また、８月８日には、気象庁から南海トラフ地震臨時情報が、運用開始後、初めて発表され、報道機関の調査等では、多くの方が地震の発生に不安を抱いており、地震の災害発生時における情報収集の手段等への関心が高まっていると報道されております。

こうした中、国は、災害による被害を最小限にとどめるためには、災害に関する重要な情報が確実かつ迅速に住民に届くことが不可欠であるとし、自治体に対し、複数の情報伝達手段を組み合わ

せることなどにより、防災情報が住民に確実に届く環境を整備することを求めております。

そこで、有線と無線を組み合わせた情報システムの必要性についてでありますが、村からは、防災情報のほか様々な行政情報をお知らせする防災行政通信システムは、令和元年度に、これまでのアナログ通信の無線方式の放送設備から、より電波が強くクリアな音声となるデジタル通信の放送設備に更新させていただいたもので、地区ごと、村内30か所に屋外拡声子局を設置するとともに、全戸に個別受信機を無償貸与しているところでございます。

この防災行政通信システムの通信方法につきましては、無線方式と有線方式のそれぞれの特徴を踏まえて、屋外拡声子局につきましては、地上から高い位置、約15メートルに受信機を付けることで、電波を届きやすくし、断線の心配のない無線方式を採用しております。

また、全戸に貸与している戸別受信機につきましては、毎日、様々な行政情報をお知らせする必要があることなどから、無線方式より安価な費用で設置することができ、かつクリアな音声で放送することが可能であるケーブルテレビの光回線を利用した有線方式を採用しております。

議員御指摘のとおり、通信に係る無線方式と有線方式には、それぞれメリットとデメリットがあり、無線方式では風や倒木等による断線の心配はありませんが、地形や家屋の構造等により、無線電波が届きにくく音声が聞き取れないことが懸念されます。

また、屋外拡声子局からの放送は、豪雨や強風の際は、屋内においては聞こえにくい場合がありますほか、情報発信設備の非常用電源の確保につきましては、全国的にも多くの自治体で課題となっています。

一方、有線方式では、地形や天候に左右されずクリアな音声で放送を聞くことができますが、風や倒木等による光回線の断線等のリスクが懸念されております。

このようなことから、村といたしましては、防災行政通信システムの活用を基本に、それを補う情報発信設備などを整備していくことは必要と考えておりますので、村ホームページの配信設備の充実のほか、非常用電源の二重化を図るなど停電対策を講じるとともに、災害時においてもつながりやすく、誰でも手軽に情報発信と収集が可能なＳＮＳによる情報発信手段の導入を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、災害時の区長や消防団への情報発信の方法についてでありますが、村では、地区の区長さんとの連絡手段は、区長宅の固定電話と個人の携帯電話でありますが、このほか、各地区に設置されている屋外拡声子局にも無線方式の電話機が備え付けられており、いざというときには、役場の無線機と通話することが可能となっております。

また、消防団につきましては、団員個人の携帯電話への電話連絡や電子メールによる一斉連絡のほか、近年はＳＮＳによるグループ機能の活用が主な連絡手段となっております。このほか、各分団には、令和元年に整備したデジタル移動系無線機を２台ずつ配備しており、災害出動による活動時には、消防団本部と各分団においての主な連絡手段となっております。

したがいまして、村といたしましては、防災情報が住民に確実に届く環境を整備することが、大変重要と考えておりますので、時代の変化や住民のニーズに対応できるよう検討してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――黒岩清道議員。

○11番（黒岩清道議員）

再質問をいたします。

私もある程度は分かっていたんですが、情報的なものは、そういう形になっていたなと、やはり１つ目の有線と無線をここからだけですよね。要するに、今新しいのは、そういう野外のシステムに飛ばしてからそこから各御家庭にいくとか、そういうことも臨時的にできるようにするシステムを持っている市町村もあります。これは、高山のように、こういう地区であればいいんですが、山のいりあいのところですと１本ではいけないので、無線と有線をうまく利用して、情報を伝えるという形のシステムになっていると思いますので、そういうことも検討していく必要があるんだと思います。

また、２つ目の区長さんたちとは、逆に代理区長さんとか、意外とそういうところに電話というのは非常にいいんですが、電話というのは１対１でしかできませんので、情報をぽんと流すのは、先ほどのＳＮＳもそうです。もし極端な話をすると、小学校中学校で使われているオクレンジャーみたいなものを構築していくことも一斉にぽんと流せますので、今、こういう状態ですということも非常にいけるのではないのかな、いろんなことをどこが一番やりやすいのか、先ほど区長さんも野外のところから双方で無線で電話できますと言いますけれども、そこまで行けなかったときには何の意味もないんですね。ただそういうことを検討することが必要ではないかなと思いますが、その辺どうでしょうか。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――山﨑総務課長。

○総務課長（山﨑久志）

再質問にお答えいたします。

２点あったかと思います。無線方式、有線方式など、村内できるだけ確実に届くようにする方式をしっかりと考えたらどうかということだと思います。２点目は、ＳＮＳを使った情報発信の部分でございました。

まず、１点目でございますが、令和元年、屋外拡声子局、アナログ方式からデジタル方式に変える際にも、屋外子局の位置というものは、アナログ方式とは若干変わるところでございます。電波が確実に届くのかというところを実際に試験をしながら設定をさせていただきました。しかし、その山間部につきましては、電波が届きにくいということで、そういう部分をどう解決していくのか

というところ、中継子局のようなものも当然設置しながら、経費をあまりかけずに事業費の中で対応してきたところでございます。それから数年経っておりますので、何か機会を捉えて、現状どうなのかというものを確認しながら、また、今後、実態を調査していきたいというふうに考えております。なお、有線方式との連携、本当に効率的な方法をしっかりとそのあたりも調査研究をしてまいりたいと思います。

また、２点目、ＳＮＳの情報発信、区の区長さんとの連絡というところでは、申し上げたとおり、電話連絡が基本で今は対応を考えておりまして、しかし、万が一通じないというところもございます。そうしますと、昨日、沖島議員の中でも答弁させていただきました、村からの連絡をプッシュ型の連絡手段というものも必要になってくるのかな、そのあたりもいろんなことを想定しながら、今後検討してまいりたいというふうに考えております。いずれにしましても、どこまでがいいという話ではございません。できる限りのことを考えていきたいと思いますので、また、御指導、御協力賜りますようよろしくお願いします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――黒岩清道議員。

○11番（黒岩清道議員）

そういう形で、いろんなことを想定、今が大丈夫だということではなく、新しいシステムとかいろいろ出てきますし、また、どうやって伝えていったらいいか、この前のときにも、多分何人かのところに集中して、テレビが映らないけどというのがいっていたと思いますけれども、こういうことが、災害時には、どうしたらいいというのは、区長のところに集中しても、また、逆に口頭で皆さんにこうやって話すときはいいんですけれども、電話連絡で受けていると、なかなか伝わりづらいというところもありますので、やはりそういうことも今後検討していっていただきたいということで、２番目の質問に移ります。

２番目は、先ほどの防災と違って、今度は、防犯のほうで、高山村の防犯対策について御質問します。

最近、報道でも、闇バイトや通り魔事件など非常に多くのことが耳にするように報道されるようになりました。これは、都会でのことだろうと思っていた自分もいますけれども、この前の長野駅前の事件については非常に衝撃を受けました。そして、こういう犯人の人達を見つけるのは、非常に難しいんじゃないのかなということも感じたわけですが、犯人逮捕がされたときに、防犯カメラのリレー追跡というものがあったということで、報道から聞かされました。防犯カメラというものは、そういうところにも生かされるということも長野県でもあったんだな、実際に高山だったらどうなんだろうと非常に思いました。また、高山では、鳥獣被害の関係で、防犯カメラは必要ではないかな、昨年の堀之内であった熊の人身被害も含めて、また、昨年は、ぶどうとかの被害もあったと聞きます。また、農機具やそういうことが盗まれる盗難というものも、正直私の耳にも相当入っ

てきているものです。また、不審者対策、こういうことも、事が起きてからやるのでは駄目なんで、やはりそういう防犯対策というのは必要ではないかというところで、幾つか質問させていただきます。

１つ目は、高山村の防犯カメラが非常に少ないと思います。プライバシーの問題もあるという形もあるとは思いますが、やはり村民の安全、または、子どもたちの安全、そういうことを考えると、防犯、防災のためにも村としては設置を少しずつでも増やしていくのが必要ではないかなと思いますが、今の現状と、また設置計画について、お話ください。

２つ目ですが、鳥獣被害対策または農作物の盗難などの被害に防犯カメラというのは多分助成があるんだと思いますが、やはり不審者情報など、そういうことも含めて、自宅などの、これは農機具とかそういうのもそうかもしれませんが、自宅の倉庫など、そういうところにも防犯カメラというので、村としての補助、県としての補助なのか、そういう政策が必要と考えますが、いかがでしょうか。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――島田住民税務課長。

○住民税務課長（会計管理者）（島田　誠）

高山村の防犯対策についてお答えいたします。

防犯カメラは、24時間撮影が可能であることから、犯罪の抑止効果があるとともに、犯罪発生時には、容疑者の特定にも役立つなど、安全で安心して暮らせる地域づくりに大きな役割を果たすものと思っております。

その一方で、撮影される方のプライバシーを侵害することのないよう十分配慮する必要があります。防犯カメラで記録された個人の画像は、特定の人物を識別することができる個人情報であり、個人情報保護法における保護の対象となっております。

そのようなことから、防犯カメラは、犯罪の未然防止を目的としていますが、プライバシーや個人情報の取扱いには十分留意することが必要であります。

そこで、まず初めに、防犯カメラの設置計画についてのお尋ねでございますが、これまでに村が設置した防犯カメラは、役場庁舎やＹＯＵ游ランド駐車場、沖渡橋など合わせて11基ございますが、これらは、防犯上の理由や通学路の安全確保などを目的として設置したものでございます。

このため、令和６年度には、ごみの不法投棄防止や通学路の安全対策を目的に、高山大橋の南側へ１基設置し、運用を開始しております。

なお、新年度につきましては、今のところ設置する予定はありませんが、今後関係する皆様からの御要望や、危険と思われる箇所などを調査する中で、必要に応じて設置を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、防犯カメラの補助政策の必要性についてでありますが、村では、令和元年度から有害鳥獣

による被害を防止するための機器購入費に対する補助を実施しており、農作物の盗難防止を兼ねて、この制度を利用し、防犯カメラを設置している方もおられます。

また、県においては、「長野県警察街頭防犯カメラ設置促進事業」により、自治組織や市町村などが主体となって、地域住民の身近で起きる犯罪や地域住民が不安に感じる事案の発生を抑止するため、防犯カメラを購入・設置する費用に対して補助金が交付されておりますので、必要に応じてこの事業を有効に活用するなどして、地域の防犯力の向上や地域の安心・安全につなげてまいりたいと考えております。

したがいまして、個人の防犯カメラ設置・購入に対する補助につきましては、近隣市町村にもお聞きしたところ、同様の補助制度を実施している自治体がないことや、第一義的には村民の皆さん一人ひとりの防犯意識の醸成、そして、地域住民、関係機関や関係団体の参加と協力により見守ることが防犯対策として重要であると考えておりますことから、本村におきましては、現時点において、補助制度の創設は考えておりませんので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――黒岩清道議員。

○11番（黒岩清道議員）

再質問をいたします。

政策の必要性ということだけではないのですが、防犯というのは、何があるか分からない、正直なところ、今、こういう高山村ってそういうのは問題ないなと思っていらっしゃる方が非常に多いと思いますが、不思議なことに、今、闇バイトとかそういうのは、いろんなところに行っているわけですよ。

正直私自身も経験と言うか、家族が井戸端会議して、私の家のすぐ近くです、家のことを知っていれば、そこに見慣れない車が、若い者が来て、昨年ですけれども、蕎麦屋ってどこ、その屋根だよって、裏道を通ってきて見ているんですね。家の人から聞くと、これはもしかしたら見回っているんじゃないのか、よく最近では、マーキングとか玄関に石を置くとか、そういうことも、そういうのでもバイトになるということを非常にやられているという話も聞きます。正直なところ、なぜこんなところを通ってくるのと思うことは私も多々あります。私も新聞配達しますので、朝なんでこんなところにこの人達がいるのというところも、何回か夏場ではよくありますので、非常にそういうことを考えたときに、防犯カメラって必要だなというところがあります。

そこで、設置は今考えていないということだったので、作物の、その２番目ですが、農業関係で補助金が出るというのは、どこまでが対象なのか。畑に対してなのか、それとも農機具を置いてある車庫でもいいのか、そういうところも、また、鳥獣被害の関係ですと、24時間回ってなくても人が動いたときに録画するという、そういうものも対象なのか、その辺を教えてください。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――山嵜産業振興課長。

○産業振興課長（山嵜隆広）

再質問にお答えをいたします。

農作物の被害に対する器具の購入、どこまでの範囲なのかということでしたので、私のほうから、お答えをさせていただきたいと思います。

「高山村自ら守ろう農作物推進事業補助金交付要綱」というものを村では定めておりますが、その中では、農作物被害対策器具の購入事業ということで補助対象としております。具体的には、有害鳥獣による農作物被害を防止するために必要な対策器具の購入費ということでございますので、農作物被害を防止するための目的で購入するものを対象にしているという現状であります。

対象経費につきましては、個人の場合は３分の１以内、また、３戸以上の農林業者で組織する団体の場合は２分の１以内という補助要綱としております。特別、上限額等は設けておりません。参考までに申し上げますと、今まで、令和元年以降、この制度を活用して、こういったカメラを購入された方の実績は２件でございますので、よろしくお願いいたします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――黒岩清道議員。

○11番（黒岩清道議員）

正直、２件ですか。金額的に昔よりは高額でなくなってきたところもありますけれども、やはり防犯というのは、考えていかないと、安全というところは、プライバシーの問題も当然ですが、移住定住を考える人たちのアンケートの中には、どこで何を選ぶかというときに、安全というのは上位になるわけです。その辺をどう考えるかというところがあると思います。逆に、鳥獣害被害で２件というのも、また、少ないかなと思うので、そういうものも周知するように、今後考えていただきたいなと思います。

それでは、３つ目の質問に移りたいと思います。

若者移住定住・空き家の住宅助成について質問いたします。

高山村も人口減少や少子高齢化が進む中で、村長の公約の中にもありますけれども、若い世代の人口維持と増加を図ることということで書かれております。特に移住定住の環境整備は大切な戦略だと考えております。その中で、私が特に考えるのは、村内を卒業した若者、この若者が結婚や出産を機に、高山村、または親元に帰ってきて家庭を持つ、また、生活をするということは、これからの高山村では、非常に心強い支えになるんだと思います。先般でも、お話あったように、入学支援金の増額なども含め、村では、子育てしやすい村づくりを進めている中で、住宅の助成に関して幅を広げる必要があるんだと思いますが、そこで、質問いたします。

これは、令和５年にも質問をしていますが、「若者住宅建設促進事業助成金制度」ですが、購入など、また、改築などで費用の一部を助成しています。新築住宅の場合は15万円、中古住宅の場合

は10万円、多世代同居世帯のための新築、増改築の場合は50万円となっています。

以前の質問でも、親と同居するという場合に、多世代同居世帯のための新築、増築のその条件にリフォームが入っていないので使えないということで、これを何とか変更できないかということで質問しましたが、当時は、先進事例などを参考に研究してまいりたいということで答弁いただきました。助成金の比率や上限額を定めるようなことで、リフォームにも対応できるようにすべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――山嵜定住支援室長。

○定住支援室長（建設水道課長）（山嵜賢一）

若者の移住定住・空き家の住宅助成についてお答えいたします。

村では、人口増加と若者世帯の定住を促進するとともに、世代間の支え合いを推進するため、村内の住宅を取得などした45歳以下の若者を対象に、新築住宅は15万円、中古住宅の購入は10万円、多世代同居住宅の新築または増改築は50万円を助成する「若者住宅建設促進事業助成金」を交付しております。

また、空き家を有効活用する際には、空き家の利活用に伴う費用について、家財整理費用は30万円、増築費用は上限100万円、土地・建物の購入費用については50万円を助成する「空き家活用推進事業助成金」を交付し、村民と都市住民等との交流の拡大並びに移住及び定住の促進による地域の活性化を図っております。

そこで、多世代同居世帯のための新築・増改築住宅と同様に、助成比率や上限額を定めることで、リフォームにも対応できるのではないかとのお尋ねでございますが、リフォームについては、建築基準法の大規模修繕や大規模の模様替えに該当し、一般的には、老朽化している外壁の塗り替えや古くなったキッチン設備などを改修することと言われております。

このため、他市町村の多世代同居世帯のリフォームに関わる助成事業の状況を見ますと、事例は少ないものの補助率や限度額を定めて助成金を交付しているところもありますことから、Uターンなど若者世帯の定住しやすい条件整備を整えることは必要であると考えております。

このため、議員御提言のような多世代同居世帯のためのリフォームに係る助成を新たに設けることについて、今定例会に予算を計上し、御審議いただくこととしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――黒岩清道議員。

○11番（黒岩清道議員）

私も通告を出してから、今回の予算書を見て、内容までは分からなかったのですが、多分そうなるのかなと、今、答弁を聞いて感じました。逆に内容的なことは委員会のほうで、また審議させて

もらえばよろしいかなと思うので、こういう形で、住民移住を増やしていく、また、子どもたちがまた戻って来る、半分でも戻ってくると、毎年100人旅立っていく子どもが50人戻ってくるということになると、非常に高山も潤うわけです。また、そういうことを考えながら政策を進めていただきたいなということを切に願って、私からの質問は終わります。

○議　長（西原澄夫議員）

以上で、黒岩清道議員の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は、全て終了しました。

本日は、これで散会します。

お疲れ様でした。

午後３時19分　　散　会

地方自治法第123条第２項の規定により署名する。

令和７年３月７日

高山村議会議長　　西　原　澄　夫

署　名　議　員　　黒　岩　清　道

署　名　議　員　　久保田　雄　吉

署　名　議　員　　勝　山　正　弘

令和７年第２回高山村議会３月定例会会議録（第４号）

令和７年３月21日（金曜日）

議　事　日　程

日程第１　議案第２号　高山村子育て応援基金条例
日程第２　議案第３号　高山村犯罪被害者等支援条例
日程第３　議案第４号　高山村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
日程第４　議案第５号　職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例
日程第５　議案第６号　議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
日程第６　議案第７号　特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第７　議案第８号　特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第８　議案第９号　一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
日程第９　議案第10号　高山村福祉医療費特別給付金条例の一部を改正する条例
日程第10　議案第11号　高山村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第11　議案第12号　森林スポーツ公園温泉条例の一部を改正する条例
日程第12　議案第13号　高山村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
日程第13　議案第14号　非常勤消防団員退職報償金条例の一部を改正する条例
日程第14　議案第15号　高山村高齢者交流センター松の湯荘指定管理者の指定期間の変更について
日程第15　議案第16号　辺地に係る総合整備計画について
日程第16　議案第17号　高山村道路線の変更について
日程第17　議案第18号　高山村道路線の廃止について
日程第18　議案第19号　令和６年度高山村一般会計補正予算（第６号）
日程第19　議案第20号　令和６年度高山村国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
日程第20　議案第21号　令和６年度高山村診療所特別会計補正予算（第１号）
日程第21　議案第22号　令和６年度高山村介護保険特別会計補正予算（第２号）
日程第22　議案第23号　令和６年度高山村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
日程第23　議案第24号　令和６年度高山村温泉開発事業特別会計補正予算（第３号）
日程第24　議案第25号　令和６年度高山村上水道事業会計補正予算（第３号）
日程第25　議案第26号　令和６年度高山村下水道事業会計補正予算（第３号）

日程第26　議案第27号　令和７年度高山村一般会計予算

日程第27　議案第28号　令和７年度高山村国民健康保険特別会計予算

日程第28　議案第29号　令和７年度高山村診療所特別会計予算

日程第29　議案第30号　令和７年度高山村介護保険特別会計予算

日程第30　議案第31号　令和７年度高山村後期高齢者医療特別会計予算

日程第31　議案第32号　令和７年度高山村温泉開発事業特別会計予算

日程第32　議案第33号　令和７年度高山村上水道事業会計予算

日程第33　議案第34号　令和７年度高山村下水道事業会計予算

日程第34　発議第３号　選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書

日程第35　閉会中の継続調査の申出について

日程第36　議員派遣について

本日の会議に付議した事件

１　議案第２号～議案第34号

２　発議第３号

３　閉会中の継続調査の申出について

４　議員派遣について

出　席　議　員（12名）

１番　久保田　雄　吉　議員	２番　勝　山　正　弘　議員
３番　滝　澤　　聖　議員	４番　梨　本　　進　議員
５番　沖　島　祥　介　議員	６番　髙　井　央　葉　議員
７番　柴　田　弘　男　議員	８番　湯　本　辰　雄　議員
９番　松　本　　茂　議員	10番　山　嵜　秀　治　議員
11番　黒　岩　清　道　議員	12番　西　原　澄　夫　議員

欠　席　議　員（なし）

説明のため出席した者

村長	藤沢敏和	副村長	小林信彦
教育長	澁谷茂夫	総務課長	山崎久志
住民税務課長（会計管理者）	島田　誠	健康福祉課長	黒岩　慎

産業振興課長	山 嵜 隆 広	建設水道課長 (定住支援室長)	山 嵜 賢 一
教 育 次 長 (人権推進室長)	堀 一 生		

事務局出席職員

事 務 局 長	宮 川 洋 一	書 記	槇 田 和 子

午後１時31分　開　議

○議　長（西原澄夫議員）

これから本日の会議を開きます。

なお、本日の日程は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

諸般の報告

○議　長（西原澄夫議員）

日程に先立ち、諸般の報告を行います。

広報担当職員による写真撮影を会議規則102条によって許可しましたので報告します。

これで諸般の報告を終わります。

日程第１　議案第２号

～

日程第17　議案第18号

○議　長（西原澄夫議員）

日程第１　議案第２号　高山村子育て応援基金条例から日程第17　議案第18号　高山村道路線の廃止についてまでの17件を一括議題とします。

議案第２号から議案第９号、議案第11号、議案第13号及び議案第14号の11件について、委員長の報告を求めます。

――――――沖島総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（沖島祥介議員）

ただいま議題となっております総務文教常任委員会に付託されました案件は、議案第２号から議案第９号、議案第11号、議案第13号及び14号の11件です。

審査の経過及び結果について報告します。

委員会は、去る３月17日午前10時20分より、委員全員出席の下、所管の職員の出席を求め、委員外議員の発言を許可し、慎重に審議しました。

議案第２号　高山村子育て応援基金条例に関しては、新たに基金を創設することの意義などについて質疑がありましたが、討論を省略して採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第３号　高山村犯罪被害者等支援条例については、他の自治体との条例の違いについてなどの質疑がありましたが、討論を省略して採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第４号から議案第６号、議案第８号及び議案第９号については、特段質疑もなく、討論を省略して採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第７号　特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、特段質疑もなく、討論を省略して採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第11号、議案第13号及び議案第14号に関しては、特段質疑もなく、討論を省略して採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務文教常任委員会に付託されました議案11件についての審査の経過及び結果の報告とします。

議員各位におかれましては、適切な御判断の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議　長（西原澄夫議員）

議案第10号及び議案第12号の２件について、委員長の報告を求めます。

――――――梨本福祉産建常任委員長。

○福祉産建常任委員長（梨本　進議員）

ただいま議題となっております福祉産建常任委員会に付託されました案件は、議案第10号及び議案第12号の２件であります。

審査の経過及び結果について報告します。

委員会は、去る３月17日午前10時より、委員全員出席の下、所管の職員の出席を求め、委員外議員の発言を許可し、慎重に審査をいたしました。

議案第10号　高山村福祉医療費特別給付金条例の一部を改正する条例及び議案第12号　森林スポーツ公園温泉条例の一部を改正する条例については、特段質疑もなく、討論を省略して採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で福祉産建常任委員会に付託されました議案２件についての審査の経過及び結果の報告といたします。

○議　長（西原澄夫議員）

これから議案第２号について委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議　長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議　長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第２号　高山村子育て応援基金条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手９人）

○議　長（西原澄夫議員）

挙手多数です。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第３号について委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議　長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議　長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第３号　高山村犯罪被害者等支援条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手11人）

○議　長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第４号について委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議　長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議　長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第４号　高山村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手11人）

○議　長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第５号について委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議　長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議　長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第５号　職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手11人）

○議　長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第６号について委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議　長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議　長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第６号　議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手11人）

○議　長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第７号について委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議　長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議　長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第７号　特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手10人）

○議　長（西原澄夫議員）

挙手多数です。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第８号について委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議　長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議　長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第８号　特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手11人）

○議　長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第９号について委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議　長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議　長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第９号　一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手11人）

○議　長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第10号について委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議　長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議　長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第10号　高山村福祉医療費特別給付金条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手11人）

○議　長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第11号について委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議　長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議　長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第11号　高山村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手11人）

○議　長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第12号について委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議　長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議　長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第12号　森林スポーツ公園温泉条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手11人）

○議　長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第13号について委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議　長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議　長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第13号　高山村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手11人）

○議　長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第14号について委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議　長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議　長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第14号　非常勤消防団員退職報償金条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手11人）

○議　長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第15号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議　長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議　長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第15号　高山村高齢者交流センター松の湯荘指定管理者の指定期間の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手11人）

○議　長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は、原案のとおり可決されました。

これから議案第16号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議　長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議　長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第16号　辺地に係る総合整備計画についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手11人）

○議　長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は、原案のとおり可決されました。

これから議案第17号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議　長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議　長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第17号　高山村道路線の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手11人）

○議　長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は、原案のとおり可決されました。

これから議案第18号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議　長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議　長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第18号　高山村道路線の廃止についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手11人）

○議　長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第18　議案第19号

～

日程第33　議案第34号

○議　長（西原澄夫議員）

日程第18　議案第19号　令和６年度高山村一般会計補正予算（第６号）から日程第33　議案第34号　令和７年度高山村下水道事業会計予算までの16件を一括議題とします。

議案第19号から議案第34号までの16件について、委員長の報告を求めます。

――――――高井予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（髙井央葉議員）

ただいま議題となっております令和７年度予算決算常任委員会に付託されました所管事項について、委員会審査の経過並びに結果を報告します。

付託された案件は、議案第19号から議案第34号までの16件で、委員会は去る３月10日から13日までの４日間にわたり慎重に審査を行いました。

審査では、初めに令和７年度予算、続けて令和６年度補正予算の順に所管課ごとに細部説明を受け、各委員から質疑、意見、要望などがありました。主な質疑と答弁を所管課別に申し上げます。

まず、令和７年度予算について、最初に、総務課においては、文書広報費においてケーブルテレビの番組制作について新たに考えている企画はあるかとの質疑があり、委託料は変わらないがこれまで村民の皆さんに向けた番組制作を行ってきたが、そのうちの一部を村外へＰＲするような番組制作を考えていきたいとの回答がありました。

村議会議員一般選挙費において、立候補者の届出などこれまで手書きだったが、ほかの自治体ではデータで打ち込んでデータで提出できるところも出てきている。何か考えていることはあるかとの質疑があり、立候補者が用意する書類は多く負担だという声は聞いている。できるところはデータで入力、提出ができるようにしていきたいとの回答がありました。

災害対策費において、防災無線やインターネットが使えなくなった場合、ＳＮＳのようなプッシュ型の情報発信方法も考えていくとのことで、それはそれでよいと思うが、高齢者のみの世帯など使えない方もいる可能性も考えられるがどう考えているかとの質疑があり、様々な情報発信方法とともに地域の力も大事だと考えている。地区防災マップを活用するなど、体制整備を行っていきたいとの回答がありました。

次に、住民税務課においては、児童手当費においておむつ購入助成金の申請方法は従来どおりかとの質疑があり、これまでは煩雑であったため簡略化を考えている旨の回答がありました。

続いて、産業振興課では、農業振興費の自ら守ろう農作物推進事業において、購入される鳥獣被害防止用機器について質疑があり、恒久電気柵の維持管理の負担の軽減を目的に、電気柵に電気が通っているかを遠隔で確認することができるシステムを試験的に導入する旨の回答がありました。

園芸振興費において、村の中の荒廃地を把握、対応ができる形になればいいと思うがいかがかとの質疑があり、耕作放棄地の解消は個人レベルでは難しいので、営農支援センターの法人化がいい

のか、農業生産法人のような組織に参入してもらうのがいいのか、様々なことを研究していきたいとの回答がありました。

商工業振興費において、特産品開発補助金のこれまでの実績と開発されたもののその後、また認証制度等の考えはないかとの質疑があり、小規模業者の補助金取得が多くあり、ＰＲ等はそれぞれで行っていること、また、認証制度については現在村にはなく、今後企業とのコラボなど研究していきたいとの回答がありました。

観光費において、蕨温泉の湯量の現状と周辺整備設計委託料として1,000万円が計上されているが、どこまで話が進んでいるのかとの質疑があり、湯量については最近は安定しているが、管の老朽化でさびのようなものが混入することがあり、機械のトラブルの原因にもなる。取り替えることはできないため、新たな源泉の掘削を行うこと、周辺整備については令和６年度にも地元の皆さんと話合いをしてきた。まとまった希望を入れながら内容を詰めていきたいとの回答がありました。

議会事務局においては、特に質疑はありませんでした。

続いて、教育委員会及び人権推進室においては、児童福祉施設費において園児が持参する御飯を温かく提供できるよう購入する御飯用保温庫はどんなものか、また、炊きたてを提供したほうがいいと思うがどう考えるかとの質疑があり、一定の温度の庫内に入れて温めておくものであること、御飯の提供には、調理スペース、炊飯器を使う電力、衛生面など課題が多いため、まずは保温庫で対応したい旨の回答がありました。

また、児童クラブの利用実績についての質疑があり、児童クラブには定員いっぱいの70人、学童クラブには33人の入所があり、学童クラブは年々減っている旨の回答がありました。これに対して保護者が安心して働けるよう考えていただきたいとの要望がありました。

男女共同参画推進費において、村の審議会や各種委員会など男女比の目標を持って取り組む必要があるのではないかとの質疑があり、計画の見直しの年となるため具体的な数字を盛り込むなどしていきたいとの回答がありました。

高等学校費、教育振興費において、バス定期券の補助７割にこだわらず電車の助成も考えてはいかがか、また、ほかの補助制度等の考えはとの質疑があり、バスの利用促進を図るためなのでバス定期券の補助を考えている、ほかの補助については研究していかなければと思っているとの回答がありました。

続いて、建設水道課及び定住支援室では、住宅費において、今年は空き家活用住宅の費用が計上されていないがいい物件が出てくればやるのかとの質疑があり、条件が合わなかったり物価高騰等で難しく今年は計上していない。令和８年度に向けて研究していきたいとの回答がありました。

上水道事業会計において、上水道管の村内の敷設管の今後の更新予定についての質疑があり、国の情報を整理してできることからやっていく。特に重要施設につながっているものを重点的に取り組んでいくべきと考えているとの回答がありました。

続いて、健康福祉課では、社会福祉施設費において、10月から公共交通の再編がされ、全村フルデマンドとなり運転手が予約を受けて対応すると聞いたが、車の中で予約を受けるようになるのかとの質疑があり、休日と平日で受付方法を変える予定であること、始めてみていろんな問題が出てくるかと思うので、その都度検討していきたい旨の回答がありました。

また、高校生相当の方への「ＫＵＲＵＲＵ」ポイント付与についての質疑があり、年齢で区切って定期券を使わない方にも少しでも乗ってもらえるようにしたい施策である旨の回答がありました。

また、減便による乗れるバスが減っており、乗れるバスを増やしてほしい要望があり、小中学校より通学で乗るバスの時間短縮の要望もあり、併せて要望として上げていきたい旨の回答がありました。

介護保険特別会計歳出において、村内で特養への入所待ちの状況についての質疑があり、朝日高井ホームで５名、朝日ホームではもっと多くの方が入所待ちをしていると思われるとの回答がありました。

続けて、令和６年度補正予算について、総務課において、公共施設再エネ設備整備事業において4,139万円の減額の内容についての質疑があり、当初３億円を計上していたが、プロポーザルを行ったことなどにより経費は圧縮できたとの回答がありました。

ほかの課においては、特段質疑はありませんでした。

総括質疑は14日の午前10時より行い、梨本委員、山嵜委員から質問がありました。

梨本委員からは、部活動地域移行のコーディネーターの採用について、その目的と方向性についての質問があり、澁谷教育長より、令和７年度において協議会の立上げや整備を事務局が中心となって行ってもらう、具体的には部活動地域移行の推進計画案や指導者の確保、保護者負担などについて中心に考えてもらうとの答弁がありました。

山嵜委員からは、１問目として、子育て応援基金に1,000万円が計上されていることについて、新たな基金をつくらなくてもある程度フレキシブルに使えるふるさとづくり基金などもある中でなぜ新たに基金を積み立てるのか、具体的な目的はとの質問に対し、藤沢村長より、子育てしやすい村、若い人に住んでもらえる村を目指して、経済的負担軽減となるソフト事業、老朽化していく施設の改修等ハード事業ともに考えていくために基金を積み立てるべきと考えているとの答弁がありました。

２問目に、にぎわいの場構想について、当初予算ではこれまで推進してきたにぎわいの場構想について予算が計上されていない、藤沢村長はにぎわいの場構想を公約とした内山村政において副村長として推進してきたはずだが今後どうしていくのかとの質問があり、藤沢村長より、昨年までのにぎわいの場構想では村民を巻き込んだ議論が盛り上がらなかった。今後、地域や関係団体と丁寧に話をしていきたい旨の答弁がありました。

３問目に、国民健康保険基金について、１億4,400万円の基金を計画的に取り崩して国保税の引

下げを行うべきではないか、その意向はないかとの質疑があり、これに対し藤沢村長より、今後、医療費の上昇に備えているということもある。ためるために積み立てているわけではないが、今のところ取崩しということは考えていないとの答弁がありました。

以上で質疑を終結し、討論を省略して、挙手による採決を行いました。その結果、議案第19号　令和６年度高山村一般会計補正予算（第６号）は全員賛成、議案第20号　令和６年度高山村国民健康保険特別会計補正予算（第３号）は全員賛成、議案第21号　令和６年度高山村診療所特別会計補正予算（第１号）は全員賛成、議案第22号　令和６年度高山村介護保険特別会計補正予算（第２号）は全員賛成、議案第23号　令和６年度高山村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は全員賛成、議案第24号　令和６年度高山村温泉開発事業特別会計補正予算（第３号）は全員賛成、議案第25号　令和６年度高山村上水道事業会計補正予算（第３号）は全員賛成、議案第26号　令和６年度高山村下水道事業会計補正予算（第３号）は全員賛成、議案第27号　令和７年度高山村一般会計予算については賛成多数、議案第28号　令和７年度高山村国民健康保険特別会計予算については賛成多数、議案第29号　令和７年度高山村診療所特別会計予算については全員賛成、議案第30号　令和７年度高山村介護保険特別会計予算については全員賛成、議案第31号　令和７年度高山村後期高齢者医療特別会計予算については全員賛成、議案第32号　令和７年度高山村温泉開発事業特別会計予算については全員賛成、議案第33号　令和７年度高山村上水道事業会計予算については全員賛成、議案第34号　令和７年度高山村下水道事業会計予算については全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上が予算決算常任委員会に付託されました議案16件の審査の経過並びにその結果です。委員会の審査の中で委員より出されました意見、要望などが十分に尊重され、村民の安心安全でよりよい暮らしのために反映されますことを委員長として切に要望いたします。

最後に、委員会審査に当たり、説明と答弁に当たられました職員の皆さんに感謝するとともに、長時間の質疑に真剣に取り組んでいただきました委員の皆様にも御礼申し上げまして、令和７年度予算決算常任委員会の報告といたします。ありがとうございました。

○議　長（西原澄夫議員）

これから議案第19号について委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議　長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議　長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第19号　令和６年度高山村一般会計補正予算（第６号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手11人）

○議　長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第20号について委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議　長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議　長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第20号　令和６年度高山村国民健康保険特別会計補正予算（第３号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手11人）

○議　長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第21号について委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議　長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議　長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第21号　令和６年度高山村診療所特別会計補正予算（第１号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手11人）

○議　長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第22号について委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議　長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議　長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第22号　令和６年度高山村介護保険特別会計補正予算（第２号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手11人）

○議　長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第23号について委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議　長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議　長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第23号　令和６年度高山村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手11人）

○議　長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第24号について委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議　長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議　長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第24号　令和６年度高山村温泉開発事業特別会計補正予算（第３号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手11人）

○議　長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第25号について委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議　長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議　長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第25号　令和６年度高山村上水道事業会計補正予算（第３号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手11人）

○議　長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第26号について委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議　長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議　長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第26号　令和６年度高山村下水道事業会計補正予算（第３号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手11人）

○議　長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第27号について委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議　長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

――――――10番　山嵜秀治議員。

○10番（山嵜秀治議員）

ただいま議題となっています議案第27号　令和７年度高山村一般会計予算について、反対の立場から討論します。

今、参議院で審査されている国の25年度予算は、一般会計は総額115兆5,415億円で、前年度当初比で2.6%増となっています。22年度から始まった大軍拡は25年度予算で中間年となり８兆7,000億円です。敵基地攻撃を実際に可能とする長射程のミサイル、それを運用するレーダー、施設、基地強靭化など、近隣諸国との軍事的緊張を強め、戦争への道を突き進む危険な内容と言わざるを得ません。大軍拡は暮らしも破壊します。軍拡増税の危険があります。暮らしの予算も圧迫します。

もう一つは、膨らむ大企業へのばらまき、ＡＩ、半導体に７年間で10兆円の公的支援を行います。一方で、物価上昇にも追いつかない社会保障予算、そして生計費非課税の原則から消費税の減税が求められるのです。

さて、村の一般会計予算総額は51億5,000万円となっています。まず、新たな基金の創設です。子育て応援基金を新たにつくり1,000万円を積み立てますが、新たな基金を創設しなくともふるさと創生基金で十分対応できると思うのです。基金は既に令和５年度末で38億6,000万円ほどあります。人口減少が進む中で、これまで建設された施設などの維持管理、老朽化が進むと思われる中で一定の基金が必要なことは十分承知をしております。一般会計で剰余金が生ずればその２分の１は基金に積まなければならないことなどを考慮するなら、現状の基金総額で十分と言えるのではないでしょうか。新たな基金創設は一層のため込みを助長するものになりかねないと危惧するものです。

子育て支援の関係では、昨年度に引き続き学校給食費が無償となっていること、さらに子どもたちの医療費における500円の手数料負担が廃止されることは、やや遅くなった間は否めませんが歓迎するものです。また、昨年はこの討論の中でも小中の入学祝金の増額を求めましたが、名称は変わりましたが増額されたことは評価をいたします。一層子育て支援を強めることを求めるものです。

１つに、国保における均等割の問題です。収入のない子どもたちにも均等割を課すことは、子育てに逆行するものです。国保の特別会計の中でこの解消を進めることは難しいということであれば、一般会計の中で補助要綱をつくり、負担の解消が求められると思うところです。

また、保育園においての主食の提供を求めてきましたが、保温庫の購入で家庭から持参の御飯を温めるというものにすり替えられてしまったという印象が拭えません。一般質問で湯本議員が紹介しましたが、飯山市では試験的に提供を重ね７年度から主食の提供を進めます。こうした例も参考

に検討を深めることを求めるものです。

また、高齢者施策については、難聴者への補聴器導入への補助を求めるものです。全国では2021年が35自治体、2023年10月218自治体、2024年11月には375自治体へと広がっています。村はかたくなにこの補助を拒否していますが、多くの自治体で補助が広がっていて喜ばれていると聞いております。

次に、介護崩壊という問題です。一般質問でも述べましたが、本村は訪問介護事業所がゼロの自治体の１つとなりました。誰しもが健康で過ごしたいと願っています。そのために村も健診や様々な活動を進めていてさらに一層の強化が求められますが、それでも団塊の世代私たちが75歳以上となり介護を受ける方が増えることが予想されます。暮らし慣れた地域で住み続けたいという願いをかなえるために、ホームヘルパー派遣事業は欠かせません。村が責任を持って村内に訪問介護事業所が再開できるよう全力を尽くすことを強く求めるものです。

次に、同和行政についてです。この問題をタブー視しないという点です。同和問題は解消に向けて大きく前進しているのですから、この立場に立った行政を進めるべきです。この間、使用不能となっていた農機具などについて適切に処理をされたことは前進と評価します。さらに、同僚議員からも指摘されました使用不可能な牧地区の同和対策集会所、ほとんど使用されていない併設の紫同和対策集会所、ここは整理を進め始めたとの報告もありましたが、これらについてタブー視せず適切に処理されることを求めるものです。

村民に身近村政が国の悪性の防波堤として村民に寄り添い安心と希望の持てるものになるよう求め、以上討論とします。

○議　長（西原澄夫議員）

原案に賛成者の発言を許します。

――――――２番　勝山正弘議員。

○２番（勝山正弘議員）

ただいま議題となっております議案第27号　令和７年度高山村一般会計予算について、賛成の立場から討論いたします。

令和７年度一般会計予算総額は51億5,000万円で、前年度比６億400万円の増であり、積極的な予算計上となっております。

第六次高山村総合計画に掲げる村の将来像である「ずっと住みたい　また訪れたい　いいね信州高山」の実現を目指して、５つの基本目標に沿ってきめ細やかな施策がバランスよく配分され、住民に寄り添うとともに、活力ある村づくりを目指した予算編成となっているものと思われます。

中でも、蕨温泉ふれあいの湯の源泉掘削事業に３億3,440万円を計上し、湯量確保に向けた新たな源泉掘削を行うほか、雷滝遊歩道にさらなる安全対策として2,400万円を計上し、転落防止柵の整備等を行うこととしており、さらなる誘客に向けて本村の重要な観光資源の強化を図ることとし

ております。

また、高山村子育て応援基金を創設し、初年度は1,000万円を積み立て、村民が安心して子どもを産み育てる環境づくりを積極的に推進することや、小中学校入学時の応援給付金として１人７万円の給付のほか出産祝金の増額など、子育て世帯の経済的負担を軽減するために各種施策が予定されております。

また、若者住宅建設促進事業の充実や空き家の有効活用を図るための空き家対策事業など、若者の移住定住促進施策を積極的に推進しているものと思われます。

災害時における避難所の熱中症対策等の生活環境の向上を図るため、指定避難所機能強化事業に２億7,000万円を計上し、高山中学校体育館に再生可能エネルギーを活用した空調設備の整備や大雨時の越水などによる被害から村民を守るための関場排水対策・中塩排水路整備に5,938万円、防災情報伝達手段の多様化を図るため、防災情報をスマートフォンへ配信する仕組みの構築に2,511万円を計上するなど、防災・減災に対する各種事業が積極的に計画されております。

また、CO_2（温室効果ガス）の排出抑制のため、たかやま保育園の照明設備のＬＥＤ化を図るほか、高山中学校の休日部活動を地域クラブへ移行するためのコーディネーター職員の配置や、子どもたちが充実した学校生活を送れるよう、保育園における教育環境の充実や小中学校の教育環境の整備のための経費が積極的に盛り込まれております。

最後に、予算審査の中で議員から出された意見、要望を真摯に受け止め、この予算を最大限に発揮し、村民の暮らしと活力ある村づくりを進めていただくことを切に期待し、令和７年度高山村一般会計の予算について、予算決算常任委員会委員長の報告のとおり可決することに賛成するものであります。

議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げ、賛成討論といたします。

○議　長（西原澄夫議員）

原案に反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議　長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第27号　令和７年度高山村一般会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手９人）

○議　長（西原澄夫議員）

挙手多数です。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第28号について委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議　長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

――――――８番　湯本辰雄議員。

○８番（湯本辰雄議員）

ただいま議題となっています議案第28号　令和７年度高山村国民健康保険特別会計予算について、反対の立場から討論いたします。

国民健康保険は国民皆保険制度の根幹をなす医療保険であり、国民の約３割が加入し、中でも65歳から74歳ではおよそ70％の国民が加入されています。

ところで、国保は勤労者が加入する国民けんぽや協会けんぽなどと比較すると保険料は約２倍になっています。そのため、全国知事会、全国市長会などは、低所得者が加入する医療保険なのに保険料が高いので１兆円を投入して解決せよと国に求めています。併せて子どもに係る均等割保険料を軽減させる支援制度の創設も提言しています。国はこのような切実な国民要求を受け、令和４年から就学前児童の均等割を半額負担としました。

ところで、2018年に国保の運営主体を市町村から県に移行されました。これによって、県が標準保険料率を算定し市町村が保険料徴収するということになりました。従来は各市町村において個人の保険料を算定し、負担を軽減させるために法定外繰入れを行ってきましたが、国はこれを中止させました。併せて国は応益負担と応能負担の割合を51対49にすることを求めています。このような中で、本村の国保加入者は941世帯1,497人で、村民のおよそ23.4％の皆さんが本人と御家族の健康生活を送るために加入されております。

本年令和７年度の国保会計予算総額は８億3,900万ですが、これには後期高齢者支援金と介護保険料を含んでいます。歳入において一般被保険者国保税収入は１億6,700万として、本村の１人当たり保険料はおよそ11万1,500円になりますが、そのうち国保はおよそ８万4,000円分になります。

さて、令和７年度の国保税収入のうち応能負担である所得割は9,270万円、応益負担である均等割と世帯割の合計は5,243万円と、応益負担と応能負担の割合は36対64となりました。これには国保税を軽減されている方も含まれておりますが、従来から説明されている41対59以上に応益負担と応能負担の割合の差が大きくなっているということが分かりました。この所得割が大きいということは、農業などの自営業者の収入が多いという本来大変喜ばしいことと私は考えます。

昨年９月の定例会において令和５年の決算が報告されましたが、令和５年度には応益負担と応能

負担との割合を国の51対49の方針に近づけるということで資産割を廃止して応能負担と応益負担割合を43対57とすることを目指しましたが、結局決算では従来どおりの結果という報告もありました。

さきの令和７年度予算の議案説明によれば、令和７年度は前年どおりの課税標準で行っているが、将来は国や県の求める基準にしなければならないと説明されております。私は保険というものは病気などによって収入がない方でも安心して医療にかかれるよう、今は健康であっても保険料を負担して、いついかなるときに誰もが安心して医療にかかれるようにしておくものだというふうに考えます。

ところが、今議会一般質問における答弁において、国保の基本として全ての世帯員が等しく保険給付を受けるため所得の有無にかかわらず負担していくものだともされました。これは費用を支払えば受益があるという例えば趣味の会の会費と同様の考え方と似ております。これは保険の考え方ではないではありませんか。私は将来においても応能負担である所得割を減少させ、所得の少ない方々に大きな影響がある応益負担部分の増加ということは、保険の趣旨から外れてしまうものと考えます。所得の少ない皆さんにも安心して健康な暮らしができるように、現在の保険税の負担制度を維持していただくことをまず求めます。

次に、私は以前から子どもの均等割を廃止してということを求めてきました。働いていない収入のない子ども１人に年間２万1,700円の負担が求められております。未就学児童は半額になっていますが、子どもが多い御家庭には大きな負担となります。この均等割は応益負担の部分となりますので、将来、応能負担、応益負担の変更に関わり値上げということになれば、各家庭にさらに大きな負担が生じることになります。これでは村長の言う子育てしやすい村づくりには逆行するということになるのではないでしょうか。

次に、国保の基金は１億4,000万円以上あります。どのように活用される計画でしょうか。同僚議員が総括質疑で申したように、第一義的には保険税の減額に用いるべきと考えます。また、今後の税負担の変更に伴って活用ということもあろうかとは思いますが、早期に活用計画の策定が必要と考えます。

また、基金の上限設定も必要ではないでしょうか。現在、国保会計は本村だけではなくなっております。ただただため込んでおくだけではいかがなものかと思います。活用方針がないならば早期に村民に還元するという施策も検討すべきだと思います。

以上で私の討論といたします。

○議　長（西原澄夫議員）

原案に賛成者の発言を許します。

――――――３番　滝澤　聖議員。

○３番（滝澤　聖議員）

ただいま議題となっております議案第28号　令和７年度高山村国民健康保険特別会計予算につい

て、賛成の立場から討論いたします。

国民健康保険は、国民皆保険制度の中核を担い、地域医療の確保や地域住民の健康の保持、増進に大変重要な役割を果たす医療のセーフティーネットと言える保険制度であります。

しかし、国民健康保険は、比較的所得の低い方や高齢者の皆さんの加入率が高いなど、構造的な問題を抱え、全国の多くの自治体で国民健康保険の運営が厳しいとされております。

このため、国では平成30年度から都道府県が市町村国保の運営に中心的な役割を担い、財政運営の主体となり、県では地域の実情を踏まえ、段階的に保険料納付金の算定基準となる医療費指数を統一し、将来的には負担割合の標準税率を応能割49に対し応益割51に設定する旨の方針が示されております。

こうした中で、村の令和７年度の国民健康保険の予算は、歳入歳出総額で８億3,921万円、前年比5.9％の減となっております。これは保険給付費で5,549万4,000円、率で8.3％の減が主な要因となっております。

本村のように小規模な保険者は、ひとたび高額な医療費が発生すると、保険給付費が一気に増大する危険性を抱えており、先の見通しが難しいところはありますが、ある程度の保険給付費の増減を想定しなければならない中で、本村の国民健康保険の保険給付費は比較的安定して推移しており、国民健康保険税については、平成25年度に引上げを行って以来据え置かれ、令和５年度には県が示す応益、応能割合に近づけるため資産割を廃止したところであり、村では安定した国民健康保険の運営に努めているものと評価するものであります。

長期的には、県が示す保険税の応能割、応益割の統一化に向けての保険税の改正を検討していかなければなりませんが、この改定に当たっては、低所得者に負担を強いる平等割、均等割の金額を引き上げることが不可欠であり、大変憂慮されるところであります。

今後の保険給付費の推移に注視しながら、国民健康保険事業基金で１億4,500万円余りを有していることから、この基金を有効利用するなどして負担増となる低所得者の皆さんの負担の激変緩和に配慮して改定が行われることを要望するものであります。

また、健康診査などの受診率を上げ、重度の疾病になる前に予備軍とされる生活習慣病の皆さんへの予防の指導に努めるなど、一層の健康づくりの充実により保険給付費の減少につなげるなど、今後とも安定した国民健康保険の運営に努められることを希望するものであります。

以上、賛成の立場から私の考えを申し上げましたので、議員各位には御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議　長（西原澄夫議員）

原案に反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議　長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第28号　令和７年度高山村国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手９人）

○議　長（西原澄夫議員）

挙手多数です。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

しばらく本休憩とします。

午後２時38分　　休　憩

午後２時55分　　再　開

○議　長（西原澄夫議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから議案第29号について委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議　長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議　長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第29号　令和７年度高山村診療所特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手11人）

○議　長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第30号について委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議　長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議　長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第30号　令和７年度高山村介護保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手11人）

○議　長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第31号について委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議　長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議　長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第31号　令和７年度高山村後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手11人）

○議　長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第32号について委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議　長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議　長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第32号　令和７年度高山村温泉開発事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手11人）

○議　長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第33号について委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議　長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議　長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第33号　令和７年度高山村上水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手11人）

○議　長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第34号について委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議　長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議　長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第34号　令和７年度高山村下水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手11人）

○議　長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第34　発議第３号

○議　長（西原澄夫議員）

日程第34　発議第３号　選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書を議題とします。

職員に朗読させます。

――――――書記　槇田和子さん。

○書　記（槇田和子）

＝発議第３号朗読＝

令和７年３月21日

高山村議会議長　西　原　澄　夫　様

提出者　高山村議会議員　　髙　井　央　葉

賛成者　高山村議会議員　　湯　本　辰　雄

高山村議会議員　　久保田　雄　吉

選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書（案）

現在、日本では婚姻における夫婦別姓が認められていないために、結婚に際して約95パーセントの女性が改姓する状況である。

女性の社会進出が進む中で、家族の在り方は多様化してきており、経済界及び若者世代を中心として、夫婦が望む場合には結婚後もそれぞれ結婚前の氏を称することを認める制度、いわゆる「選択的夫婦別姓制度の実現」を求める声が高まっている。

また、国連女性差別撤廃委員会は2024年10月、女性差別撤廃条約の締約国において、条約の履行状況を審査した結果、夫婦同氏を義務付ける民法の規定を見直し、選択的夫婦別姓を導入するよう、日本に対して４度目となる勧告を出したところである。

政府は、女性活躍の推進等の観点から、旧姓の通称使用拡大に向けて取り組んでいるが、日常生活・職業生活において、海外渡航時のトラブルやキャリアの断絶等の不便・不利益が発生しており、通称使用で解決できる課題には限界があり、社会の実態に即した法整備を進める必要がある。

よって、高山村議会は、国会及び政府において、国内の実情及び国際社会の動向を踏まえ、個人の選択に寛容な社会を確立し、ジェンダー平等を実現するため、選択的夫婦別姓制度を導入するよう強く要請する。

2025年　月　日

長野県高山村議会

議長　西　原　澄　夫

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

法務大臣

女性活躍担当大臣

内閣府特命担当大臣（男女共同参画）　あて

○議　長（西原澄夫議員）

本案についての趣旨説明を求めます。

――――――６番　髙井央葉議員。

○６番（髙井央葉議員）

ただいま議題となっております発議第３号　選択的夫婦別姓制度導入を求める意見書の趣旨説明を申し上げます。

現在、日本では民法第750条において「夫婦は婚姻の際に定めるところに従い、夫または妻の氏を称する」と定めて夫婦同姓が義務づけられており、その中で約95％もの女性が改姓する状況となっています。夫婦が同性にならなければ婚姻できないとする国は現在日本だけであり、2024年10月国連女性差別撤廃委員会は女性差別撤廃条約の締約国において条約の履行状況を審査した結果、夫婦同姓を義務づける民法の規定を見直し、選択的夫婦別姓を導入するよう日本に対して勧告し、これは実に４度目となっております。

女性の社会進出が進み家族の在り方も様々になっている中で、経済界及び法曹界、そして若者世代を中心に夫婦が望む場合には、結婚後もそれぞれの結婚前の氏を称することを認める制度、いわゆる選択的夫婦別姓制度の実現を求める声が高まっています。

３月８日の国際女性デーに合わせて行っているアンケートでは、実に８割以上の方が選択的夫婦別姓制度に賛成、どちらかといえば賛成と答えており、これは同姓しか選べない現在の制度ではなく夫婦で話し合って同姓か別姓かを決めることができる選択的夫婦別姓を望んでいる人が多い意識醸成、機運の高まりの表れです。

政府は女性活躍の推進等の観点から旧姓の通称使用拡大に向けて取り組んでいますが、海外渡航時のトラブルやキャリアの断絶等の不便、不利益が発生しており、通称使用で解決できる課題には限界があることも分かってきています。

令和６年12月の長野県議会においても、選択的夫婦別姓制度について十分に議論し、旧姓の通称使用の法制化を求める意見書は否決となり、選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書が原案可決されました。

本意見書は、国会及び政府において国内の実情及び国際社会の動向を踏まえ、個人の選択に寛容な社会を確立し、ジェンダー平等を実現するため選択的夫婦別姓制度の導入を強く要望するものです。

議員各位の御賛同をお願い申し上げ、趣旨説明といたします。

○議　長（西原澄夫議員）

これから発議第３号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議　長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

――――――４番　梨本　進議員。

○４番（梨本　進議員）

ただいま発議されました選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書について、反対の立場として討論をいたします。

家族が同じ姓を名のる夫婦同姓制度は、家族、子どもとの絆や一体感の維持にとって極めて重要な制度と思っています。同一家族の氏、姓の呼称を１つに定めることによって社会を構成する上で自然で基本的な集団の単位となっており、家族の氏、姓は大変意義深いものと考えます。夫婦別姓導入の議論に結婚による改姓の不利益を指摘する声もありますが、現在、旧姓の通称使用は大幅に広がり、既に一般化しているように感じます。現制度において通称使用についての法整備をさらに進めることによって改姓による不利益も大きく緩和されるものと思います。

また、別姓導入により夫婦の選択において両親の姓、子どもたち、兄弟の姓が違うこともあると想定されています。産経新聞が行った小中学生2,000人を対象にした夫婦別姓に関するアンケートでは、反対が49.4％、賛成が16.4％、子どもたちの心配や両親への思い、子どもたちへの影響など、この数字をどう捉えるかは各人が判断するところです。

この頃の国政を見れば、選択的夫婦別姓制度の導入について政局絡みの選挙を見据えた党利党略とも思える民法の改変を行おうとしている動きが感じられます。少なくとも選択的夫婦別姓制度について身近な家族や地域社会、国民の中に広くコンセンサスができていない状況で拙速に制度を導入すれば、我が国の将来に大きな禍根を残しかねないことと思います。

よって、私は提案されました選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書の高山村議会の意見書の提出については、反対の立場を取るものです。

今回の議員提案については敬意を表するものであります。議員発議による議会の意見書提出は全会一致の意見統一が望ましいことと私も認識していますが、今回は根本的な人生観のことで熟慮の結果と御理解いただければと思います。議員各位には賛同を特に求めるものではなく、それぞれ各議員の御判断に委ねるものです。

以上で反対の討論といたします。

○議　長（西原澄夫議員）

原案に賛成者の発言を許します。

――――――10番　山嵜秀治議員。

○10番（山嵜秀治議員）

ただいま議題となっています発議第３号について、賛成の立場から討論します。

世界ではジェンダー平等が歴史的な前進を遂げています。日本でもこの間男女賃金格差の公表制度の実現、不同意性交罪の創設など刑法改正、パートナーシップ制度の拡大と同性婚など当事者の権利を認める画期的な判決の連続、今回提出されている意見書の選択的夫婦別姓制度を求める世論

と運動の広がり、経口中絶薬の承認を始めとする性と健康の分野における女性の権利の尊重など、世界の動きもこうした運動の高まりが政治を動かしてきました。

しかし、日本の到達はジェンダーギャップ指数ランキングで146か国中118位というものです。国際社会の進展から大きく遅れていると言えます。５年前に作成された第五次男女共同参画基本計画で掲げた数値目標も、女性議員、女性候補者比率や管理職比率を始め、多くが未達成となっています。今年2025年は日本が女性差別撤廃条約を批准して40年の節目の年です。昨年10月に行われた国連女性差別撤廃委員会による第９回日本報告の審議では、日本のジェンダー格差、女性差別の実態が厳しく指摘され、多くの改善点が勧告されました。

さて、選択的夫婦別姓の問題です。提案者から説明もありましたが、国連の女性差別撤廃委員会からも20年以上前から４回にわたって勧告を受けてきた課題です。結婚の際、４組に３組は夫婦の姓をどちらにするかそもそも話し合わなかった、こんな調査報告を１月16日開かれた選択的夫婦別姓を求める訴訟の第３回口頭弁論で原告側が紹介しています。民法750条は結婚の際夫または妻の姓を名のると定めていて形式的には平等のように見えますが、実際は約95％の夫婦が夫の姓にしています。大阪大学の三浦麻子教授の調査報告、2024年12月12日作成のものですが、これによると夫婦の姓をどちらにするかそもそも話し合わなかった人が78％、その中でも女性が姓を変更したケースでは83％が話し合わなかったと回答しているということです。私事で恐縮ですが、私も46年前に結婚したときに、どちらの姓を名のるかということについてそもそも話合いはしませんでした。私の姓を名のるということが当時としては当たり前であって、そのことを今でも反省をしております、話し合わなかったことをです。

先ほど紹介しました選択的夫婦別姓を求める訴訟の弁論では、もう一つの調査結果が示されています。原告弁護団が調査した95か国のうち夫婦同姓が可能な国が62か国ありましたが、この全ての国で夫婦別姓が可能というものです。95か国のうち33か国は原則夫婦別姓です。選択的夫婦別姓をめぐっては先ほど反対討論でもありましたが、旧姓使用の拡大、この議論があります。しかし、これは不利益を解決するものでないどころか、今以上に煩雑な手続を強いられるおそれさえあり、何よりも姓名は個人がそれまで生きてきた人生の象徴で変更を強制されないことは人格権の大事な一部だと思います。

別姓では子どもがかわいそう、こういう意見もあります。しかし、今、国際結婚や事実婚、離婚などで親と苗字が違うという子ども多く存在します。子どもたちがかわいそうと蔑む感覚こそが是正されなければならないのではないでしょうか。同姓であっても別姓であっても個人として尊重されることが大切なのではないでしょうか。

夫婦同姓が絆を深めるという意見もあります。ならば夫婦同姓の夫婦間で深刻な対立やＤＶ、離婚という問題が起こらないはずですが、現実はそうではありません。夫婦の関係の質は姓が一緒かどうかというものより、お互いの信頼や尊重ということが大事なのではないでしょうか。

夫婦が同姓か別姓かを選択できる制度は、結婚する二人のどちらの思いも尊重し、個人の尊厳と本質的平等を保障するものと言えるのではないでしょうか。今、夫婦同姓で不利益を被っているのはほとんど女性です。この不利益を解消し、夫婦が同姓か別姓かを選択できる制度にすることは大切なことだと思います。

こうした思いから、選択的夫婦別姓を求める本意見書に賛成するもので、議員各位の賛同もお願いしまして、討論とします。

○議　長（西原澄夫議員）

原案に反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議　長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから発議第３号　選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（起立７人）

○議　長（西原澄夫議員）

起立多数です。

本案は、原案のとおり決定されました。

日程第35　閉会中の継続調査の申出について

○議　長（西原澄夫議員）

日程第35　閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

各委員長から所管事務の調査について、会議規則第74条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議　長（西原澄夫議員）

異議なしと認めます。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第36　議員派遣について

○議　長（西原澄夫議員）

日程第36　議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣につきましては、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議　長（西原澄夫議員）

異議なしと認めます。

議員派遣は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

○議　長（西原澄夫議員）

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

会議規則第６条の規定によって、これで閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議　長（西原澄夫議員）

異議なしと認めます。

本定例会は、これで閉会することに決定しました。

会議を閉じます。

この機会に、議長として一言御礼を申し上げます。

本３月定例会は、３月４日から本日21日までの18日間の会期で開催されました。この間、村長から提出されました条例の制定・改正などの案件、令和６年度補正予算及び令和７年度一般会計、特別会計、企業会計の予算の審査の案件につきましては、各常任委員会において慎重に審査をいただき、ここに終結することができました。

また、議会基本条例につきましては、特別委員会の中で協議を重ねてまいりましたが、このたび議会の承認をいただくことができました。

一般質問につきましては、10名の議員が登壇され、23項目にわたり当面の課題など多岐にわたっての質問、提言をいただきました。理事者並びに役職員から真摯な答弁を賜りましたこと、厚く御礼を申し上げます。

さて、このたびの議会では、特に私たちが直面する人口減少に関する課題が焦点となりました。

持続可能な村の発展のために、子育て支援の充実が喫緊の課題であります。こうした中で、令和７年度当初予算では、子育て支援に関する予算の拡充が図られ、子育て世帯の経済的負担を軽減するための各種施策や高山村子育て応援基金の創設が盛り込まれております。これからの施策によって、村の地域の未来を担う子どもたちを育む一助となり、御家庭に安心をもたらすことを願っております。

また、蕨温泉ふれあいの湯の湯量確保に向け、新たな源泉掘削を行う予算が計上されました。温泉は村の観光の要であり、この資源は観光や地域の振興に大きく寄与するポテンシャルを秘めております。持続可能な形で活用していくことが求められております。

これから私たち議会も地域の声をしっかり受け止めながら、様々な課題に立ち向かっていく所存です。皆様の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

最後になりますが、いまだに寒い日が続いております。新年度を迎えるに当たり、理事者を始め執行機関の皆様、そして議員各位におかれましては、健康に十分御留意をいただきまして、さらなる御活躍をされることを御祈念申し上げ、議会閉会に当たり、御礼の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

この際、村長の発言を許します。

――――――藤沢村長。

○村　長（藤沢敏和）

３月定例会の閉会にあたりまして、一言御礼の御挨拶を申し上げます。

本定例会は、去る３月４日に開会し、本日までの18日間にわたり、全部で34議案という大変多くの議案を御審議いただきました。議員各位には、慎重に御審議をいただき、それぞれ原案どおり議決を賜りましたことに厚く御礼申し上げます。

今会期中に議員各位から賜りました貴重な御意見、御提言につきましては、十分にその意を尊重いたしまして、厳しい経済環境と財政事情ではございますが、今後も村政運営に十分生かしてまいる所存でありますので、今後とも格別の御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

今定例会で議決を賜りました人権擁護委員の推薦につきましては、引き続き御依頼を申し上げました山際秀一様には、人格、識見が高く、豊富な知識と経験の下、人権擁護について御理解のある方でありますので、引き続き御期待申し上げるところでございます。

暑さ寒さも彼岸までと申しますが、春分が過ぎても春の陽気とは幾分開きがあるように感じますが、今年の桜の開花予想を見ますと、東日本では平年並みか幾分早い見込みとのことで、本村に取りましては桜まつりを控え、桜の見頃の時期が大変気になるところでございます。

去る17日、農林水産省は今月３日から９日にスーパーで販売された米５kg当たりの平均価格が前年同期比で2,000円以上高い4,077円であったと発表いたしました。これは前の週と比べても125円上がっていて、10週連続で値上がりが続き、市場最高値を更新していると言われております。この

ため、今月下旬には政府備蓄米が店頭に並ぶ見通しとされておりますので、今後の備蓄米放出による値下がり効果に期待するものであります。

今週は私も含め議員の皆様や学校関係者など地域住民の皆様の御列席の下、小中学校でそれぞれ卒業式を、保育園では卒園式が挙行され、卒業、卒園される皆さんの門出をお祝いしてまいりました。45名の小学校卒業生には大きな夢に向かってひたすら努力しましょうと申し上げ、56名の中学校卒業生にはこれから先は自分自身の意思や判断が尊重されるので、できるだけ自分で考え行動してほしいと伝えました。児童生徒ともに立派に成長され、とても頼もしく感じたところでございます。また、本日午前中に行われた卒園式では、心身ともにたくましく育った24名の園児の皆さんが元気に巣立っていく姿を見て大変感銘したところでございます。

さて、新年度は「第六次高山村総合計画後期基本計画」の実施初年度でありますと同時に、地方創生の村の総合戦略により、地域の活性化や子育て支援のほか、観光資源の再積極的ＰＲや健康長寿による生涯現役の村づくりを一層推進するとともに、大規模災害に備えて避難所となる高山中学校体育館への空調設備の整備や地区防災計画の策定など、災害に強い村づくりの推進に取り組んでまいります。そして、若者は夢と希望を持ち、働く世代は生きがいを感じ、高齢者ははつらつと暮らせる、そんな明日の高山村をつくり上げてまいりたいと考えておりますので、今後とも議員各位を始め村民の皆様のなお一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、今定例会初日に申し上げました岩手県大船渡市の大規模山林火災は、市の総面積の９％に当たる2,900ha余りを焼失し、火災発生から12日たった３月９日に鎮圧をいたしました。改めて山林火災の脅威を知るとともに、これからの季節は好天が続くと空気が乾燥し野火による火災が心配されますので、農作業等をする際は気象情報を十分確認の上、くれぐれも安全に作業していただくことをお願い申し上げます。

暦の上では春とはいえ、まだまだ寒暖の差が激しいことから、議員各位におかれましては、くれぐれも御自愛されまして、ますますの御活躍を御祈念申し上げ、閉会の御挨拶といたします。ありがとうございました。

○議　長（西原澄夫議員）

令和７年第２回高山村議会３月定例会を閉会します。

ありがとうございました。

午後３時30分　　閉　会

地方自治法第123条第２項の規定により署名する。

令和７年３月21日

高山村議会議長　　西　原　澄　夫

署　名　議　員　　黒　岩　清　道

署　名　議　員　　久保田　雄　吉

署　名　議　員　　勝　山　正　弘

令和７年第１回

高山村議会臨時会会議録

令和７年１月14日　開会

令和７年１月14日　閉会

（１日間）

高山村議会事務局

令和７年第１回高山村議会１月臨時会会議録（第１号）

令和７年１月14日（火曜日）

高山村告示第49号

令和７年１月14日、高山村議会１月臨時会を高山村役場に招集する。

付議事件

１　令和６年度高山村一般会計補正予算（第５号）

令和７年１月６日

高山村長　藤　沢　敏　和

議　事　日　程

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期の決定

日程第３　諸般の報告

日程第４　議案第１号　令和６年度高山村一般会計補正予算（第５号）

日程第５　議員派遣について

本日の会議に付議した事件

１　会議録署名議員の指名

２　会期の決定

３　諸般の報告

４　議案第１号

５　議員派遣について

出　席　議　員（12名）

１番　久保田　雄　吉　議員	２番　勝　山　正　弘　議員
３番　滝　澤　　聖　議員	４番　梨　本　　進　議員
５番　沖　島　祥　介　議員	６番　髙　井　央　葉　議員
７番　柴　田　弘　男　議員	８番　湯　本　辰　雄　議員
９番　松　本　　茂　議員	10番　山　嵜　秀　治　議員
11番　黒　岩　清　道　議員	12番　西　原　澄　夫　議員

欠　席　議　員（なし）

説明のため出席した者

村　　長	藤沢敏和	副　村　長	小林信彦
教　育　長	澁谷茂夫	総務課長	山﨑久志
住民税務課長（会計管理者）	島田　誠	健康福祉課長	黒岩　慎
産業振興課長	山嵜隆広	建設水道課長（定住支援室長）	山嵜賢一
教育次長（人権推進室長）	堀　一生		

事務局出席職員

事務局長	宮川洋一	書　　記	槇田和子

午前10時01分　　開　会

○議　長（西原澄夫議員）

ただいまから令和７年第１回高山村議会１月臨時会を開会します。

議会招集の挨拶があります。

――――――藤沢村長。

○村　長（藤沢敏和）

改めて、おはようございます。高山村議会臨時会の開会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、新年早々に令和７年第１回高山村議会臨時会を招集申し上げましたところ、議員各位には大変お忙しいところを御参集いただき、ここに開会できますことに対しまして、厚く御礼申し上げます。

日頃は、村政発展のために多大な御尽力を賜っておりますことに、深く敬意と感謝を申し上げます。

昨年大晦日の22時15分頃、ケーブルテレビの光回線が、村内全域で使用できなくなるという停波事故が発生し、ケーブルテレビ、インターネット及び防災行政無線個別受信機が一時利用できない状態となりました。

この件につきましては、村民の皆様を始め、旅館関係者など多くの皆様に多大な御不便と御迷惑をお掛けしたことに、心よりお詫びを申し上げます。

今回の事故原因について、株式会社グーライトでは、自社が所有、管理するＵＰＳ、いわゆる非

常用電源装置の誤作動によって、サブヘッドエンドの電源が喪失したことによるものと言われておりますことから、村といたしましては、極めて遺憾な事案であるため、事業者に対して再発防止と今後の対応策等も含め、しっかりと対応するよう厳しく指導いたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

今年は、比較的穏やかな元日を迎え、寒さは厳しいものの、ある意味平穏な新年であったかと思っております。

そのような中で、能登半島地震から１年余りが経過いたしましたが、これまでの死者数は504人、うち災害関連死は276人で、依然２人が行方不明となっております。

一方、被災地の事業再開率は、６割にとどまり、高齢化が進む地域の振興は、道半ばと言われております。改めて、被災されました皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興を願うものであります。

さて、石破首相は、６日の年頭記者会見で、自身が重視する地方創生を「令和の日本列島改造」と位置づけ、強力に推し進めるとしたうえで、一極集中を見直し、多様性を未来の力にしていくと言われておりますことから、今後の石破首相の対応などについて、注視してまいりたいと思っております。

現在、大寒を前に強い寒気が入ってきており、この寒さは今しばらく続くようでございますが、昨年末以降の寒さによりまして、インフルエンザの流行が本格化しておりますので、手洗いやうがいなどの予防対策の徹底とともに、感染拡大しないよう注意喚起を促すなど、引き続き周知啓発に努めてまいりたいと思っております。

気象庁は６日、2024年の日本の平均気温が平年値を1.48度上回り、1898年の統計開始以降で最も高くなったと発表をしております。

これは、地球温暖化に加え、偏西風が北寄りを流れて、温かい空気に覆われやすかったことなどが影響したと言われておりますが、長期的には、100年当たり1.40度のペースで上昇していると言われておりますことから、今後、必要に応じて対策を講じていかなければならないものと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、本日提案いたします議案は、令和６年度高山村一般会計補正予算案１件でございます。

十分御審議をいただき、議決を賜りますようお願い申し上げまして、議会招集の御挨拶といたします。

よろしくお願い申し上げます。

○議　長（西原澄夫議員）

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

この機会に副村長より発言を求められておりますので、これを許します。

――――――小林副村長。

○副村長（小林信彦）

貴重な時間をいただきまして誠にありがとうございます。12月定例会におきまして、議員各位より選任の同意をいただき、１月１日付で副村長に就任いたしました。小林信彦と申します。

藤沢村長の村政運営方針を具現化し、一生懸命取り組みます。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第１　会議録署名議員の指名

○議　長（西原澄夫議員）

日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、８番　湯本辰雄議員、９番　松本　茂議員及び10番　山嵜秀治議員を指名します。

日程第２　会期の決定

○議　長（西原澄夫議員）

日程第２　会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日１日限りとしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議　長（西原澄夫議員）

異議なしと認めます。

会期は本日１日限りに決定しました。

日程第３　諸般の報告

○議　長（西原澄夫議員）

日程第３　諸般の報告を行います。

監査委員から、12月分の出納検査についての報告があり、別紙のとおり報告書をお手元に配りましたので、報告します。

前定例会会議後に、議員の派遣を議長において別紙のとおり決定しておりますので、報告します。

これで諸般の報告を終わります。

日程第４　議案第１号

○議　長（西原澄夫議員）

日程第４　議案第１号　令和６年度高山村一般会計補正予算（第５号）を議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

――――――藤沢村長。

○村　長（藤沢敏和）

高山村議会１月臨時会の提案説明を申し上げます。

議案第１号の１件につきまして、一括して御説明を申し上げます。

議案第１号　令和６年度高山村一般会計補正予算（第５号）について申し上げます。

この補正予算は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、低所得世帯に対する支援金等を早急に支給するため、その関連経費などを補正するもので、歳入歳出それぞれ１億2,184万2,000円を追加し、当初予算からの累計額を54億9,569万5,000円とするものであります。

歳出では、民生費の社会福祉費で低所得世帯支援分として、１世帯３万円を給付するほか、高齢者のみの世帯などに対する１世帯２万円の高齢者世帯等原油対策事業などで3,723万円追加、児童福祉費で、18歳以下の子育て世帯に対する児童１人当たり３万円の給付金など2,581万円追加、土木費の道路橋梁費で、除雪委託料など5,319万2,000円追加、教育費の小学校費で、令和７年度に小学校へ入学する児童の保護者に対し、経済的負担軽減を図るため、これまでの入学祝金を廃止し、新たに入学応援給付金として、児童１人当たり７万円を給付するため231万4,000円追加、中学校費も小学校費と同様に、令和７年度に中学校へ入学する生徒の保護者に対し、新たに入学応援給付金として、生徒１人当たり７万円を給付するため329万6,000円追加。

歳入では、地方交付税や国庫支出金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を追加するものであります。

以上、一括して申し上げましたが、十分に御審議をいただき、議決を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議　長（西原澄夫議員）

しばらく休憩します。

午前10時11分　　休　憩

午前10時18分　　再　開

○議　長（西原澄夫議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから議案第１号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

――――――湯本辰雄議員。

○８番（湯本辰雄議員）

ただいま議題になっております中で、まず、歳出民生費の社会福祉総務費の中の高齢者世帯等原油高騰対策事業についてお尋ねします。

これは、昨年も同じような燃料券の交付事業があったというふうに思っております。それでその中で、昨年と同様の御提案というふうに私としては受け止めておりますが、昨年の中で、若い人が同一世帯に同居しているというのみで、この高齢者世帯の燃料券交付事業について、排除されたということは大変遺憾であるという意見を申し、私の一般質問でも申し述べました。それでその中で、次回のこのような同様の事業が御提案されるとすれば検討していただきたいと、村民一般にどなたでも物価高騰は影響しているということでありますので、ぜひ検討し直していただきたいということを申し上げました。そしてその答弁としまして、検討していくという答弁があったというふうに聞いております。ということで、私としては、今回のこの提案について、改めてこの１年間において、このような村民からの意見をどのように御検討されたのかということをお聞きしたいと思います。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――黒岩健康福祉課長。

○健康福祉課長（黒岩　慎）

それでは、ただいま湯本議員の御質問にお答えさせていただきます。

高齢世帯等原油高騰対策事業のいわゆる燃料券の交付につきましては、昨年と同様、高齢者のみの世帯また、障がい者、生活保護世帯等対象とさせていただいております。

若い世帯と同居しているということで、対象とならないというようなことで、検討はなされたかというような御質問でございますが、燃料券の交付につきましては、高齢者世帯とその寒さ対策ですとか、そういったようなことを図る上で、最重要な世帯であるというようなことで捉えております。若い世帯、同居している方についてでの検討、支給対象は今回外させていただいております。そういったことで、させていただきましたがよろしくお願いしたいと思います。

○議　長（西原澄夫議員）

ほかに質疑ありませんか。

――――――髙井央葉議員。

○６番（髙井央葉議員）

ぜひできれば、村長に答弁をお願いしたいと思います。

教育費の小学校、中学校に令和７年度入学生に対する入学応援給付金についてお聞きします。

１つ目に、今回補正予算として、令和７年度の入学の子どもたちから対応となった理由を教えてください。

２つ目に、昨年、一昨年に入学させた世帯からすれば、かなりの不平等さを感じることかと思われます。その点についてどう思われていますでしょうか。

３番目に、子育て世帯に対する負担軽減策は必要であると私も考えます。ですが、これまでも要望等が出ています。スクールバスですとか、通学かばんの導入また、高校生の入学にかかるもの等、高山村で子育てするに当たって必要となるほか、子育て施策の考えについて教えてください。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――藤沢村長。

○村　長（藤沢敏和）

まず、この支援の時期の問題であります。

令和７年度からということも、実は検討はしたんですけれども、やはりこのいわゆる準備金と言いますか、支度金と言いますか、入学にかかるものでありますので、４月以降に新年度でやってしまうと、結局１年遅れるような形になってしまうということなので、私とすれば、やはりこの子育て世帯への支援というのは、もともと公約の中でしっかりやっていきますよという話をさせていただいた中で、やはりここは、この新年度からすぐに使えるように準備をしていくということで、ここで補正をさせていただいたということであります。

それから、その平等感的なお話であったかと思いますけれども、やはり制度そのものというのは、その都度、やはり見直しをしていく必要があるものと私は思っております。したがって、これまでも長いこと入学祝金ということで、それぞれ１万円ずつ申し上げてまいりましたけれども、やはり今、何をその子育て世帯の皆さんはお困りなのかと、これ困っているというのは、多々あると思うんですけれども、当面は今の入学にかかるものをやっていきますよということで、今回このような形になったところであります。

それから子育て世帯、それぞれ学年といいますか、小学生、中学生、高校生それぞれ子どもにかかる経費というのは、それぞれに異なってくるんだろうと思っております。そんな中で、今回はこの入学祝金に特化をしているわけでありますけれども、やはりそれぞれ例えば、学年ごとに進級するといったときも、それなりにお金はかかってくるんだろうなというふうには思っております。その中で、やはりある意味実態調査じゃないですけれども、どんな部分でお困りなのか、また、私も自身もそういった子育て世代の皆さんともいろいろと意見交換等させていただく中でまた、必要な施策等をその都度見直すなり、考えていくべきだろうというふうに思っておりますし、今、現在新年度予算に向けて作業を編成作業を進めております。

そんな中で、今検討しておりますのは、子育てにかかる基金を創設するなりして、やはり臨機応変に対応できるようなことも考えていかなきゃいけないんだろうなというふうに思っておりますの

で、またその辺も、また新年度に向けた中で、さまざまな検討が必要かなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから先ほどの原油価格、灯油券の関係、これ当然、議員おっしゃるとおり全ての村民の皆さん、この物価高で大変な思いをされているのは事実だと思っております。特にその中で、やはりこの行政の進めるべき状況といいますか、考え方というのは、特にその中でも困難極めている方をピックアップして対象にしているということでございますので、その辺また御理解をいただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議　長（西原澄夫議員）

ほかに質疑はありませんか。

――――――山嵜秀治議員。

○10番（山嵜秀治議員）

それでは、教育費の関係で、村長にお伺いしたいと思います。

賃金の伸びが物価高騰に追いつかない、そうした状態が続いている下で、子育て世帯を含む皆さんへの経済的支援というのは必要であり、また重要だと思っております。

そんな中で、今回応援給付金ということで７万円に増額される、そのこと自体は、私は増額されることは必要であるというふうに思っています。先ほど出ましたように、今までは１万円であったものが今回は７万円になるという中で、保護者の中にかなりの不公平感が生じる危険性があると思います。去年は１万円だった、今年の人はいいよねとこういうことになりかねない。新しい政策を実現していくときには、そういうことというのは、少なからずあり得るわけですけれども、今回かなりの金額差がある中で、私は、ここで一時的に例えば、ここで進級する皆さんに進級祝金として７万円の６割とか７割という額を支給していくことは必要ではないかと。500人前後という児童生徒の皆さんがいらっしゃるかと思うんですが、４万円とすれば2,000万円ぐらいの財源が必要になってきますが、財政調整基金を活用してでも、こうしたことを進めて不公平感というものをできるだけ緩和していく、そのことが必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――藤沢村長。

○村　長（藤沢敏和）

今の不公平感というお話でございます。確かに金額のみ考えますと、入学祝金１万円であったものが、今度は、応援給付金７万円ということで、数字だけ捉えますと、そういう差が出てくるかと思います。

しかしながら、その考え方が、いわゆる入学祝金というものとやはり入学にかかる費用を支援するという中身の違いというのは、私はあると思うんです。したがって、やはり制度というのは、その都度やはり検証する中で見直しをしていくということは重要だと思っておりまして、やはりずっ

と１万円でお祝い申し上げてきたものをやはり今、物価高あるいは今の賃金、若い皆さんは賃金安いというような実態であるわけでございまして、やはりその初期投資といいますか、いわゆる入学にかかる費用というのも大体標準で７万円から８万5,000円ぐらいかかるというようなことも一応調査をした中で、そういう結果が出てきております。したがって、やはり今ここで大きく変えていくべきことかなというふうに思って、今回そういった応援給付金というものを設けたところでございます。

ただ、今の不公平、他の子どもたちとの不公平というのは、これ当然議員おっしゃるとおりかと思いますけれども、やはりこの制度改正というのは、どうしてもこれそういうタイミングというのは出てきてしまいますので、ただそれに代わるものが今後考えられるかどうかということになってくるかと思いますけれども。その辺は全く実際に、じゃほかの子どもたちが進級するときにどの程度費用かかってくるのかというのは、まだまだ調査不足という部分もありますので、その辺も含めた中で、今後の検討課題かなというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議　長（西原澄夫議員）

ほかに質疑ありませんか。

――――――山嵜秀治議員。

○10番（山嵜秀治議員）

村長のおっしゃることも分かります。新たな政策、施策を進めていくときに若干の不公平感、例えば、子どもたちの医療費の無料化でも、小学校５年生まで無料化だったものが６年生になり、中学卒業までなっていくというときにも、不公平感というのは生じてきたと思うんですが、今回の場合、幾ら入学祝金と入学応援給付金と違うんだということであっても、金額的な差があまりにもあるので、そこのところが、かなり不公平感というのが生まれてくる可能性は高いと思うんです。そうした点で私は、その緩和策として、実態調査はされていないかもしれないけれども、ここで１年限りであっても進級支援金として、私が言ったようなことは進めることが必要だと思うんですが、その点再度お願いします。

○議　長（西原澄夫議員）

――――――藤沢村長。

○村　長（藤沢敏和）

先ほどちょっと私、子育てに関するその支援という部分で、新年度に向けてという基金の話もさせていただきました。やはり当然、子育て支援というのは、これは重要なことで私はあると思っております。その中で、やはり今後、そういった基金を設けるなりして、それなりの対応ができればなというふうに思っておりますので、今回ところは、まずはこの入学祝金から、いわゆる入学応援給付金に変えていくというところから、スタートしていきたいとそんなふうに思っております。したがって、先ほど来議員は、不公平感があまりにも大き過ぎるのではないかということであります

けれども、やはりここは、またしっかりとこう説明なりしていく中で、理解をいただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議　長（西原澄夫議員）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

――――――６番　髙井央葉議員。

○６番（髙井央葉議員）

ただいま議題となっております議案第１号　令和６年度高山村一般会計補正予算（第５号）について反対の立場から討論いたします。

高山村は、子育て支援に手厚い村です。出産祝金やおむつの支援、今回変わるということですが、入学祝金もあり、分かりやすい支援はもちろんですが、保育園、小学校、中学校においても、子どもたちの園、学校生活にかかるさまざまなものにも支援をいただいており、子どもたちが安心して園や学校で生活ができることまた、親の負担も少ないことには、保護者として感謝しているところです。

反面、高山村であるために要望される経済面以外の支援、例えば、スクールバスの導入、小学生の居場所問題、不登校等への対策、小布施町や須坂市が導入されている小学校通学用標準かばんの導入や高校生全体への支援などはなく、小さい子への支援は手厚いけれども、大きくなってお金がかかるようになってからの支援がほとんどないと言われています。

藤沢村長は、12月定例会一般質問でも、子育て世代の負担軽減施策の充実について話されました。子育てにかかる費用は、年々増加していることは確かです。しかしながら、限りある財源の中で給付金という形の支援が最良であるのか、村の子育て世代のニーズを的確に把握し、納得いく支援となるよう慎重に行っていただきたいことを申し上げて、私の反対討論とさせていただきます。

○議　長（西原澄夫議員）

原案に賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議　長（西原澄夫議員）

原案に反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議　長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第１号　高山村一般会計補正予算（第５号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手９人）

○議　長（西原澄夫議員）

挙手多数です。

本案は原案のとおり可決されました。

日程第５　議員派遣について

○議　長（西原澄夫議員）

日程第５　議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

議員派遣につきましては、お手元に配りましたとおり、派遣することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議　長（西原澄夫議員）

異議なしと認めます。

議員派遣は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

○議　長（西原澄夫議員）

お諮りします。

本臨時会の会議に付された事件は全て終了しました。

会議規則第６条の規定によって、これで閉会としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議　長（西原澄夫議員）

異議なしと認めます。

本臨時会はこれで閉会することに決定しました。

会議を閉じます。

この機会に、議長として一言御礼を申し上げます。

本日の臨時会におきましては、提案されました議案につきまして慎重に審議され、承認、可決い

ただきました。

この中でも国の物価高騰対応として、低所得世帯の給付金、18歳未満の子どもへの給付金また、高齢者世帯への燃料券の交付事業等の補正予算が計上されました。

昨今、世界の情勢や経済関係の影響によって、物価が上昇し、村民の皆さんの日常生活に深刻な影響を及ぼしています。このような状況下で、一刻も早く村民の生活を支える手段として、今回行われた補正予算は、子育て世代の皆さんや低所得の皆様への直接的な支援としてまた、御高齢の皆さん等が高騰した燃料費を少しでも軽減できる手段としての施策であると考えております。

議会の使命は、村民の皆様の声をしっかり受け止め、実情に則した施策を打ち出していくことであります。そのために、私たちは必要とされる支援の形をしっかり整え、全力で村民の皆様を支えていかなくてはなりません。この厳しい情勢を乗り切るため予算を有効活用し、今後も村民の皆様に寄り添った施策を展開してまいりたいと考えております。

さて、昨年は１月１日の能登半島地震また、能登地方では線状降水帯による記録的な大雨、能登半島地震の被災地に大きな被害がありました。日本全国でも地震、大雨、台風、高温による大きな災害による被害の１年でした。

高山村には、特に大きな災害はありませんでしたけれども、大雨、高温により農作物の栽培に大変苦労されたと聞いております。今年は災害への対応を考える１年にしたいと考えております。

最後になりましたが、毎日厳しい寒さが続いております。皆様におかれましては、くれぐれも体に御留意をいただき、御健勝でお過ごしいただきますよう御祈念申し上げ、閉会御礼の挨拶といたします。大変ありがとうございました。

この際に、村長の発言を許します。

――――――藤沢村長。

○村　長（藤沢敏和）

臨時会の閉会にあたりまして、一言御礼を申し上げます。

本日は、御提案申し上げました補正予算案を慎重に御審議いただき、原案どおり議決を賜りましたことに厚く御礼申し上げます。

本日、議員から賜りました貴重な御意見につきましては、十分にその意を尊重いたしまして、実効性のある予算執行等に努めてまいりますので、今後とも御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

一昨日の12日、本村の二十歳になられた69名の皆さんをお祝い申し上げましたが、この皆さんが生まれた年を最後に日本の人口の永続的な自然増が終わり、翌2005年には戦後初めて自然減に転じた年でございました。

そのような中にあって、出席された皆さんは、未来に向けて目を輝かせ、晴れやかで元気な姿の皆さんに接し、とても頼もしく感銘を受けた次第であり、今後の御活躍に御期待申し上げる次第で

ございます。

今年のお正月は、年前に降った雪が積もったことなどから、年末年始は、ヤマボクワイルドスノーパークもお客さんでにぎわったとお聞きし、ほっといたしましたが、これからはさまざまなイベントなどが企画されておりますので、しっかりとＰＲして、大いなるにぎわいを期待するものであります。

長野県警は７日、2024年の県内の交通事故死者数が57人であったと発表しております。これは統計を取り始めた1948年、昭和23年以降で最少だった前年を15人上回ったとし、死者のうち65歳以上の高齢者が56.1％を占めていると報じられております。

このため村といたしましては、引き続き村交通安全協会や警察署と連携を図り、高齢者への交通安全指導に力を入れてまいりますとともに、冬期間における道路の安全確保に万全を期してまいりたいと考えております。

さて、現在村では、新年度に向けて予算編成作業を進めておりますが、先行き不透明な経済情勢の中、第六次総合計画に沿って健全な財政運営を図ってまいりますとともに、「しあわせと、充足感ある村づくり」のための予算編成にしてまいりたいと思っておりますので、議員各位の御支援を賜りますようお願いを申し上げます。

去る１月１日付で任命しました小林信彦副村長は、長年にわたり長野県職員としての豊富な知識や、経験に基づく指導力や調整力とともに、県とのパイプ役などの業務も担っていただけるものと思っておりますので、今後とも議員各位の御指導、御鞭撻を賜りますよう、私からもお願い申し上げる次第であります。

結びに、この１年、議員の皆様にとって良い年になりますよう心から御祈念申し上げますとともに、これから大寒を迎え、さらに寒さが増してくるものと思われますので、くれぐれも健康に御留意をいただき、ますますの御活躍を御祈念申し上げまして、閉会の御挨拶といたします。

本日は、誠にありがとうございました。

○議　長（西原澄夫議員）

令和７年第１回高山村議会１月臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

午前10時46分　　閉　会

地方自治法第123条第２項の規定により署名する。

令和７年１月14日

高山村議会議長　　西　原　澄　夫

署　名　議　員　　湯　本　辰　雄

署 名 議 員　松 本　　茂

署 名 議 員　山 嵜 秀 治